

第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議

# ヘイトスピーチをのりこえ、 共生の天幕をひろげよう!

主題：「共に生き共に生かしあう日本社会に向けて  
—日本と世界の連帯でめざす日本社会の正義と共生—



2015.11/  
18<sub>水</sub>→21<sub>土</sub>

●ユース・プログラム

11月15日<sub>日</sub>～17日<sub>火</sub>

●公開集会：11月18日<sub>水</sub> 15:30～18:00

会場●在日本韓国YMCA(東京)

主催：在日大韓基督教会 ●共催：日本キリスト教協議会 / 日本基督教団 / 日本キリスト教会 / 日本バプテスト連盟 / 日本バプテスト同盟 / 日本カトリック難民移住移動者委員会 / ウェスレー財団 ●後援：世界教会協議会・世界宣教と伝道委員会 (WCC-CWME) / 世界教会協議会・国際関係教会委員会 (WCC-CCIA) / 日本聖公会

◆目次◆

◇開会あいさつ： 金 性 済 .....	2
◇歓迎あいさつ： 西原廉太 .....	3
◇開催要項／プログラム.....	4
◇開会礼拝（11月18日）メッセージ : ギーヴァルゲーゼ・モル・クーリロス .....	7
◇朝の祈り（11月19日）メッセージ : エリザベス・リヨン .....	12
◇夕べの祈り（11月20日）メッセージ: スタッカート・パウエル .....	15
◇朝の祈り（11月21日）メッセージ : スピナ・ナカイスラン.....	22
◇閉会礼拝（11月21日）メッセージ : 柳 錫 成 .....	26
◇主題講演（1）： 浜 矩子.....	32
◇主題講演（2）： 丹羽雅雄.....	37
◇聖書研究 : 金 性 済 .....	46
◇ワークショップ——マイノリティからの証言／解説／分科会協議報告 .....	61
①ヘイトスピーチ・ゼノフォビアの増大： レニー・トレンティーノ .....	61
②歴史修正主義 : 太田マルク .....	64
③憲法改正・憲法9条 : 又吉京子 .....	69
④排外的ナショナリズムの危険性 : 宋 恵 淑.....	75
⑤マイノリティのトラウマと衝撃 : 東谷 誠.....	79
⑥教会は癒しの共同体になり得るのか : 金 迅 野.....	82
◇差別に立ち向かう教会.....	85
①世界教会の取り組み： ディナバンドウ・マンチャラ .....	85
②ドイツ : ガブリエレ・マイヤー .....	90
③アメリカ : ロビーナ・マリー・ウィンブッシュ .....	96
④南アフリカ : デービット・ピーター・カールス .....	100
◇グループ・ディスカッション報告／全体会③の協議報告.....	119
◇ユースプログラム（11月15日～17日）報告 .....	124
◇参加者名簿.....	130
◇第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議 共同声明.....	136

## ◆開会あいさつ◆

このたび、日本の諸教会、韓国をはじめ世界の諸教会、そして世界教会協議会（WCC）から、第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議にお集まりくださいます。心から歓迎いたします。

私たちが在日大韓基督教会は、1908年にこの日本の地で宣教を開始し、1934年に在日本朝鮮基督教会という独立した合同教会となり、戦争中の苦難の歴史をのりこえ、今日まで在日コリアン宣教と日本における民族的マイノリティとして差別からの解放と人権確立、そして日韓と北東アジアにおける和解と平和のために107年の歴史を歩んでまいりました。その中でこれまで私たちは、在日コリアンの人権確立の運動とさらに広く在日外国人住民の包括的な人権確立と多文化共生社会の構築のために、1974年に第1回、1994年に第2回のマイノリティ国際会議を主催してまいりました。

ここ20年間における日本社会の右傾化・ナショナリズムの高揚の中で、とりわけ2009年頃より在日コリアンに対するヘイト・スピーチの運動が激しさを増していくなかで、在日大韓基督教会は昨年秋、第3回マイノリティ国際会議を開催することを決議しました。今年1月には、世界教会協議会がこの計画を積極的に支援し、推進してくれることとなり、その後、日本国内、韓国、台湾、そして北米とオーストラリア、ドイツなどの諸教団に支援と参加を呼びかけ、ついに開催の日を迎えることとなりました。本日の開催準備に至るまでに、皆さまの諸教団から貴重な支援献金が送られてきましたことを、ここで心よりお礼を申し上げます。

このたびの国際会議は、在日大韓基督教会が在日コリアンに対するヘイト・スピーチ問題を契機として国際会議を提唱して開催することになりましたが、今日の世界を見渡しますと、ヨーロッパにおいてはイスラム教徒移民に対する憎悪犯罪、さらに最近ではシリア難民をはじめ、中東・アフリカ難民に対する憎悪犯罪と右傾化の高揚が深刻化し、またアメリカにおきましても、サウスカロライナ州チャールストンのアフリカン・アメリカン教会で起きた悲惨な人種差別銃撃事件など、人種差別事件が頻発しました。それぞれの国の社会・歴史的な文脈は異なりますが、今日のグローバリゼーションが席卷する世界において、ナショナリズムの高揚とともに人種・民族的マイノリティに対する差別的な憎悪犯罪が、深刻な形で多民族・多文化共生社会の構築を阻み、また切り崩しつつあるのです。

イエス・キリストの福音に立つ教会は、この世界的な現象に対し目を閉ざすことはできません。わたしたちは、虐げられる小さき存在の叫びを聞かれた神の招きに従い、宣教の課題としてこの問題に立ち向かい、連帯のための世界的なネットワークを構築することが求められています。

したがって、このたびの「マイノリティ問題と宣教」国際会議において、私たちが目的とすることは、①まず、問題提起したこの日本において何が起きているか、ヘイト・スピーチの実態と背景を認識すること、②世界において起こりつつあるヘイト・クライムの現実を知り、この問題についての対話を深めること、③教会の宣教問題としてこの問題をどう扱うかを話し合うこと、④このために今後どのように世界的ネットワークを教会は形成できるか検討することです。

すでに11月15日から始まったユース・プログラムの成果を踏まえながら、今日からの4日間、活発で、有意義な会議を分かち合い、豊かな実りを結んでいくことを心から祈りながら、開会の挨拶にかえさせていただきます。

2015年11月18日

第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議

実行委員長 金性済

## ◆歓迎あいさつ◆

～11月18日・交流会スピーチ～

日本から選んでいただいている世界教会協議会（WCC）中央委員といたしまして、第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議の開催を心からお祝い申し上げます。「マイノリティ問題と宣教」国際会議の第1回は1974年、第2回は1994年に開催されていますが、民族差別を主題に行われた第1回国際会議の前年である1973年の在日大韓基督教会（KCCJ）第28回総会で、KCCJは極めて重要な「宣教基本政策」を採択されておられます。そこにはこのような一文があります。「われわれの存在が、日本社会をして、主なる神の望みたもう歴史の方向へと止揚させていく役割をさえ与えられていることを誇りとするのである」。日本社会に蔓延し続ける差別と不正義を克服すべき責任は日本の教会にこそあるにもかかわらず、KCCJは常に先頭に立って日本におけるエキュメニカル運動に宣教課題を提示してくださってきました。今回の第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議も間違いなく日本のエキュメニカル運動の中で歴史的意義を持つことになると確信いたします。

日本から選ばれているWCC中央委員としていつも大切に考えていることは、WCCで議論される諸課題を日本の教会に伝え、また日本における課題を、WCCを通じて世界に伝えることです。今回は、この国際会議に、他の海外諸代表と共に、WCCからWCC-CWME（世界宣教と伝道委員会）のコーロス議長はじめクム・ジュソプ、キム・ドンソン両幹事が参加くださっています。第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議で議論されたこと、分かち合われたことが、WCCを経て世界の教会に伝えられていくことは大変重要なことであり、またそれは同時に日本の地から世界のエキュメニカル運動への大きな貢献ともなることは間違いありません。WCCは、長年、世界各地における人種差別・民族差別に対して闘う運動を担い支援してきました。その中心は、言うまでもなく Programme to Combat Racism（PCR、人種優越主義と闘うプログラム）であり、その最大の成果は南アフリカでのアパルトヘイト撤廃です。2006年にブラジル・ポルトアレグレで開催されたWCC第9回総会で、デズモンド・ツツ南部アフリカ聖公会大主教は、アパルトヘイト撤廃のためにWCCが果たした働き、ことにPCRへの感謝を述べられた後、このように語られました。「なぜアパルトヘイトがあれほども続いたのか。それは教会が分裂していたからだ」。現在、日本に蔓延するレイシズム、差別主義、不正義を克服し、すべての人びとの人間の尊厳が回復される社会を実現するためには、私たち日本にあるすべての教会、キリスト者がしっかりと繋がり合わなければなりません。また世界各地で日々あらゆる差別・不正義と闘う人びとを覚えながら、世界の教会、キリスト者と連帯しなければならないのです。第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議が最後まで私たちの解放の主に導かれ、豊かな果実が与えられますことをお祈りしつつ、簡単ではありますがお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

西原廉太

（日本聖公会／世界教会協議会中央委員）

## ◆開催要項◆

- 主題：共に生き、共に生かしあう日本社会に向けて  
 ——日本と世界の連帯でめざす日本社会の正義と共生
- 日程：2015年11月18日（水）～21日（土）  
 ＊ユース・プログラム：11月15日（日）～17日（火）
- 会場：在日本韓国 YMCA
- 主催：在日大韓基督教会（KCCJ）
- 共催：日本キリスト教協議会／日本基督教団／日本キリスト教会／日本バプテスト連盟／  
 日本バプテスト同盟／日本カトリック難民移住移動者委員会／公益財団法人ウェスレー財団
- 後援：世界教会協議会・世界宣教と伝道委員会（WCC-CWME）／  
 世界教会協議会・国際関係教会委員会（WCC-CCIA）／日本聖公会／新教出版社

### ◆開催目的◆

- ① 日本と世界のキリスト者たちが、人種差別と不正義に対して、はっきりとした姿勢を示し、不正を名指しする。人種差別に対する教会の姿勢を確認し、日本の人種差別の状況を世に知らせる。
- ② 日本政府に、国連人権機関の勧告を尊重して人種差別に関する立法を行うように迫り、立法のためのアドヴォカシーをおこなう。
- ③ 教育と形成：日本社会の新しいビジョン、社会形成のための新しいビジョンを持った新世代の育成。蔓延する暴力、差別と不正義の文化に代わる和解と奉仕と正義の精神の涵養。キリストの教会として和解と癒しをもたらす共同体となることを召命として認識する。再び繰り返してはならない過去の過ちを学び、歴史の現実に対面する。
- ④ 人種差別、マイノリティの抑圧状況は監視されなければならないし、取り組まれなければならない。そのための国際的な連帯関係、エキキュメニカルなネットワークを構築する。

## ◆プログラム◆

＊会議は日本語—英語—韓国語の同時通訳／逐語通訳で進行

### ●11月18日(水)

15:30～16:00	《公開集会》 開会あいさつ：金性済さん    オリエンテーション：許伯基さん
16:00～16:05	《公開集会》DVD「ヘイト・スピーチの現場」上映
16:05～16:45	《公開集会》開会礼拝：ギーヴァルゲーゼ・モル・クーロスさん
17:00～18:00	《公開集会》主題講演（1）：浜 矩子さん
18:30～20:30	交流会／文化の夕べ

### ●11月19日(木)

9:00～9:15	朝の祈り：エリザバス・リョンさん
9:15～10:00	聖書研究（1）：金性済さん
10:15～11:15	主題講演（2）：丹羽雅雄さん

11:30~13:00	言語別グループ討論(1) ・日本語①②③④ ・韓国語⑤⑥ ・英語⑦⑧
14:00~15:30	ワークショップ ①ヘイトスピーチ・ゼノフォビアの増大 証言者:レニー・トレンティーノさん ②歴史修正主義 証言者:太田マルクさん ③憲法改正・憲法9条 証言者:又吉京子さん ④排外的ナショナリズムの危険性 証言者:宋 恵 淑さん ⑤差別や憎悪の標的となっているマイノリティのトラウマと衝撃 証言者:東谷 誠さん ⑥教会は癒しの共同体になり得るのか 証言者:金 迅 野さん
16:00~18:00	全体会(1):「日本におけるマイノリティとヘイト・スピーチ」 *ワークショップの①~⑥グループから報告してもらい全体討論
18:10~18:40	夕べの祈り:青年たちからのメッセージ ~ユース・プログラムのわかちあい~

### ●11月20日(金)

9:00~9:15	朝の祈り:グリニス・ウィリアムスさん
9:15~10:00	聖書研究(2):金 性 済さん
10:15~12:15	全体会(2):差別に立ち向かう教会 ①世界教会の取り組み:マンチャラ・ディナバンドゥさん ②ドイツ :ガブリエレ・マイヤーさん ③アメリカ :ロビーナ・マリー・ウィンブッシュさん ④南アフリカ :デービット・ピーター・カールスさん
14:00~15:30	グループ討論(2)「包括的な共生社会に向けて、共に協働する」 *日本語①②③④/韓国語⑤⑥/英語⑦⑧
16:00~17:30	全体会(3):「宣教の共同課題」 *各グループから報告と提案をもらい、アクションプランをまとめる
17:45~18:30	夕の祈り:スタッカー・パウエルさん
19:00~20:30	KCCJと日本・海外パートナー教会との話し合い

### ●11月21日(土)

9:00~9:15	朝の祈り:スピナ・ナカイスランさん
9:15~10:30	全体会(4):共同声明採択
11:00~12:00	閉会礼拝:柳錫成さん
14:00~14:30	記者会見

◆開会礼拝◆ (11月18日)

司式：井形英絵

奏楽：佐藤容子

黙想 MEDITATION

讚美 HYMN

主はわたしの光 *The Lord is My Light*

(ユース参加者による聖歌隊)

◇英語で6回繰り返し Repeat 6 times in English

招きの言葉 CALL TO WORSHIP

出エジプト記 23章 9節 Exodus 23:9

あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたたちは寄留者の気持を知っている。あなたたちは、エジプトの国で寄留者であったからである。(新共同訳)

너는 이방 나그네를 압제하지 말라 너희가 애굽 땅에서 나그네 되었었은즉 나그네의 사정을 아느니라 (개역개정)

You shall not oppress a resident alien; you know the heart of an alien, for you were aliens in the land of Egypt. (NRSV)

讚美 HYMN

生ける神の霊 *Spirit of the Living God*

聖霊の照らしを求める祈り PRAYER FOR ILLUMINATION

憐み深い主よ、あなたは、罪が私たちの人生を台無しにし私たちの心を覆うとき、私たちがあなたに仕えていく闘いをご存知です。

今日あなたの言葉に耳を傾けるとき、私たち間に来てもう一度あなたに立ち返らせてください。

われらの主イエス・キリストを通して祈ります。アーメン。

자비로우신 하나님, 죄가 우리의 생명을 빼앗아 버리고 우리의 마음을 어둡게 할때 하나님을 섬기는 가운데 이기려고 우리가 애씀을 아시오니 오늘 우리가 하나님 말씀을 들을 때 우리와 함께 하시고 하나님 곁을 떠나지 말게 하옵소서. 예수 그리스도의 이름으로 기도드립니다. 아멘

Merciful Lord, you know our struggle to serve you when sin spoils our lives and overshadows our hearts; as we hear your word today, come among us and turn us back to you again; through Jesus Christ our Lord. Amen.

聖書朗読 GOPSEL LESSON

マタイによる福音書 5章 13節 Matthew 5:13

「あなたがたは地の塩である。だが、塩に塩気がなくなれば、その塩は何によって塩味が付けられよう。もはや、何の役にも立たず、外に投げ捨てられ、人びとに踏みつけられるだけである。

(新共同訳)

너희는 세상의 소금이니 소금이 만일 그 맛을 잃으면 무엇으로 짜게 하리요 후에는 아무 쓸데 없어 다만 밖에 버려져 사람에게 밟힐 뿐이니라 (개역개정)

“You are the salt of the earth; but if salt has lost its taste, how can its saltiness be restored? It is no longer good for anything, but is thrown out and trampled under foot. (NRSV)

メッセージ MESSAGE

ギーヴァルゲーゼ・モル・クーリロス主教

Bishop Dr. Geevarghese Mor Coorilos

讚美 HYMN

キリストの平和 *The Peace of Christ*

◇讚美：日本語で2回繰り返す Repeat twice in Japanese

(キリストのことばがわたしたちの心の隅々にまで行き渡りますように)

(May the words of Christ spread throughout our hearts)

◇祈り（日本語） Prayer in Japanese

◇讚美：韓国語で2回繰り返す Repeat twice in Korean

(キリストのへいわがわたしたちの心の隅々にまで行き渡りますように)

(May the peace of Christ spread throughout our hearts)

◇祈り（韓国語） Prayer in Korean

◇讚美：英語で2回繰り返す Repeat twice in English

(キリストのいのちがわたしたちの心の隅々にまで行き渡りますように)

(May the life of Christ spread throughout our hearts)

◇祈り（英語） Prayer in English

◇讚美：それぞれの言葉で2回繰り返す Repeat twice in each language

(キリストのひかりがわたしたちの心の隅々にまで行き渡りますように)

(May the light of Christ spread throughout our hearts)

祝福 BENEDICTION

後奏 POSTLUDE

あなたがたに平和があるように *Shalom to You*



## ◆開会礼拝 メッセージ◆

### ギーヴァルゲーゼ・モル・クーリロス

(世界教会協議会 世界宣教と伝道委員会 議長)

三位一体の神の御名において、アーメン。

WCC（世界教会協議会）の世界宣教委員会を代表して、ごあいさつ申し上げます。特に、今日この会議に出席しております、世界宣教委員会委員長のクム・ジュソプ師に代わりまして、ごあいさついたします。また、本日この場で神のみ言葉を取り次ぐ機会を与えてくださいました、本会議の準備委員の方々、特に許伯基牧師に感謝いたします。

本日選びました聖書箇所は、山上の垂訓としてよく知られています。「あなたがたは世の塩である」（マタイ 5:13）という箇所は、現代の文脈、特にマイノリティの共同体に深く関わりがあります。

塩は、私たちの日常生活に欠かせないものです。古代世界では、塩は非常に大切にされていました。ローマのことわざでこんなものがあります。

*Nil Utilius Sole et Sale* （太陽と塩ほど大切なものはない）

旧約聖書を見ますと、ヘブライ人は塩を豊かに持っていたことがわかります。「塩の海」（申命記 3:17）とよばれる湖があるほどです。塩は、犠牲を捧げるのにも使われておりました（レビ記 2:18）。新生児の体に塩を塗る風習もあったそうです（エゼキエル 16:4）。塩は命、信仰、献身を意味します。私たちの命そのものであり、私たちのアイデンティティや使命、特にマイノリティの共同体としてのアイデンティティや使命である塩に着目して、本日お話ししたいと思います。

塩は命を肯定し、命を脅かすものを拒みます。

塩の最も重要な役割のひとつは、腐敗や変性、破壊から命を守る働きです。たったひとつまみで十分なのです。古代世界では、塩は保存料の中で最も頻繁に使われていました。プルタルコスは、塩は死んだ体に注入される新しい魂のようだ、と表現しています。ですから、塩は命の象徴です。破壊に抵抗し、変性から命を守るのです。

この世界は、死という文化、神の支配の倫理的価値を破壊し腐敗によって損なわれています。戦争や貧困、差別、搾取的な経済構造、生態系の危機などによって命を脅かす状況があります。命が脅かされているマイノリティの共同体は、このような場所で、まさに塩のように、命を肯定し守る役目があるのです。したがって私たちが地の塩となるためには、腐敗しているこの社会の防腐剤とならなければなりません。また、塩が食べ物に味をつけるように、私たちが住むこの世界を、支配者に占有されず、一人ひとりが命を尊厳のあるものとして享受できる場所に変えなければなりません。

私が若い頃、塩はいつも店先に大きな袋に入れて置かれていて、塩を店の中にして置くということはありませんでした。塩が盗まれる心配など、ほとんど必要ありませんでした。塩は皆が買うことのできる、公共財と見なされていました。しかし、この塩の大袋は今や過去のものです。今や、塩は製品化され、パックに詰められたものに代わってしまいました。塩は私たちの生活必需品のうちの

ひとつですが、私有化され、市場主義の一商品となっています。ですから、グローバル化が進む中、「あなたがたは地の塩である」という言葉は、私たちの命や生活が商業化・私有化される潮流に抵抗しなければならないという忠告でもあるのです。

私たちが暮らす世界には、死の力、すなわち多くの命を否定するような腐敗したシステム、貧困層や自然を搾取する商業主義で営利主義の新自由主義的な経済システム、命を商品化し生活の糧を私有化する新植民地主義、あるいは人種、階級、信条、ジェンダー、民族、言語、性的指向、能力、健康状態などによって差別する社会システムがあります。命を肯定するためには、これらのものに向き合わなければなりません。

私の出身国であるインドには、植民地・帝国主義支配に対する抵抗運動において塩が重要な役割を果たした歴史があります。塩は帝国主義支配への対抗を意味しています。イギリス領インドで塩が課税されたとき、ガンジーはそれに対する反対運動を計画しました。「ソルト・サチャグラハ」（塩の無抵抗不服従運動）あるいは「ダンディ・マーチ」と呼ばれます。この抵抗運動では、ガンジーは「違法に」海水から塩を精製しました。これは、イギリスの塩の独占に対する非暴力の抵抗運動です。この運動はインド独立運動に重大な影響を与え、不服従運動が国中に広がりました。この運動はたった78人の少数者で始められましたが、次第に帝国による塩の独占に対する抵抗運動が全国的に展開し、世界の注目を集めるものとなりました。ここでは、塩は植民地主義への抵抗を意味すると同時に、命や生活を象徴するものでした。ガンジーが塩を用いることには、絶大な効果がありました。塩はインド人皆が使うものです。インドは熱帯気候なので、汗で流れてしまう塩分を補給しなくてはなりません。生活必需品である塩は、どんな人権の抽象的概念よりも人びとの心に響きます。ガンジーが「空気と水の次に、私たちの生活に大切なものはおそらく塩だろう」と述べた通りです。こうして塩は、不当な社会構造や帝国の支配といった力に対し、人びとが立ち上がったことを象徴するのです。

地の塩になるということは、命、特に社会の弱い立場の人の命を否定する力に対し、抵抗することです。したがって地の塩になるということは、全ての人を受け入れる公平な共同体へと世界を変えることでもあるのです。

第二に、塩は自らを無にします。

塩を何かに加えたとしてもすぐに溶けて見えなくなるというのも、塩の重要な性質のひとつです。「自撮り」時代の現在、人びとは自分の姿を見せようとしています。しかし塩は、キリストのあり方を思い出させます。キリストは「ケノーシス」、つまり他者のために自分を無にしました。フィリピの信徒への手紙2章5節以下はケノーシスについて書かれた有名な箇所です。主イエスが教えてくださったように、他人のために命を危険に晒し、失うときにこそ、かえって命を得られるのです。

塩が本来の力を発揮するのは、まわりと混ざってよく馴染むときです。塩で味付けられていない食べ物は味気ないのはもちろんですが、塩が食材とうまく混ざっておらず溶けきっていないとき、しょっぱすぎて食べられたものではありません。

ですからクリスチャンの存在は、特にマイノリティの文脈の中では、よく混ざった塩のようであるべきだと思います。死や腐敗の力に対する私たちの抵抗運動も危険である可能性があります。キリストの十字架のように、私たちも自らを無にし、死さえも恐れないことを求められています。別の言葉で言えば、マイノリティの共同体として変わりつづける私たちの存在は、目に見えるわけではないかもしれません。殉教は今や過去のものではなくなっています。特にキリスト教信仰が少数である地域では、クリスチャンは日々試練にあっています。今日ではエジプト、シリア、イラク……例を挙げ

たら切りがありません。塩のように、彼らの存在は厳しい迫害や拷問の中に溶けて見えなくなっています。彼らの姿は目に見えなくなりますが、影響は生き続けます。銃や刃物を突きつけられたとしても、彼らの信仰と献身は強いです。塩は強い信仰と献身の象徴でもある、とすることができます。旧約聖書には「塩の契約」（民数記 18:19、列王記下 13:5）と呼ばれるものがあるほどです。命を犠牲にしてまでも、ローマ帝国に妥協することなく信仰に立ち続けた初代教会もまた、地の塩の例だといえます。

マイノリティの共同体の窮状は、国家そのものが弾圧的・ファシスト的であり、人びと、特にマイノリティの共同体に優しくなく、最悪の状況になります。数々の例が多く、多くの国にあります。マイノリティの共同体は、人権や正義に関わる市民社会の新たな取り組みに参加しなくてはなりません。教会は市民社会とよく対話する必要があります。「あなたがたは地の塩である」と言ったとき、そのような参加が求められているのです。社会正義や変化の担い手となり、命の尊厳（塩が味を付けるように）を守り、周縁化された共同体の中に真の教会を見出すことを通じて、この世に仕えるよう、私たちは呼ばれています。換言すると「塩」という言葉には、人間性や尊厳のために闘う人びとに加わりなさいという、命令あるいは招きのイメージが伴われているのです。

マイノリティの共同体が困難な状況に直面するとき、聖書が教える「あなたがたは地の塩である」こととは、困難に勇敢に雄々しく立ち向かうことです。また、不当で腐敗した世界の中で変化し続ける存在となることです。周縁においては、私たち自身を際立たせ、同時によりよい公平な世界を作るための運動においてよく溶け込むことです。死の力や差別に抵抗し、真理と正義のためにたじろがないことです。

神よ、どうか私たちが地の塩となることができるよう、助けてください。 アーメン

●翻訳＝橘川玲奈

## ◆朝の祈り◆ (11月19日)

### エリザベス・リヨン

(アメリカ合同キリスト教会世界宣教局)

おはようございます。私たちが共に一日を始めるにあたって、そして私たちがまだ会議が始まってまだ 24 時間経過していませんから、私はまずジョン・オドノフェさん著書の **To Bless the Space Between Us (2008)** という本から引用したいと思います。以下の文章は、“始まり”というタイトルの章からの引用です。

私たちがこの世界にたどり着いたとき、私たちはいにしえからの循環に入ります。すべての始まりは、この循環の中で起こっています。私たちが時として始まりを恐れます。なぜなら、それは未知の世界への旅立ちだからです。しかし、じつは、始まりというのは、空虚でもなければ、孤立したものではないのです。私たちは、始まりとはある孤立した場所から、知らない方向へ進む道をたどるものだと考えがちです。しかし、それは、必ずしもそうではないのです。始まりそのものが祝福されるとき、安全な場所とエネルギーが立ち現れるのです。(中略) 私たちが思うほど、始まりというものは孤独なものではないのです。始まりとは招待状です。その招待状は、私たちが、私たちのために用意された、贈り物と成長へ導くのです。始まりを拒絶することは、自己を無視する行為なのです。

始まりが私たちが不安にさせるのは、もしかすると、私たちの存在が、私たちの意思で始まったのではないからかもしれません。自分以外の人間が私たちが始めます。母の胎内にやどり、そして生まれてくる時、私たちは徐々に、既に存在し始まっているものに入っていくのです。直感的に、私たちは循環をつかみ、その循環の中にいる自分を見出すのです。

私たちは自らを自分で始めることができないゆえに、私たちの人生は継続的な始まりの行為に依拠しているのです。しかし、それらの始まりは私たちの手の届かないところにあります。始まりが、私たちが始めるのです。私たちの呼吸も心臓の鼓動もそうです。始まりは私たちに先立って存在し、私たちが作り、そして私たちが常に新たなレベルへ、新たな場所へ、そして新たな人びとへと導くのです。始めるという行為に何も恐れるべきことはないのです。私たちの目の前にある旅は、たいてい私たちが想像するよりもさらに素晴らしいものなのです。もしかすると、私たちが何かを始めるといふ行為に絶対的な信頼を置くときのみ、私たちは人生の秘められた深みといったものを収穫することができるかもしれません。リスクが私たちの最高の見方かもしれません。本当に創造的な生活を営むためには、私たちは常に、今自分がどこにいるのかに厳しい目を向け、停滞しないように注意をはらい、そしてどこで新しい始まりが生まれる可能性に目を光らせるのです。私たちが心を開き、新しいことや異なることに敏感でなければ、成長することはできません。

始まりには、ワクワクする感覚、そしてなにか新しいことが始まるという期待といった、なにか純真なものがあります。しかし、これは、無知の世界への旅へ足を一步踏み入れなければわからない感覚です。そして、誰も何が起こるのか予測することはできないのです。かつて私たちの内面的な深さと洗練さを与えてくれた旅がありました。しかし、私たちは困難の暗い谷間と苦しみの道を通らなければなりません。もし、私たちが旅の始まりに、どんな未来が待ち受けているのか知っていたならば、この旅を始めなかったかもしれません。しかし、その旅のおかげで得たものは大きく、いまの私たちがあるのです。始まりの純真さが、私たちを長へと導くのです。

時として、何かを始めること自体が難しいことがあります。私たちのなかに、ずっと現状維持で、安全な境界線を越えようとしなない思いが強くなるからです。何年前のことですが、私の近所の友人が新しい家を建て始めました。彼は、ちょうど家の基礎をつくるために、芝はがしが終わったところでした。ちょうどその時、村の老人が彼のもとに立ち寄りました。その老人は、彼の仕事ぶりを誉め称え、「いまが一番大変な時だね」と言いました。それを聞いて友人はこう答えました。「でもまだちょうど始めたばかりなんですよ」。すると、その老人はこう言ったのです。「そう、それがまさに私の言おうとしていることなんだよ。本当に何かを始めることが、一番難しいんだ」。

ギリシャ人たちは、時間には秘密の構造があると信じていました。そこには、時間が突然開き、何かが明るい光のもとで突然ひらめく啓示の瞬間がありました。時間が絡み合って、方向性が複雑で矛盾するものになるとき、そこには”krisis (危機)”の瞬間があると信じていました。

そして、またそこには”kairos”の瞬間がありました。これは、幸運な瞬間のことでした。時が優しさと約束を導き開いてくれる瞬間のことです。すべてのエネルギーが融合し合い、始まりと想像と約束の裏り多い場合を導いてくれました。それぞれの生命においてそのような素晴らしい始まりに出会い、それを認識するために賢く学ぶことが生きる上での一つの芸術だとされていました。「素晴らしい瞬間が、あなたの人生のドアをノックするとき、それは心臓の鼓動よりも小さな音であり、それを聞き逃してしまうことは、簡単だ」と言われていました。意識的に生きるためには、私たちは、聞くことに熟練しておく必要があるのです。

ユダヤ教の伝統は、時間には精神的な季節があると信じていました。伝道の書には、すべてのものにはふさわしい時があると告げます。

何事にも時があり

天の下の出来事にはすべて定められた時がある。

生まれる時、死ぬ時

植える時、植えたものを抜く時

殺す時、癒す時

破壊する時、建てる時

泣く時、笑う時

## 嘆く時、踊る時

時として、何かが始まる前に、その準備に多くの時間を必要とすることがあります。だから、ものごとのが確固たる自信を持って始められ、始まった時に既に正しい方向に物事が向いていることを感じ取ることができる場合があります。そして困難もなく物事が進み、すべてが自分を待ち受けていたかのように感じます。しかし、時として困難でかつゆっくりとした始まりもあるのです。物事が進むのに随分と時間がかかります。そして時に始まりが私たちを不意に捉えることもあります。何かを終りを迎え、その終わりのうちに新しい始まりの萌芽がみえ、気づく前に私たちの前に新しい可能性が既に動き始めているのです。

私たちの心が新しいものの始まりへの準備ができているとき、予測できなかったものが現れることがあります。そして、ある意味、これが始まりとして私たちにもたらしてくれるものそのものなのです。何かを始めようという意志と、物事始めるという行為は、常に刺激的な可能性を私たちにもたすのです。アーティストの力の源です。筆を手にとった瞬間から、その筆がキャンバスに触れる瞬間のたったその短い瞬間の間に、実はたくさんの方が起こっているのです。そのような始まりには、始まり自身の精神があります。そして、私たちの人生に新たな贈り物や、新たな境地をもたらしてくれるのです。始まりは、私たちが見る新しい地平線です。それらは、後退や繰り返しではありません。そして、それらは明瞭になり、過去の呪縛から解放するのです。

この会議において、私はあなた方自身に振り返ってほしいのです。あなたの中であって、あなたが提示したい新たな地平とは何でしょうか？ そして、あなた自身が見たい新たな地平とは何でしょうか？

◆夕べの祈り◆ (11月20日)

司式：金 迅 野

奏楽：佐藤容子

前奏 PRELUDE

讃美 HYMN

キリストの平和 *May the peace of Christ*

黙想 MEDITATION

紹介 INTRODUCTION

聖書朗読 GOSPEL LESSON エフェソの信徒への手紙 2:14-18 Ephesians 2:14-18

実に、キリストはわたしたちの平和であります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律づくめの律法を廃棄されました。こうしてキリストは、双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し、十字架を通して、両者を一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされました。キリストはおいでになり、遠く離れているあなたがたにも、また、近くにいる人びとにも、平和の福音を告げ知らせられました。それで、このキリストによってわたしたち両方の者が一つの霊に結ばれて、御父に近づくことができるのです。

For he himself is our peace, who has made the two one and has destroyed the barrier, the dividing wall of hostility, by abolishing in his flesh the law with its commandments and regulations. His purpose was to create in himself one new man out of the two, thus making peace, and in this one body to reconcile both of them to God through the cross, by which he put to death their hostility. He came and preached peace to you who were far away and peace to those who were near. For through him we both have access to the Father by one Spirit.

メッセージ MESSAGE

「平和を求めて」 *In pursuit of peace*

スタッカート・パウエル牧師 Rev. Dr. Staccato Powell

讃美 HYMN

静けき河の岸辺を *When peace like a river attendeth my way*

後奏 POSTLUDE

# 平和を追い求めて

スタッカート・パウエル

(アフリカン・メソヂスト・エписコパル・シオン教会)

キリストはわたしたちの平和であって、二つのものを一つにし、敵意という隔ての中垣を取り除き、ご自分の肉によって、数々の規定から成っている戒めの律法を廃棄したのである。それは、彼にあって、二つのものをひとりの新しい人に造りかえて平和をきたらせ、十字架によって、二つのものを一つのからだとして神と和解させ、敵意を十字架にかけて滅ぼしてしまったのである。それから彼は、こられた上で、遠く離れているあなたがたに平和を宣べ伝え、また近くにいる者たちにも平和を宣べ伝えられたのである。というのは、彼によって、わたしたち両方の者が一つの御霊の中にあって、父のみもとに近づくことができるからである。(エフェソ2:14-18 □語訳)

神さまの口となってお話させていただくにあたり、この場をお借りして、この国際会議を組織された方々と、友人であり米国長老教会世界宣教幹事であるロビーナ・ウインブッシュ博士に感謝の意を申し上げたく存じます。心から、深く感謝しております。

暑さ極まる、ある水曜の午後、まだ太陽が午後遅くの空に輝いていたサウスカロライナ州チャールストン市南部で、比較的肌の色の濃い人たちが溢れる人たちの小さなグループが集まって、神のみ言葉を学んでいました。そこに21歳の若い白人男性が加わったとき、誰もが、その人を信徒の一人だと思っていました。彼が銃を撃ち始め、その場の静けさを打ち破ったのは、聖書研究会が始まってから1時間ほど経ってからだった、と多くの証言が語っています。

このような憎悪に満ちた暴力の結果、クレメンタ・ピンクニー牧師、シンシア・ハード、シャンドラ・コールマン＝シングルトン牧師、ティワンザ・サンダース、エーセル・ランス、スージー・ジャクソン、デパイン・ミドルトン・ドクター、ダニエル・シモンズ牧師、そしてマイラ・トンプソンが、自らの血の海の中に倒れたのです。

「彼らは今日の人種差別の恐怖に真正面から突き当たったのです。彼らはサウスカロライナ州チャールストン市にある由緒あるエマニュエル・アフリカン・メソヂスト監督教会地下で起こった銃乱射事件の犠牲者でした。その教会は南部に最も古くからある黒人教会だったのです。」

この教会は解放奴隷デンマーク・ヴェジーが会合の場として用いた教会でした。彼はアメリカ史上最大となる奴隷反乱を組織した人です。犠牲者のクレメンタ・ピンクニー牧師(41歳)も、エマニュエル教会の創設者、つまり奴隷制度に挑戦状を叩き付けたデンマーク・ヴェジーらの伝統に倣い、このアメリカ社会にまだ巢食う人種差別の、目に見える、あるいは見えない行動や声に挑戦状を叩きつけたのです。

チャールストンについて語ることは、加害者について(その名前はここではあげませんが)お話しよう、というわけではありません。エマニュエル教会での銃乱射事件は、私たち自身に関するもの、こ



の文化に関するもの、私たちが信じて行っている神学に関するものなのです。どうして暴力の虜（とりこ）とされたのでしょうか。抑圧された者たちには明白なのに、力を持つ者たちには目に見えない人種差別的な構造に、どうして私たちの日常が依存しなければならないのでしょうか。どのようにして私たちの多くの者は、これら冷酷な両極端の現実に関わっているのでしょうか。どのようにして一個人が、聖書を学ぶ信者の聖なる輪の中に加えられていながら、悪魔的な破壊行為をやめることができなかったのでしょうか。あの青年を聖書研究と祈祷の会に導いておき、そこで空恐ろしい非難の声をあげさせ、ついには歓迎をもって迎えた9人の命を奪わせた“彼”の、何が問題だったのでしょうか。たぶん、最も大切な問いは、どうして私たちの多くが、他人の痛みに対して意図的に目をつむり続けているのか、という問いです。

私を焚き付けるのは「信仰者はどうしたら良いのか」という問いです。こんな話を聞いて麻痺してしまって良いのでしょうか。もしくは聖書が説くように、「私たちの中に働く力によって願い求めたり想像したりする以上のことができる」ので、自分たちが望む世の中を作っていけるのでしょうか。

チャールストンのエマニュエル教会での9名の虐殺事件を前にして、私たちは答えを導いたり賢明な説明を施したりすることなどできません。答えはないのです。早まってはなりません。我々は深みに嵌ってしまい、身動きが取れずにいます。憎悪でがんにがらめにされているのです。殺人が恐怖の場に礼拝堂を選んだのはこれが初めての出来事ではありません。バーミンガムの16番通バプテスト教会の白人至上主義者が4人の女の子を殺し、多くに重症を負わせた事件を知る人たちに訊いてみると良いでしょう。母なるエマニュエル教会での大量殺人事件は、想像を超える数の悲劇の一つに過ぎません。過去7年間を振り返っただけでも、射撃事件は少なくとも6件は起きています。いずれも私たちの社会に浸透している暴力と憎しみの嵐に端を発するもので、教会が無傷のままでいることは許されないのです。オスカー・ロメロが自らの政府が遣わした暗殺者によって祭壇で殺されたのを目撃した人びとに訊くと良いでしょう。憎しみの諸勢力が明らかにするように、私たちは、決して悪と暴力から守られてはいないのです。

テキサス州フォートワースにあるブライト神学校でヘブライ語聖書の准教授をしているウィル・ガフニー博士の意見に同意します。彼はこのように言うのです。

「人種差別は、(アメリカ先住民を野蛮人と呼んだ) 独立宣言に埋め込まれている合衆国の原罪であり、合衆国憲法は奴隷制度について意図的に沈黙することでその保証をしており、黒人の価値を人間の5分の3に貶めている。同様にアメリカ教会の歴史は、奴隷を保有する教派・教会・牧師と、最近立場を変えた教派を含め、あらゆる教派の信徒によって汚されている。黒人は、この社会やキリスト教の場での扱いにおいて、根本的に自分たちと等しく人、等しく神の子と思われていないことは明白だ。」

動機は憎しみです。でも、それに名前を付けてみましょう。この憎しみはたった一人の白人男性のものではなく、開かれたフロンティア、“選ばれた者”、上昇志向といった米国史における数え切れない“天真爛漫な”物語から生み出されたものなのです。神話は深い所にまで浸みるわたり、アイデンティティを産みだし、また除外しています。白人はこのような神話にしがみつくと、それが現実のものとならないとき、その憤怒は理由とスケープゴートを見つけ出すのです。歪曲された物事の見方に起源を持つ国家神話によって、人種差別は命脈を保ってきたのです。今この憤怒があげすけに現れているのです。

米国で黒人であることは、心底疲れることです。有色人種が途絶えるよう仕向けられ、自分が正当性を疑われる存在であることを繰り返し思い起こさせるシステムの中で生きねばならないのは、煩わ

しいという度合いを遙かに超えています。そしてもし、このような現実だけでは足りない、というのなら、言いましょう。自分を傷つける人たちに講壇から命について説教しながら、自分自身が社会的な悲惨さの中であって人生の意味の探求に取り組むという二重の責任を、黒人牧師として負わねばならぬことを想像していただきたいのです。

これは私が、アメリカ合衆国でアフリカ人の子孫として牧師を務める者として、何度も何度も直面したジレンマだったのです。しかしながら、エマニュエル教会で人種差別による大量虐殺が起こるのに及んで、私はいまひとたび、事件に関連して説教をしなければならない立場に立たされているのに気づきました。

ただし、今回のメッセージは単純で分かりやすいものです。今は祈りのとき、今は平和を求めるときです！平和を求めるにあたって、エフェソ教会に対するパウロの訓戒から識見と教訓を引き出すことができます。エフェソ人への手紙は、キリスト教会が、神の民・イスラエル民族の歴史に起源をもつことを強調します。旧約聖書の物語で起こったことはすべて、キリスト教会の物語であり遺産であるのです。神はキリスト教会の産声をまったく新しいところからあげさせたわけではありません。キリスト教会は旧約聖書の物語を完結させるものなのです。

本文(2:14-18)において著者は、神がキリストを通してこの世にもたらした“平和”について雄弁に語ります。2章14節で「キリストはわたしたちの平和であり……敵意という隔ての壁を取り壊し」と記し、ここでの壁とは、キリストを信じる異邦人とユダヤ人との間にあった壁を指しています。

次の節(15節)は、話の流れにおいて驚くべき展開を示すものです。キリストが地上に来られ、死なれてよみがえられたことを通して、「規則と戒律づくめの律法を廃棄されました」というのです。一読しただけだと、自己矛盾のように見えます。しかし、もし「規則」を、ユダヤ人の日常生活を形づくる律法や何百もの戒律を意味することに鑑みるなら、その真意が見えてきます。これらの戒律によってユダヤ人と異邦人の間にしばしば社会的な線引きがされてしまっていたのです。しかしキリストは両者の間の壁、もしくは線引きを取り壊し、新しい人類を作り上げたのです。

私たちは、「十字架を通して」(16節)どのようにすべてが和解させられたのかは教えられていませんが、著者はキリストの死は贖罪的である、と主張するキリスト教の伝統にのっとっています。キリストはその死によって人間の罪深さが惹き起こしたことの責任を引き受けてくださり、その結果、罪の赦しと神との若いと与えられたのです。信じる者すべてに平和と父なる神への通路が与えられたのです。

混沌の内に静けさを求める私たちの探求において、幾つかの顕著な特徴を取り上げさせてください。ここには、私たちが認めなければならない、いくつかの決定的でかつ実行に移さずにはいられない教訓があるのです。

エフェソ書の本文によると、平和は人だ、と分かります。私たちが捜し求める平和は無定形的(アモルファス)でも秘儀的なものでもありません。平和は単なる理想像でもありません。平和は、イザヤ書9章6節の預言的な御言葉の、素朴な人格化であり奇跡的な形態化なのです。その御言葉である「平和の君」は来られました。その名をイエスと言います。

世界が直面した中で最も骨の折れる時代に私たちは生きています。一方では、祖国においてはテロの脅威があり、全世界に核戦争の恐怖が広がり、クリスチャンもキリスト教の価値観も、ますます挑戦にさらされています。安心・安全という感覚は損なわれています。他方、キリスト教が勝利するときもあり、クリスチャンが大胆に主を証しし、主の救いの恵みを味わうときもあるのです。主にあって私たちには平和があるのです。

科学に平和を見いだすことができないことを明白にしなければなりません。素晴らしい電子機器が私たちを守ってくれないように、科学技術に平和はありません。ニューエイジ哲学や人間中心のイデオロギーにも平和はありません。平和をくださるのは、ただ一人だけ、それはキリストなるイエスなのです。

イエスは平和の王子です。彼は世界を手の内におさめ、限りない力を持っています。イエスがこの地上を去り、御父の下に戻ろうとしていたヨハネ 14 章 27 節において、イエスは弟子たちにこのように言いました。

「わたしは、平和をあなたがたに残し、わたしの平和を与える。わたしはこれを、世が与えるように与えるのではない。心を騒がせるな。おびえるな」

私たちは信仰によってイエスを知っているなら、イエスとの関係の中に平和を見いだします。私たちの魂は、イエスの中で安息しない限り、落ち着くところを知りません。イエスは私たちの平和です。イエスは、私たちが人生の荒波に揉まれる中であっても、他の誰も与えることのできない静けさ、落ち着きを与えることができます。すべての恐れから私たちを解き放ってくださいます。

私たちが平和の方としている人には目的があります。イエスは意図的なのです。今この瞬間にも明白である、とは限りませんが、すべてのことが私たちにとって益になるように相働いているのです。彼を愛し、この目的を実現させる条件に合うよう、彼の目的に従って召された人たちには、すべてが相働いて益となるのです。

平和の目的は 15 節で浮き彫りになります。

「こうしてキリストは、双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し」と。和解とは、平和の人が地上に来られた、なくてはならない目的だったのです。

人類の大きな問題は、私たちが罪を犯し反逆したために遠ざかってしまった聖なる神とどうやって和解できるのか、です。また人間がどうやって互いに和解し合えるのか、です。戦争に引き裂かれた世界では、国と国の間には平和が必要です。地域社会に平和が必要です。教会にも平和が必要です。というのも、教会はキリストの愛の模範であるはずだったのですが、しばしば分断と争いに見舞われているからです。そして私たちの家族・親戚にも平和が必要です。どうすれば良いのでしょうか。

パウロは本文でこの致命的・重大な主題に言及します。和解は垂直的であると同時に水平的でもあります。より論理的に考えるなら、まず神と和解し、次に人と和解するのです。神との平和があって初めて人との平和があり得るからです。

しかしパウロはまず、かつて敵愾心を抱いていた民族同士での平和から語り (2:14-15)、次にその和解の基礎をなす正当理由、つまり 2 つの民と神との間の和解に言及します (2:16-18)。もしかしたら、ユダヤ人と異邦人が争って教会を割ってしまう目の危険にパウロは心押しつぶされていたのかも知れません。それでパウロは火急の問題についてわざわざ先に言及した後、次に、かつて敵対していたグループ間の和解をもたらす根本的な神との和解に深く言い及んだのでしょうか。

母なるエマニュエル教会の事件が神を驚かせることはありませんでした。この恐るべき事件のことで、あわれむ神を責めることは敢えてしません。しかしながら、彼らの殉教は無駄ではありませんでした。彼らが血を流して得られた多く成果の一つは、(南北戦争時代の) 南部同盟の旗が州議会議事堂から取り降ろされたことです。南部同盟旗は、人種闘争の紋章 (エンブレム) であり、いつまでも居残り人を汗だくにさせる狡猾な憎しみを思い起こさせるものだったのです。それまで何年にもわたって抗議活動やボイコットをしても決して取り降ろしてはもらえなかったものなのです。敵が企てた悪を神は善に変えてくださったのです。神は意図的なのです！ここまでの話で、私たちは平和の人と目

的について知ることができましたが、続いて、それ以外にもあるのです。

私たちは、平和を現実のものとして受け入れる必要があります。さまざまな争いに巻き込まれることはごく当たり前の経験です。そのとき、いらだち、悩み、がっかりし、そして怒りを覚えます。そして、いかにひどいことをされたかを語り、そして自分には怒るに正当な理由があるのだと主張するのです。ほとんどの場合、怒る人間は二つの問題を抱えています。そしてこの二つの問題のうち、ほとんど語られることのない問題から考えてみる必要があります。それは、彼らが基本的に自らのうちに平安を、平和をまったく抱いていないということです。彼らは、いらだち、怒り、取り乱しています。そして彼らの行動すべては、それらの感情に彩られているのです。ですから、彼らが自らのうちに平和を獲得しない限り、問題は、解決されないのです。平和が実現するためには、平和が実践されなければなりません。

私は教条的主張をしているわけではありません。もし、誰かと争いのうちにあるならば、これこそまさに平和へと至る道なのです。真実の平和とは、一つとなることです。それは単なる休戦状態や紛争がないことではありません。それは、一つであることを意味します。それ以外の状況は、うわべだけの、かりそめの平和であり、まったく受け入れられるようなものではありません。これは皆さんよくご存じのことでしょう。うわべだけで和解をし、それが本当に内実の伴わないものだったという経験をお持ちだと思います。もし単に相手と争わないと約束するだけならば、それは平和ではありません。なぜなら、再度紛争が起きたとき、それ以前の敵意がもう一度蒸し返されるからです。我々が国家間の平和と呼ぶものが持続しないのは、このためです。なぜなら、それは本当の平和ではないからです。本当に一つとされていないからです。それは、単に争いにつかれている状態にすぎません。再び戦うための体力を回復するまで、停戦に合意しているにすぎないのです。そして再び争いが始まります。なぜなら、何事も解決されていないからです。

しかし、使徒パウロはここで平和の秘儀を語ります。キリスト・イエスが、私たちの間に、国と国との間に平和を作り出してくださる平和、満ち足りた、恒久の、そして真の平和なのです。パウロは、平和のうちに暮らすためには、平和を実践しなければならないと主張するのです。私たちはしばしば紛争がもたらす結果から解決しようとし、それがそもそも問題なのです。神はそこから始めようとなさいません。神はまず人から始められるのです。平和とは人であると神は言われます。そして他者と平和のうちに生きるためには、あなた自身がキリストに連なるものとしての平和を持っていないとすればなりません。

もし私たちがキリストの平和をうちにあれば、私たちは私たちが取り巻く争いを解きほぐし始めることができるのです。そしてそれはキリストの平和のみが為しうる業なのです。ですから、まず手を着けるべきところ、真の平和の源は、私たち自身がイエス・キリストとの間に抱えている問題を解決することから始まるのです。

これは、実に神がキリスト者に与えてくださった約束です。神ご自身が平和であられるのです。キリスト者の姿勢が変えられるとき、キリスト者の心が整えられるとき、キリスト者が、すべてを主に御手にゆだね、主ご自身が私たちのだだ中で働いておられるのを見るとき、主ご自身が争いを解くことができると悟るとき、キリスト者の心に真の平和が訪れるのです。そのとき、私たちは実に何が起きているのかを、初めて理解する手がかりを得、問題を解決するために知恵と方策とを用いることができるようになるのです。私が遣わされている場所で、キリスト者たちは次のように宣言します。使徒パウロはキリストが私たちの平和であると宣言することから始めていますが、そこには非常に深い心理学的洞察が込められているのです。

ホーレイショー・スパッフォードが作詞した讃美歌を聞いてみましょう。

安けきは川のごとく 心浸す時  
悲しみは波のごとく わが胸満たす時  
すべて 安し 御神共にませば

悪しき者 迫りくとも 試みありとも  
御子イエスの血のいさおし  
ただ頼むわが身は  
すべて 安し 御神共にませば

見よ わが罪は十字架に 釘づけられたり  
この安きこの喜び 誰も損い得じ  
すべて 安し 御神共にませば

よし天地 崩れ去り ラッパの音と共に  
御子イエス現るるとも などて恐るべしや  
すべて 安し 御神共にませば

●翻訳＝高田輝樹、藤守義光

## ◆朝の祈り◆ (11月21日)

### スピナ・ナカイスラン

(台湾基督長老教会)

#### 挨拶

おはようございます。私はスピナ・ナカイスランと言います。私は台湾のブヌン族の出身です。そして、私は台湾基督長老教会(PCT)総会本部の先住民宣教局で幹事として働いています。私はこの会議の最後の日に、皆さんに朝の挨拶をすることができることを嬉しく思います。では共に、私たちの主の近づき、共に祈り、礼拝しましょう。

この会議の実務委員会から、朝の祈りの司式を依頼された時、民族的マイノリティとしての体験をシェアしてほしいという依頼がありました。ですから、PCTの先住民の教会のたどってきた歴史をお話したいと思います。さらに、私が、台湾の先住民であり、そしてPCTのメンバーであることを、どれほど誇りに思っているかということをお話したいと思います。

#### 賛美 賞賛のイエス (PCT 賛美歌集 2009)

まず、最初に、PCTの新しい賛美歌集から、素晴らしい歌を歌うことに招待したいと思います。私たちは、アミ族の歌を歌いたいと思います。歌詞はこのような内容です。

主を誉め称えよ、私たちのイエスを。主を誉め称え、ハレルヤを歌おう。

1. 彼は私たちを自由にしてくれた救世主である。
2. 彼は私たちに希望を運んでくれる私たちの光である。
3. 彼は私たちを導いてくれる先導主である。

この歌はそれほど難しくはないはずです。私が先に歌いますから、私の後に続いて、みなさんはただハレルヤを歌ってください。私がすべてのラインを歌い終わったら、みなさんもこのメロディを歌ってください。

\*主を誉め称えよ。

#### 祈り ディヴァン・スクルマン (PCT 宣教師)

#### 聖書 マタイによる福音書 17: 1-8

\*男女交互に朗読しましょう。

(男性) 六日の後、イエスは、ペトロ、それにヤコブとその兄弟ヨハネだけを連れて、高い山に登られた。

(女性) イエスの姿が彼らの目の前で変わり、顔は太陽のように輝き、服は光のように白くなった。

(男性) 見ると、モーセとエリヤが現れ、イエスと語り合っていた。

- (女性) ペトロが口をはさんでイエスに言った。「主よ、わたしたちがここにいるのは、すばらしいことです。お望みでしたら、わたしがここに仮小屋を三つ建てましょう。一つはあなたのため、一つはモーセのため、もう一つはエリヤのためです。」
- (男性) ペトロがこう話しているうちに、光り輝く雲が彼らを覆った。すると、「これはわたしの愛する子、わたしの心に適う者。これに聞け」という声が雲の中から聞こえた。
- (女性) 弟子たちはこれを聞いてひれ伏し、非常に恐れた。
- (男性) イエスは近づき、彼らに手を触れて言われた。「起きなさい。恐れることはない。」
- (女性) 彼らが顔を上げて見ると、イエスのほかにはだれもいなかった。

## メッセージ

### 1. 台湾の先住民族の歴史

台湾は美しく、恵まれています。私はここで生まれ、台湾で先住民族として生まれたことを誇りに思っています。私たちは過去、何世代もの間、マイノリティとして苦勞を重ねてきました。しかし、間に挟まった人びととして、不公平と苦しみを経験してきた身として、私は、他の人びとよりも、主の見方で世界を感じることができます。そのおかげで、私は主の属性と哀れみを理解することができるのです。それと同時に、私の民族的な文化構造と、知恵の観点から、私は主のさまざまな特徴を理解することができるのです。

台湾は小さいですが、独立した島です。先住民族は人口の4パーセントだと言われています。私たちは、この島で何千年もの間、暮らしてきました。そしてその事実は否定することはできません。400年前、中国の南から外国人がやってきて、初めて台湾の先住民族と接触したと言われています。1949年に、中国国民党が台湾を支配し始め、それから先住民族の苦しみが始まりました。たくさんの人びとが殺され、権力で支配されました。私たちは、私たちの土地と自由を失いました。

台湾内での社会的運動が1970頃に始まりました。そのころから10年ほどかけて、台湾の先住民族の自己意識を目覚めさせる社会運動が始まりました。それぞれの原住民の政治活動家によって、台湾先住民族同盟が結ばれ、台湾の先住民族コミュニティで繰り返されている問題に焦点が当てられるようになりました。ここで言う問題とは、売春、経済格差、土地にかんする権利、公式な場所での差別などです。

これらの運動は、私たちの政府により先住民族の問題を取り上げるよう働きかけました。たとえば、先住民族委員会が設置され、最初の先住民族の大学が作られました。私たちは、さらに私たち自身のテレビチャンネルもあり、2005年には先住民族の基本的な法律も承認されました。

1994年 先住民族は、伝統的な名前を公式な書類で使えるようになった。

1996年 先住民族委員会

2001年 最初の先住民族大学

2005年 先住民族のテレビチャンネルが設置、先住民族の法律も施行

残念なことに、私たちの政府はまだすべての人権や平等性に対し、完全に実施できていないわけではなく、私たちは未だに権利がなく、まだ私たちの人権のために戦っています。下記のような活動や問題が未だに残っています。

- 自治権 (1984 年以来) この写真は、立法院の前で、PCT の幹事であり、先住民族の社会省を率い

ている者が、先住民族の自治権について訴えている写真です。

- 核廃棄物（2014～2015 年）政府が先住民族の住む土地に核廃棄物を廃棄しています。先住民族たちは、長期にわたる抗議活動を続けています。
- フダフダク（アミ族の言葉）（2014～2015 年）政府は観光産業の利益となるようにと、アミス族の土地を支配しています。アミス族は抗議活動を続けています。
- 馬習会議への抗議（2015 年）最近の出来事で、台湾の大統領と中華人民共和国の首相の公式会議で、台湾の先住民族が、先住民族は中国人の子孫であるという文章に対して、公式に否定の意を示した。
- 鶏肉工場に対するカラルユヤン（2015 年）台湾の女性の牧師が、政府が先住民族の伝統的な土地に彼らの許可なく鶏肉工場を設置することに対して、コミュニティのメンバーを率いている様子です。

これらの活動をしている指導者や牧師たちは、私たちの教会から出ています。私はこのことにとっても感謝しています。なぜなら彼らの努力や犠牲性にとって、私たちの世代は過去とは違って、深刻な差別や支配権力に苦しまなくてよいからです。しかし私は、私たちの世代が人権のために戦い続ける責任と使命を担っていることを知っています。

## 2. カリスマ派の運動の影響

PCT はいつも台湾の先住民族の人権運動を支えます。しかし、15 年前に私たちの教会で何かが変わりました。私たちの教会はカリスマ派の運動の影響を受け、より多くの集合体が神聖な生活を求めるあまり、社会的文脈から孤立化していきました。

私は、これらの影響を受けた集合体を観察しています。彼らは、社会的不平等に興味や関心がなく、政治的な問題に対しても敏感ではありません。彼らは政治的なことを話すことさえも、拒否します。彼らのただ一つの関心というのは、福音を広め、教会の中でミサをし祈り、この地球の問題を解決するように神に祈ることですが、本当の問題には触れません。

教会の指導者として、私たちはそれが間違っただということを知っています。しかし、その影響はとても早く、広く広まって、私たちに大きな課題を与えています。私たちはこの問題に立ち向かう必要があります。なぜなら、彼らは若い世代の人びとを、イエスの使命ではなく、違った方向へと導いてしまうからです。

## 3. イエスは一人ではない、私たち（教会）は共にいない。

キリスト教徒は、神秘的な瞬間を経験することがあります。時折、キリスト教徒はそれを楽しみ、ちょうどペテロと他の弟子たちが考えたように、そこにより長くしようとします。しかし、多くの場合、私たちは神の存在を楽しんでいるわけではありません。私たちは、世界に立ち向かうための痛みを感じているのです。社会の悪に立ち向かうために。しかし、私たちはキリスト教徒として、それを感じ、立ち向かい、苦しみにあふれた世界の中で私たちの答えを見つけるという責任があります。

イエスが姿を変えたあとに、弟子たちがイエスのみを見るというこの聖書の物語の中で、イエスが使命を果たすためこの世界に戻ってきたとき、イエスは一人ではありませんでした。主は一人なのでしょう。いいえ、違います。父が彼のなかに生きています。そして、精霊が彼の強さであるのです。彼は神との約束があります。彼は天国から、使命をはたすために力を運んできています。貧しい人びとに良い報告をするために、心の壊れた人びとに希望を与えるために、そしてとらわれた人びと



に自由を与えるために、囚人たちを暗闇から救うために、主の年と私たちの神の復讐の日を宣言するために。（イザヤ書 61: 1～2）彼は平和の使者であり、弱者の守護者であります。

4. 私たち（教会）は地球の希望の象徴である。

イエスの力は、今日、私たちとともにあります。これは信仰と呼ばれています。私たちが、弱く権力に支配されている者とともに立つとき、私たちが彼らとともに、正義と平和のために戦うとき、私たちは一人ではありません。彼らとともにいるとき、教会は塩となり、癒しの共同体となり、そして地球の希望の象徴となるのです。

◆閉会礼拝◆ (11月21日)

司式：井形英絵

奏楽：佐藤容子

前奏 PRELUDE 聖なる霊よ、愛の火を *The Fire of Your Love*

招きの言葉 Call to Worship 詩編 100 編 1～6 節

讃美 HYMN 来ませ 来ませ *Come Now, O prince of Peace*

祈り PRAYER

主の祈り THE LORD'S PRAYER

聖書朗読 GOSPEL LESSON マタイによる福音書 5 章 9 節 Matthew 5:9

「平和を実現する人びとは、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる。」

メッセージ Message

平和をつくりだすひとたち

柳 錫 成

Peacemakers

Dr. Suk-Sung Yu

祈り PRAYER

讃美 HYMN 平和の道具と *Lord, Make Us Servants of Your Peace*

(青年聖歌隊>会衆讃美 Youth Choir>Congregation)

平和のリタニー LITANY OF PEACE

1. 平和の神、ピョンフア（韓国語で平和）の神。不和、偏見、人種差別、憎悪、ゼノフォビアを引き起こす言葉と行動から

(God of Heiwa, God of Pyonghwa, From words and deeds that provoke discord, prejudice, racism, hatred, and xenophobia,)

(헤이와의 하나님, 평화의 하나님이시여, 분열과 편견 인종주의와 미움, 외국인을 혐오하는 말과 행동으로부터)

会衆 **다같이** All: God of Peace, deliver us.

(平和の神、私たちを解放してください) (평화의 하나님, 우리를 구해 주소서)

2. 화해를 가로막는 의심과 두려움으로부터

(From suspicions and fears that stand in the way of reconciliation) (和解を阻む猜疑と恐れから)

会衆 **다같이** All: God of Shalom, deliver us.

(シャロームの神、私たちを解放してください) (살롬의 하나님, 우리를 구해 주소서)

3. From believing and speaking lies about other peoples, nationalities, and cultures, from economic and social contradictions which cause intolerance,

(他の人びと、国籍、文化について嘘を信じ語りことから、不寛容のもととなる経済的、社会的矛盾から)

(나와 다른 사람, 국적, 문화에 대한 거짓말과 거짓 신념 그리고 관용을 깨뜨리는 사회 경제적 모순으로부터)

会衆 **다같이** All: God of Truth, deliver us.

(眞実の神、私たちを解放してください) (진리의 하나님, 우리를 구해 주소서)

1. 憎悪と恐怖の標的とされているマイノリティの叫びに対して冷酷にも無関心になることから  
(미움과 두려움의 분출의 대상이 되고 있는 소수자들의 울부짖음을 잔인하게 외면하지 않도록)

(From cruel indifference to the cries of the minorities who are targeted by outbursts of hate and fear.)

会衆 **다같이** All: God of Mercy, deliver us.

(憐みの神、私たちを解放してください) (자비의 하나님, 우리를 구해 주소서)

2. 군비확장과 전쟁 등 주님께서 약속하신 평화를 지키려는 우리의 길을 거스리는 모든 것으로부터

(From the path toward armament and war, from all that prevents us from fulfilling your promise of peace.)

(軍事武装と戦争への道から、あなたの平和の約束を実現することを妨げるあらゆるものから)

会衆 **다같이** All: God of Vision, deliver us.

(幻を与える神、私たちを解放してください) (비전의 하나님, 우리를 구해 주소서)

3. Deliver us from our brokenness, break the chain of hate, we pray,

(壊れている私たちを解放し、ヘイトの鎖を断ち切って下さるよう祈ります。)

(분열로부터 우리를 구해 주소서, 미움의 사슬을 끊을 수 있도록 우리가 기도하오니)

会衆 **다같이** All: God of Healing, deliver us.

(癒しの神、私たちを解放してください) (치유의 하나님, 우리를 구해 주소서)

1. 創造の神よ、私たちを解き放ってください。あなたのもとにある自由と赦しへと

(오, 창조하시는 하나님, 우리를 구해 주소서. 주님 안에서 자유를 누리고 용서할 수 있도록)

(O Creating God, deliver us. To the freedom and forgiveness we find in you.)

会衆 **다같이** All: God of Hope, deliver us.

(希望の神、私たちを導き出してください。) (소망의 하나님, 우리를 구해 주소서)

2. 우리의 이웃을 사랑해야 하는 힘든 과제를 해 낼 수 있도록

(To the tough task of loving our enemies.) (私たちの敵を愛していく 厳しい務めへと)

会衆 **다같이** All: God of Love, deliver us.

(愛の神、私たちを導き出してください。) (사랑의 하나님, 우리를 구해 주소서)

3. To joyful service in your name, to seek the realization of peace and an inclusive society on this earth, by accepting this as the call of Gospel mission entrusted to us as Christians.

(あなたの名による喜びの奉仕へと、この地上に平和で包摂性のある社会の実現を希求へと、私たちキリスト者に託されている福音宣教への召しとしてこれらを受け止めることを通して)

(주님의 이름으로 기쁘게 예배할 수 있도록, 이 세상에서 평화롭고 서로 포용하는 사회가 이루어질 수 있도록, 우리 그리스도인들이 이것을 하나님께서 의탁하신 복음 선교의 사명임을 받아들일 수 있도록)

会衆 **다같이** All: God of Reconciliation, deliver us.

(和解の神、私たちを導き出してください) (화해의 하나님, 우리를 구해 주소서)

1. 新しい天と新しい地の約束へ

(새하늘과 새땅의 약속이 이루어지도록) (To the promise of a new heaven and a new earth.)

2. 정의가 오롯해 지도록

(To the wholeness of justice) (正義の全体性へと)

3. To the power of your peace,

(あなたの平和の力へと) (주님의 평화의 능력으로)

会衆 **다같이** All: God of Peace, God of Heiwa, God of Pyongwha, deliver us. Amen.

(平和の神、私たちを導き出してください。アーメン)

(피스(peace)의 하나님, 헤이와(平和へいわ)의 하나님, 평화의 하나님, 우리를 구해 주소서. 아멘.)

讚美 HYMN

善き力にわれ囲まれ *By Loving Forces*

(ドイツ参加者/ドイツ語話者賛美・リタージカルダンス>会衆賛美・青年聖歌隊 Singing by German participants/ German Speakers・Liturgical Dance>Congregation・Youth Choir)

祝福 BENEDICTION

後奏 POSTLUDE

神の恵みゆたかに受け *Sent Forth by God's Blessing*

## 平和をつくりだす人たち

柳 錫 成

(ソウル神学大学校 総長)

「平和を実現する人びとは、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる。」

(マタイ5：9)

平和な世の中は人類の念願であり、平和な生き方は人間の希望である。

今日も世界各地で戦争とテロ、宗教、人種、貧富の差からなる葛藤が生じている。平和のため働きかけるべきキリスト教の課題と役割が重要なのである。

平和とは何だろう。今日の平和研究においての平和の概念は消極的な意味と積極的な意味として用いられる。消極的な概念で平和とは戦争の不在 (Abwesenheit von Krieg)、すなわち 戦争のない状態を意味している。さらに平和とは暴力、貧窮、不自由、不安のない状態に規定できるといえる。

積極的な意味の平和とは正義の現存 (Anwesenheit von Gerechtigkeit)、いわば、社会正義が行われている状態、社会正義の現存を意味している。言い換えれば生の実現のために機会と手段とが等しく配分され、社会正義が実現された状態を平和であると捉える。

キリスト教の平和概念は、消極的かつ積極的な平和概念を含めながら正義を強調することによって積極的な平和概念を優先する正義のある平和 (just peace) である。

キリスト教の平和についてよく教えている言葉は、旧約に表れたヘブライ語のシャローム (schalom) である。これは完全である、全きになる、安全であるというシャレム (schalem) という動詞から派生した言葉であり、完全性、総体性、全き、安全さという意味である。シャローム (schalom) とは全く完全、かつ安全に存在することという意味として全ての面において豊かで乏しいことのない状態を意味している。シャローム (schalom) は単なる韓国語の平和の意味を越え、健康、秩序、全き、正義、調和、救援、福祉などの意味をもっている。

シャローム (schalom) の意味は家族、民族、社会、人間の共同体が侵害されず、全きで完全で安全に存在するのを意味する。

キリスト教の福音も平和の福音である。「いと高きところには栄光、神にあれ、地には平和、御心に適う人にあれ」(ルカによる福音書2章14節) という御言葉のように、主イエスは平和の王として訪れた。

「信仰によって義と認められた私たちは、私たちの主イエス・キリストによって、神との平和を持つ」ようになり(ローマ人への手紙5章1節)、「キリストこそ私たちの平和であり、二つのものを一つにし、隔ての壁を打ちこわして」ご自身が平和になった方である(エペソ人への手紙2章13～16節)。

イエスさまはキリスト者たちに「平和をつくり出す人」になりなさいと言われた。「平和をつくり出す人たちは、さいわいである、彼らは神の子と呼ばれるであろう」(マタイによる福音書5章9節)

と言われた御言葉のように神の子とは平和をつくり出す人の意味である。

この御言葉はイエスさまの山上の垂訓（マタイによる福音書 5 章～7 章）の中の幸福の説教、真福八端（しんぷくはったん）のなかで 7 番目の幸福の説教である。真福八端は心の貧しい者、悲しむ者、柔和な者、義に飢え渴いている者、あわれみ深い者、心のきよい者、平和をつくる者、そして義のために迫害されている者が幸いだとの意味である。

この「平和をつくる者」の原文は「エイレノポイオイ」で、本来の意味は「平和をつくる者」「平和をつくり出す者」「平和になさせる人たち」の意味である。これは平和を守る人たち（peacekeepers）の水準を越え、平和をつくり出す人たち（peacemakers）になれという命令である。というわけで、このマタイによる福音書 5 章の 9 節の御言葉は、神の子は平和の使者になって、平和をつくり出す人にならねばならないという意味を表わしているのである。

平和をつくり出す人になる道は個人的な人間関係、家庭、教会、職場において実践することだけでなく、社会のなか、ひいては世界の中で、戦争、テロ、飢餓、貧困、医療施設不足、人種差別、無秩序、環境汚染、国際難民、宗教の葛藤、人種紛争、南北平和統一の問題を解決するのが平和を実現するのである。平和をつくり出すことは神の子の義務であり、責任でもある。

聖フランシスコの平和の祈りの「主よ わたしをあなたの平和の道具としてお使い下さい」という祈りを実践しなければならないのである。

「憎しみのあるところに愛を、いさかいのあるところにゆるしを、分裂のあるところに一致を、絶望のあるところに希望を、悲しみのあるところによろこびをもたらすものとしてください」

キリスト教の平和を実践するためには、三つの平和の原則が必要とされる。第一、キリスト教の平和とは義とされる平和なのである。社会の正義が実現されるところに神様の平和が訪れる。詩篇記者は詩的形式を捉えて、「いつくしみとまことが出会う」「義と平和が互いに口づけする」（詩編 85 : 10）と表現した。この表現を通して詩篇記者は義と平和が互いに密接につながっているのを強調している。「正義は平和を生じ、正義の結ぶ実はとこしえの平安と信頼である」（イザヤ書 32 : 17）。正義が平和をつくり出すのである。

第二、キリスト教の平和とは与えられた状態でなく、実現していく過程である。平和はつくっていくものである。教会は平和を建てていく平和樹立の共同体にならねばならない。キリスト者は平和をつくった証しを証言し、平和をつくり出す者にならなければならないと思うのである。イエス様は「平和を実現する人びとは、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイによる福音書 5 : 9）と言われた。

第三、キリスト教の平和とは所有でなく共に生きる道である。平和を建設するためには平和を脅かしている戦争の準備、テロ、暴力を取り除き、お互いに信頼できる共同な平和の建設の途をともに創っていかなければと思うのである。キリスト者は平和についての体験を証しとして証言し、平和をつくり出す者にならねばならない。平和を実生活で実践するのは、今日のキリスト者と教会に任された責任であり、この世に向けてのキリスト教の義務であり、課題である。ディートリッヒ・ボンヘッフアーは「平和はキリストの現存であり、神様の戒めである」と述べた。

日本、中国、韓国のアジアの三カ国の平和なしでは世界平和ができない。韓・中・日の三カ国はかつての歴史について正しく認識し、省みるべきことは省み、謝罪すべきなことは謝罪すべきである。この三カ国は連帯意識（solidarity）と責任意識（responsibility）をもち、平和の「共同の家」を創らなければならないのである。

ドイツのリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領は 1985 年 5 月 8 日、終戦 40 周年迎え、記

念式で行った演説で次のように述べた。

「過去を前にして目を閉じる人は今の現実にたいしても目が暗んでしまうのである」

過去の歴史に目を閉じた民族は、人類の平和に役立つことはないだろう。平和のために韓・中・日三カ国は侵略と戦争の過去の歴史を克服し、共生と平和共存への道に進んでいくべきではないだろうか。

## ◆主題講演（１）◆

# ヘイトスピーチ化する社会

—ここをどう乗り越えるか—

浜 矩子

（同志社大学大学院ビジネス研究科）

ただいまご紹介に与りました浜矩子でございます。いま司会の方がおっしゃってくださいました通り、私は京都の同志社大学においてビジネススクールに勤務しております。典型的な日本人らしく、私の話はひとつのお詫びから始めなければなりません。そのお詫びというのは、ご覧の通り、私のところだけ通訳が逐語通訳となっております。なぜこうなっているかと言えば、本日私がお話しする内容の資料の準備が間に合わなかったことがその原因となっております。ビジネススクールの教師が時間管理上の失敗を犯すというのは実に罪深いことであり、深く反省をしている次第でございます。

私の専門分野は経済学です。私が見るところ、今の日本経済においては、経済活動というものが本来人間を幸せにするものであるはずなのに、全然そのように機能しなくなっていることをとても強く感じています。経済活動が人間を幸せにできなくなっていることについては、今の日本の政治状況が大きな要因になっていると思います。もっと端的に言えば、安倍政権という現政権が展開している経済政策に非常に大きな問題があると思っています次第であります。

今から申し上げることは、通訳のデイビットさんにもものすごくご負担をおかけすることになります。この安倍政権の経済政策、いわゆる「アベノミクス」について、私はちょっと別の名前を発明いたしました。アベノミクスについて私が発明した別の名前は「アホノミクス」でございます。この「アホノミクス」こそが、本日のテーマであるヘイトスピーチが日本で広まってしまっている大きな要因になっていると私は思っています。私のスピーチのタイトルは「ヘイトスピーチ化する日本～ここをどう乗り越えるか」としたいと思っております。この日本のヘイトスピーチの社会化には「アホノミクス」という現政権の政策展開が大きな要因として横たわっていると考えています。

本日私が申し上げることは大別して二点あります。ポイントその1は、日本のヘイトスピーチ化をもたらしているもの、その中身であり、ポイントその2は、ヘイトスピーチの社会化をせき止めてくれるものとは何か、という内容にしたいと思っております。

それでは第1のポイントである、日本のヘイトスピーチ化をもたらしているものについてですが、私は大別して3つの要因、もう少し具体化して言えば、3つの対立が日本のヘイトスピーチの社会化をうながしていると考えています。

その3つの対立のそれぞれがどういうものであるかを簡単に申し上げますと、対立その1は「融合対分断」です。対立その2は「自助対公助」です。そして対立その3は「教育対訓練」です。

「融合対分断」についてですが、ヘイトスピーチのない社会というのはその社会の中で融合がうま



く進んでいる、うまく実現されている社会だと言うことができます。しかしながら、今の日本の経済社会の中においては、異なる背景や特性を持っている人びとの融合を阻む分断の力学が強く働いていると感じます。そういう分断をもたらしめている大きな要素が、安倍政権が展開している一連の政策だと思いますので、それについていくつかの事例を申し上げていきたいと思います。

たとえば、安倍政権下においては、多様な雇用形態を作り出していくということが言われています。あるいは、多様な教育機関を公的に認可していこうという言い方もされています。このように、雇用の形態や働き方の多様化を推進するとか、教育の多様化を後押しするとか、そういう言い方をすることによって、あたかも安倍政権が多様性を容認し、多様な者たちが融合していく社会を作りたいと言っているような印象を与えてしまいます。

しかしながら、よくよく考えてみると、そうではないということが分かってきます。たとえば、雇用形態の多様化を推進するということが何を意味しているのかと言うと、色々な異なる働き方をしている人びとがそれぞれ自分の世界に入ってしまう、自分と違う働き方をしている人とを融合し共に生きることがどんどんなくなっていく、それぞれのスタイル・働き方をしている人びとが相互に別々のコンパートメントに入ってしまったら、お互いに助け合ったり共同作業をしたりということがなくなってしまうということを実は意味しているのです。

教育機関の多様化についても同じことが言えます。すなわち、障がい者は障がい者専用の学校に行く、登校拒否児童たちは登校拒否児童のためのフリースクールに行く、ものすごく優秀な人たちはそういう優秀な人たちの成績をさらに上げるための学校に行くというような形でどんどん若者たちが分断されていくということが「多様化」という名前の下で進行していくことになるのです。

このように「多様化」の名の下に分断化が進むと、結局人びとは自分と違うタイプの人たちに思いを馳せたり、自分と違う人びとの考え方や行動を理解できなくなったり、そういう状態にどんどん追い込まれていくこととなります。お互いに相手を理解できないという感情は、だんだんと相手のことを疑うという感情につながり、そして疑いは次第に恐怖を生むということにつながっていきます。この恐怖というものが基本的にヘイトスピーチという現象の背後にあるということとは異論の無いところだと思います。

以上が融合と分断の問題です。続いて二番目の「自助対公助」の問題に進んでいきたいと思います。

この問題について、どういうところが問題なのか。安倍政権において、次のようなことが言われています。「自助能力がある者を助けるのが公助の役割である」。

しかしながら、これは「公助」という言葉に関して完全に誤った理解だと私は思います。公助というのは自助能力が無い、あるいは自助能力を発揮しようとしてもそういう場面に恵まれないという人びとを助けるためにあります。それが正しい公助のあり方です。つまり公助の最大の役割は、弱者救済であるというのが正しい理解だと思います。

ところが、今の政府は自助能力がある者、自分でしっかり自己展開できる人にチャンスを与えるということしか考えていないわけです。そのようになっていくと、自助能力が無いと見なされる者に対して、社会全体が非常に差別的な意識を芽生えさせるということになってしまいます。

しかし、自助能力がないと見なされている人は、必ずしもそういう能力がないというわけではなくて、自分が持っている自助能力を発揮する場面を奪われているというケースが非常に多いのです。このような弱者に対する見方を植え付けてしまう政策環境は、ヘイトスピーチを惹起するという側面を持っていると考えられます。と言うのも、自分たちは自助能力があるから公助に値すると思っている人たちには、「自助能力もないのに公助にたかっている人たちはけしからん」、「あいつらはさぼってば

かりいるくせに、政策の力を借りようとしている」という怒り、それは不当な怒りですが、そんな怒りやいらだちや嫌悪感が惹起されてしまうということになってしまいます。このように「自助対公助」の対立が人びとの中に欲求不満を生みだし、怒りのはけ口を求めるといった心理をかき立て、ヘイトスピーチの行動につながってしまう、とすることができますと思います。

サマリー的に言えば、「自助対公助」の対立をもたらす政策というのは、人びとから寛大さや寛容さというものを奪っていくことになるわけです。寛容さというものとヘイトスピーチ心理というものほど遠いものはありません。

以上が「自助対公助」の話です。3つめのポイントとして挙げましたのは、「教育対訓練」です

教育という分野においても、安倍政権下では非常に大きな問題が生じていると私は思います。今日お集まりの日本人の皆さんはご存じだと思いますが、安倍政権の政策の一つとして出てきたものに、大学におけるいわゆるリベラルアーツ、すなわち文化系の学部を廃止するというものがあります。安倍首相は廃止すると言ったつもりはなかったというエクスキューズをされておりますが、リベラルアーツ分野を大学教育から排除しようという方向性が強く出てきています。

安倍首相が自身の発言のエクスキューズを言うにあたって、誤解されるように報道されてしまったのは文部科学省の役人たちの文章が下手くそだからだ、と言っておられましたが、リベラルアーツ分野を大学から消し去ってしまうと役人たちはもっと文章が下手になるだろうと私には思われます。

要するに、安倍政権の主旨としては、リベラルアーツのような「ああでもないこうでもない」といふようなことを考えたりすることに時間を費やす部門は無駄であるという考え方なのです。あれこれ考えるような暇があるのであれば、腕に技術を付ける、スキルを磨くことに努力をした方がはるかに生産的な社会の一員になれるであろうと今の安倍政権は考えているのだらうと思います。

リベラルアーツを廃止するという一方で、職業訓練についてはもっともっと力を入れていかなければならないと安倍首相は強く主張しております。今存在するよりも高度なレベルの職業訓練を推進する、大学を出ればすぐに企業において役に立つような高度な技術を若者が身につけることができるような教育機関を作っていくということを一生懸命言っているわけです。

そういう方針にしたがって、仮にハイレベルなスキルを身につけているが、しかし考える能力（イマジネーション）が無いという人間ばかりできてしまったら、どういふことが起きるでしょうか。スキルはあるけれど頭空っぽという人には「イマジネーション」が全然働く余地がありません。イマジネーションが欠落しているということはどういふことなのか。それは、自分と違う人びとの考え方を理解することができない、自分と違う感性を持っている人の思いに同情することができないということです。スキルはあるが頭空っぽであることの、したがって、想像力が欠けているということの最大の悲劇は、自分以外の人の痛みが分からないということでもあります。そして、人の痛みが分からないということこそが、まさしくヘイトスピーチの温床になるのは間違いないことだと思います。

以上申し上げました安倍政権下における3つの対立というものが、日本のヘイトスピーチ社会化を生み出していると考えています。

これまでの話を踏まえて、日本のヘイトスピーチ社会化を堰き止めてくれるものは何かということに話を進めていきたいと思ひます。

ヘイトスピーチ社会化を堰き止めてくれる要因というのも3つに大別すると、「2つの出会いと1つの合い言葉」に整理することができますと思ひます。

まずは「出会い」から話したいと思ひます。「出会い」その1、それはすなわち「多様性と包摂性の

出会い」です。ここで言う多様性というのは、安倍政権下で言われている「多様化」とか「多様な」とは全然意味が違います。私が使う多様性の意味は、相異なる特徴やライフスタイル、もちろん人種や文化や宗教など、さまざまに異なるタイプの人が社会の中にたくさんいるという意味での多様性です。そういう多くの異なる特性を持つ人びとがお互いに抱きとめ合う、お互いに共に生きていく、フュージョンした形で生きていくというのが、包摂性ある社会と言えるものだと思います。

この多様な人びとがお互いに腕を開いて抱き合う、抱きとめ合うことができる状況というのは、自分と違う人の思いを豊かな想像力をもって理解することができる人びとがそこにいるということですから、お互いに同情することも容易にできる人びとの共同体がそこにできてくるということになるわけです。それが一つの理想的な社会の姿だと思いますが、下手をすると、多様性はあるが包摂性はないという社会状況が意外と容易に現れてきてしまうということもあります。

今の日本の社会は、従来に比べれば非常に多様性というものが大きくなっていると言えると思います。すけれども、問題はその多様性の拡大に包摂性の進化が伴っているかということだと思います。

多様性ある社会と言うことで考えるとすぐに我々の頭に浮かんでくるのがヨーロッパの世界であると言えると思います。歴史的に見れば、ヨーロッパにおいては、少なくとも今までは、ある程度までこの多様性が包摂性と一体化した状態にあったと言えると思います。しかしながら、最近においては、ユーロ圏内の色々なもめ事とか政治情勢をめぐる対立に現れているように、この多様な欧州人の中に次第に排他性が芽生えてきているように見えます。そこが現状において心配なところだと思っています。

他方、過去の日本がどういう社会だったかという点、包摂性は非常にしっかり存在しているけれども、一方で多様性を容認しないという傾向があったと言えると思います。みんなと同じことをやっている、みんなと同じ姿形をしている、そういう均一性のルールに従っている限りにおいては、喜んで包摂してあげましょう、それが過去における日本の社会であったと思います。それは、みんなと同じような姿形をして、みんなと同じようなことを同じように行動しているという限りなら OK ということです。ご覧のように、頭を紫に染めたり、そういうことをしたりしなければ包摂してあげましょう、これが過去の日本の社会でありました。

そのような過去の日本社会から次第に多様化、多様性が広がるという方向になってきている中で問題となるのは、そこで同時に包摂性も豊かに進化していくかということだと思います。包摂性と多様性をしっかりと出会わせていくことができればできるほど、日本はヘイトスピーチから遠ざかっていくことができると思います。

次に、出会いその2に進みたいと思います。出会いその2はすなわち「正義と平和の出会い」です。

本日はキリスト教信者の方が多いと思いますので、みなさんもよくご存じだと思いますが、この言葉は旧約聖書の詩編の中から出てきている言葉です。詩編 85：10 に次の言葉があります。「いつくしみとまことは巡り会い、正義と平和は抱き合う。」ここから「正義と平和の出会い」という私のテーマが出てきています。

「正義と平和は抱き合う」「慈しみとまことは巡り会う」というのは、非常に美しいイメージであり、とても感動的なイメージだと言えると思います。しかしながら、実際に私たちが当面している現実を考えると、正義と平和が抱き合うというのは実に難しいことだということにも、また気がついてしまいます。誰かにとっての正義と、もうひとりの別の人にとっての正義とが出会うとき、そこに出現するものは何であるか。それは往々にして平和ではなく戦争になってしまっています。

残念ながら、パレスチナ情勢というのは本当に長きにわたって、いかに正義と平和が抱き合うことが難しいかということをお我々に示し続けてくれて今日に至っています。そして、もっと最近のところで言えば、いわゆる「イスラム国」、ISIS を名乗る人びとの正義と、その他の世界が持っている正義のイメージとの鋭い対決です。現実の世の中において、正義と平和を抱き合わせることは実に難しいことであると言わざるを得ないでしょう。

しかしながら、だからといって、諦めてはいけなわけであって、正義と平和とをしっかりと抱き合わせることをできる社会をお我々が作り出すことができれば、そこにヘイトスピーチが存在する余地は間違いなく無くなると言てよいと思います。

正義と平和を抱き合わせるのは難しいと申し上げましたが、一つの国として正義と平和を抱き合わせることを目指すのだと宣言しているひとつの文書があります。正義と平和が抱き合うという方向性を掲げている文書、それはすなわち日本国憲法です。日本国憲法はその前文において、日本国民は諸国民と協和する（共に生きる）ということをお言っています。そしてそれを可能にするために、戦争を放棄すると宣言しています。これはまさに正義と平和が抱き合う場所をお我々は常に目指すのだと宣言しているのだとてよいと思います。すなわち、日本国憲法が成り立っている社会においては、微塵もヘイトスピーチ的な感覚が入り込む余地はないということが間違いなく言えるでしょう。ところが、素晴らしい存在である日本国憲法を「チーム・アホノミクス」の面々は変えてしまおうとしているわけです。したがって、これから私はもっとも一段と力を入れて、打倒「アホノミクス」に励まなければなりません。

以上が日本社会のヘイトスピーチ社会化を堰き止めてくれる二つの出会いです。

次に、日本のヘイトスピーチ化を堰き止めてくれる要因「一つの合い言葉」ということに話を進めたいと思います。

その合い言葉は「陰謀」という言葉です。陰謀、すなわち希望のための陰謀、平和のための陰謀です。我々は平和と希望、正義と平和、多様性と包摂性をお出会わせるために一緒に陰謀を企んでいかなければならないと思います。何しろ人間は陰謀を企んでいるときほど楽しいときはありません。居酒屋とかパブの片隅で、「あいつをどうやっつけてやろうか」という陰謀を練っているときほど、連帯感が芽生え、頭がよくまわることはないでしょう。陰謀ほど連帯感をおもたらすものもないと思えます。というわけで、我々は日本のヘイトスピーチの社会化をお阻んでいくために、あらゆる知恵をお出し合う陰謀の場をおこれからたくさん持っていかなければならないと思います。

そこでみなさんに私からのお願いが一つあります。ここでお目にかかりましたことをきっかけにして、このホールの中においる人びとがひとつの陰謀チームをお形成して、ヘイトスピーチ社会化の打倒に向かったたかかっていきたいと思えます。

そしてもう一つのお願いは、冒頭で紹介しました「アホノミクス」という言葉の普及にぜひご協力をお願ひしたいということおです。特に日本の国内にお住みではない方は、お帰りになられたら、ご自分の国の中でおこの「アホノミクス」をおぜひ流行らせていただきたいと思え次第です。「アホノミクス」の「ア」の上に、「ド」をお付けてみてください。「ド」というのは「とって」の意味が付加されますので、この「ドアホノミクス」という言い方も合わせて覚えておいていただきたいと思えます。

ここまでお話ししたところで、ちょうど私にいただいた時間がお来ましたので、これで私のお話は終わらせていただきます。

## ◆主題講演（2）◆

# ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムを 生み出す原因は何か

—ヘイト・スピーチは歴史的に形成された構造的差別である—

丹羽 雅雄

(弁護士)

### 第1 はじめに

近時、東京・新大久保や大阪・鶴橋などにおいて、差別・排外主義的な主張を標榜する団体による人種的憎悪や民族差別を煽動する示威行動が繰り返されている。そこでは、「朝鮮人首吊レ 毒飲メ 飛び降りロ」、「良い韓国人も悪い韓国人もみんな殺せ」、「ガス室に朝鮮人、韓国人を叩き込め」などのプラカードを掲げたり、「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ」、「南京大虐殺じゃなくて、鶴橋大虐殺を実行しますよ」等、人の生命・身体に対する直接の加害行為を煽動したりするなど、朝鮮民族等の集団に対する憎悪や差別を煽動する言動（ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライム）が行なわれている。

また、京都朝鮮学校の門前において、3回にわたり、「朝鮮人は保健所で処分せよ」、「ゴキブリ朝鮮人、うじ虫朝鮮人は朝鮮半島へ帰れ」などと威迫・脅迫の行動が行われた。京都地方裁判所は、これら差別・排外主義団体による憎悪差別言動に対し、人種差別であると認定し、高額な損害賠償と差止めを認めた。大阪高等裁判所においても、「これらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていることも明らかである」などとして、原審判決を支持し、その後の最高裁判所判決で確定している。

これらの、差別・排外主義団体による、人の生命・身体に対する直接の加害行為、人種的憎悪や民族差別を煽動する言動は、朝鮮半島にルーツをもつ在日コリアンなどの社会的マイノリティの人びとを畏怖させ、憲法第13条が保障する個人の尊厳や人格権を根本から傷つけるとともに、憲法第14条の法の下での平等原則に違反するものである。それだけでなく、これらの言動は、在日コリアンなど社会的マイノリティとの平和的共生を目指す多数者の努力をも踏みにじるものである。憲法が理想とする多民族・多文化の共生社会とは、人びとに対し、出自を問わず平等に、平穏な生活を保障するとともに、人びとが相互にアイデンティティを承認、尊重し合う社会である。人種的憎悪や民族差別を煽動する言動は、このような多民族・多文化の共生社会の構築を阻害するものである。

日本が批准し、憲法に次ぐ国内法的効力を有する国際人権規約（自由権規約）第20条2項は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道を法律で禁止する」ことを締約国に求めている。また、日本が加入した人種差別撤廃条約第2条1項（d）は、「各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされる場合は、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」ことを締約国の義務としている。以上の憲法、国際人権法か

らみても、日本国家と社会は、人種的憎悪や民族差別を煽動する言動を根絶するための積極的な法的措置をとる責務がある。

しかしながら、戦後 70 年の今日、日本国家と社会には、人種差別を禁止する法制度すら存在してはおらず、人種差別の禁止が社会規範として確立していない。また、国籍や当然の法理などを理由とする差別的立法や行政運用の存在、公人によるヘイト・スピーチや草の根的な極右集団による差別・排外主義が台頭しているのが現状である。

## 第 2 ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムを生み出す原因は何か

### 1. 世界に問われた日本の「侵略と植民地支配」責任

大日本帝国は、13 項目のポツダム宣言を受諾し敗戦を迎えた。この宣言受諾が戦後日本の平和憲法秩序の原点の第 1 である。同宣言には、「日本国国民を欺瞞し、これをして世界征服の挙にいずれの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せらるべし」(6 項)、「カイロ宣言の条項は履行せらるべし。又日本の主権は、本州・北海道・九州・四国並びに吾等(連合国)の決定でする小諸島に局限せらるべし」(8 項)と明記されている。引用されたカイロ宣言(1943 年 12 月 12 日、イギリス・アメリカ・中国発表)は、「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する」とし、この国際法上の義務を日本国家が負ったこと、「清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還すること」により、1895 年の日清講和条約による台湾割譲以降の 50 年の侵略・植民地支配の歴史が断罪されたことを意味する。また、10 項には、「戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加える」こと、「日本国政府は、日本国民の間における民主主義傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去し、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重が確立されるべき」と唱われている。戦後賠償に関しては、「日本国はその経済を支持しかつ公正なる実物賠償の取立てを可能ならしむるが如き産業を維持することが許される」(11 項)とされ、戦後日本の経済は、まずはアジア全域に対する戦争責任の履行のために再建されるとしている。

第 2 は、日本国憲法の施行(1947 年 5 月 3 日)である。日本国憲法の核心的規範の第 1 は、アジアの人びとに二度と銃を向けないという反戦・平和主義の前文と 9 条(戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認)によって具体化したことである。

第 3 は、アジアの人びとに対する徹底した差別・排外主義と同化主義(皇民化)の下で、植民地支配と侵略戦争を遂行したという歴史的事実の反省から、人間の尊厳を基調とした基本的人権の尊重と、「違いを認め尊重し合う」という「人権と共生の思想」を具体化したことである。このように、日本国憲法(前文、9 条)は、戦前の植民地支配、中国をはじめとするアジア・太平洋諸国への侵略戦争の深い反省を反映した先進的な国際的法規範であり、当時のアジアの人びとと日本市民の法規範意識を体現したものである。同時に、甚大な被害を受けたアジア民衆による日本国と日本社会に対する「不戦の縛り」でもある。

### 2. 日本の戦争責任・戦後責任、植民地支配責任の現状

#### ①戦争犯罪に関する重要資料の焼却

ポツダム宣言 10 項には、「戦争犯罪人に対する嚴重なる処罰」が明記されていた。日本の敗戦から

マッカーサーの日本進駐までの2週間、日本の侵略戦争を進めた支配層は、戦争犯罪人の処罰を回避するため、関係重要資料を徹底的に焼却し、証拠隠滅を図った。日本の戦後は、「侵略の湮滅(いんめつ)」から始まり、この事実は、極東国際軍事裁判(東京裁判)においても犯罪行為として追及された。

## ②東京裁判とニュルンベルク裁判

連合国は、ドイツや日本の指導者による侵略や残虐行為の責任を問うため、ロンドン協定(1945年8月)と国際軍事裁判所条例を制定した。ドイツのニュルンベルク裁判(1945年11月~1946年10月)や東京裁判(1946年5月~1947年1月)は、同条例によって戦争犯罪に関して、従来の「通例の戦争犯罪」(B級)に加え、新たに「平和に対する罪」(A級:違法戦争の準備、計画、開始、遂行にかかわった罪)、「人道に対する罪」(C級:一般市民に対する虐殺などの非人道行為)を国際法上の犯罪と規定し、この3種類の犯罪によって裁かれた。

東京裁判では、A級戦犯として100人を超える容疑者が逮捕され、25人が有罪判決を受けたが、そのうち7人の死刑執行により終結し、他の18人全員が釈放された。侵略戦争を推進し、後に日本の政財界の中心となる岸信介、児玉誉士夫、笹川良一らも含まれている。

東京裁判の特徴は、①天皇の戦争責任を不問にしたこと、②人道に対する罪は適用されなかったこと、③植民地支配責任は除外されたこと、④米国の原爆投下責任は管轄外とされたことにある。731部隊などの細菌感染実験や人体実験、生体解剖などの犯罪行為は、米国によるこれらの情報取得と引き換えに不問とされた。

BC級裁判は、連合国7カ国において約5,700人が裁かれ、内984人が処刑されたが、植民地支配下、強制動員されたBC級戦犯の朝鮮人148人中23人の死刑、台湾人173人中21人の死刑の事実がある。彼らは、捕虜監視員など大日本帝国による侵略戦争の最前線にかり出され、戦争犯罪人として処罰されたが、他方、戦後日本の援護法制からは、「国籍条項」を理由に排除され、「罰は負うが、援護は除外」という不条理な対応を受けた。日本政府は、この東京裁判の結果を受諾している(1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約11条)。

## ③戦後補償

日本の戦後補償の特徴は、軍人・軍属とその遺族に対する恩給法などの「援護立法」として行われ、原爆に関する立法以外には、一般市民の空襲被害などの戦争犠牲は「受忍すべきもの」として援護法制からも排除されたことである。また、植民地出身者に対しては、原爆2法以外のすべての援護法に「国籍条項」を設けて除外し、沖縄戦の集団強制死や住民虐殺、食料の強奪などの住民被害に対しては、「積極的戦闘参加者」(準軍属)として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用し、沖縄戦の実相を歪曲させた。そして、これらの援護法が適用された「戦死者」は、ほぼ自動的に靖国神社に合祀され、英霊として顕彰される構造が創り出され、0歳の幼児も英霊として合祀されている。

日本は、1954年のビルマから1977年のモンゴルまで、サンフランシスコ講和条約に基づく2国間の特別取決めによって、約1兆362億5700万円を、被害者個人ではなくダム建設などの「社会還元」方式として支払った。しかし、この金額のほとんどは、ダム建設などを請負った日本企業に還元され、1978年からは政府開発援助(ODA)に引き継がれた。日本政府は、1965年締結の日韓請求権協定においても、韓国併合は合法であり、有償、無償5億ドルの提供は経済援助であるとの主張を通し続けている。大蔵省の文書では、これらの対外支払は「日本が東南アジアに経済再進出する際の絶好の足がかりとなった」と総括している。

他方、日本国内の軍人・軍属を中心とする援護法による国内支払は、個人に支給する方式であり、1952年から1991年まででも約33兆円が支払われており、年間約2兆円のうち、1兆6000億円が軍人恩給に支給されている。現在では、毎年1兆円、累計で50兆円に達している。

同じ敗戦国であるドイツの場合は、戦争に起因する国民一般の被害を補償する一般戦争結果法、遺族に対する戦争犠牲者扶助法、戦争捕虜補償法、引き揚げ者に対する負担調整法がある。また、ナチズムによる迫害被害に関する補償法制として、連邦補償法（1956年）があり、2030年まで約9兆6000億円を国籍の有無を問わず補償している。1980年代からは、「忘れられた犠牲者」（シンディ・ロマ、ホモセクシャル、障がい者、強制断種、共産主義者など）に対する補償を行っている。特に、ナチスによる強制労働被害者への補償は、企業も含めて「和解基金」を創設し、補償をしている。これらの原動力となったのは、1970年12月、ブランド首相がワルシャワのユダヤ人ゲットーの犠牲者慰霊碑にひざまずいて頭を深くたれた行動にはじまり、ドイツとポーランド間の歴史と地理の教科書交流、1979年の時効撤廃につながった。ドイツ敗戦40周年にあたる1985年5月8日、ドイツ連邦議会において、ヴァイゼッカー大統領は、「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも目を閉ざすことになります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」という「荒野の40年」と題する演説を行った。

他方、日本では1985年8月15日、中曽根首相は「戦後政治の総決算」をスローガンとして、「国家国民は汚辱を捨て栄光を求めて進む」という演説を行い、同年、靖国神社に公式参拝を行っている。

### 3. 平和憲法秩序の空洞化

平和憲法秩序が空洞化する原因の第1は、冷戦構造と朝鮮戦争である。1947年3月のモスクワ4国外相会議によって、本格的な冷戦構造が創られた。日本では、联合国総司令部（GHQ）により、同年2月、「2月1日ゼネスト中止命令」が出され、米国では、同年3月、「トルーマン・ドクトリン」が発表されて、ソ連の国際共産主義運動への封じ込め政策が進められた。この冷戦政策によって、日本に対する占領政策は、米国の東アジア戦略のための「反共前線基地化」とこれを支える「工業立国化」へと政策転換がなされた。朝鮮戦争（1950年6月25日～1953年7月27日停戦）は、冷戦が熱戦として顕在化したものであり、その後の朝鮮半島の分断と固定を生み出した。

第2の原因は、1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和体制である。この講和会議には、ソ連、中華民国、中華人民共和国、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国のいずれも不参加であり、米国を中心とした「西側体制」による片面講和体制であった。日本は、サンフランシスコ講和条約の発効によって主権回復を果たしたが、日本政府は同日、植民地支配の歴史的存在である旧植民地出身者の日本国籍を一片の民事局長通達（1952年4月19日）によって喪失させ、以降、治安管理的対象として出入国管理体制の下に置いた。同時に、安保条約を締結し、沖縄の施政権を米軍政に譲渡し、その後続く日米安保体制の基礎を確立した。この「1952年体制」によって、日本は、植民地支配責任と戦争責任、戦後責任の原点であるポツダム宣言やカイロ宣言、日本国憲法の規範義務から乖離することになった。憲法9条の空洞化は、警察予備隊（1950年）、保安隊（1952年）、3軍方式の自衛隊の創設（1954年）として具体化された。

第3の原因は、日米安保体制である。1960年1月19日発効の改定日米安保条約は、他国の日本への武力攻撃に対して、日本領域内における日米共同作戦行動を5条で明記し、第6条において、米国による「極東の国際平和と安全」のための行動に対する「基地提供」などの便宜供与を約束した。沖縄の



74%に及ぶ米軍基地の存在は、この6条を根拠にしている。明文の日米安保条約は、この1960年安保条約以外には存在していない。しかし、その後の「日米ガイドライン」の政府間合意や改定によって、日米安保体制は、日米軍事同盟に変質し、今や世界的規範での軍事的一体化が図られている。

安倍政権が進める「戦争をする国家」政策は、国家安全保障会議の発足（2013年12月24日）、特定秘密保護法の制定（2013年12月6日）、国家安全保障戦略、新防衛計画大綱、中期防衛計画大綱の閣議決定（2013年12月17日）、防衛装備移転3原則の閣議決定（2014年4月1日）、集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014年7月1日）、そして、地球的規模での米軍支援を目的とした「日米ガイドライン」の改定（2015年4月27日）によって、地理的、時間的、空間的制約のない「平時から有事までの切れ目のない軍事協力」を合意した。安倍政権によって通常国会に上程された「平和安全法制」と称する「戦争法案」は、9月17日強行採決されたが、これらの戦争法は、安倍首相が国会決議も経ずに米国政府と約束した「地球的規模での米軍支援」を具体化しようとするものであり、「植民地支配と侵略」という歴史認識を忘却させ、立憲民主主義すら解体させる一種の政治的クーデターとも評価するものである。

#### 4. 歴史修正主義と草の根の差別・排外主義の台頭

##### ①教科書検定問題

国家機関による歴史修正主義の動きは、1982年の教科書検定問題から具現化された。家永三郎教授は、南京事件などに関する記述が検定によって修正されたことに対して裁判を提起し、1993年第3次控訴審にて検定違法が判断され、最高裁1997年8月29日判決において「文部省による教科書検定の違法」が確認された。

1990年代に入ると、海部首相の「日本の侵略行為を厳しく反省する」とのシンガポール演説（1991年）、細川首相の「侵略行為と植民地支配に対する反省」の所信表明（1993年）が行われたが、これら首相の発言に対して、日本遺族会は「東京裁判史観に毒された自虐的発言である」との激しい批判を行った。

その後、1993年8月4日の「慰安婦」問題に関する河野内閣官房長官談話が出され、1995年8月15日には、「植民地支配と侵略によってアジア諸国の人びとに多大の損害と苦痛を与えたことに対し、痛切な反省と心からのお詫び」を表明した村山首相談話が発表された。

##### ②歴史修正主義

1997年は、歴史修正主義の転換点の年であった。

河野談話や村山談話、1997年度用中学歴史教科書のすべてに「慰安婦」問題の記述がなされたことに対して、同年1月「新しい歴史教科書をつくる会」（会長：西尾幹二、副会長：藤岡信勝）が結成され、現行教科書への「自虐史観」攻撃が開始された。2月、自民党の若手議員を中心に「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」（代表：中川昭一、事務局長：安倍晋三、衆議員62名）が結成され、中学校歴史教科書の「慰安婦」問題をはじめとする侵略と加害の事実に関する記述の削除を求める教科書攻撃を始めた。5月には、文化人や財界人を中心とした改憲団体「日本を守る国民会議」と宗教系国家主義右翼団体「日本を守る会」が組織統一し、日本最大の国家主義右翼組織「日本会議」が発足した。国会議員部隊として、超党派の「日本会議国会議員懇談会」が結成され、現在の安倍政権の閣僚のほとんどは日本会議の会員で占められており、安部政権自体が歴史修正主義政権とって

も過言ではない。この「日本会議」の結集軸は、戦前の大日本帝国の誇りを取りもどすことであり、国家のための戦死者を英霊として顕彰する靖国史観である。

歴史修正主義の核心的部分は次のようなものである。「アジア・太平洋戦争はアジア解放のための戦争であり、自存・自衛の戦争であった」「韓国併合条約は合法であり、植民地主義は人道的で良いことをした」「『慰安婦』は合法的な公娼であった」「南京大虐殺はなかった」「沖縄での『集団自決』は日本軍が命令したものではない」「東京裁判は戦勝国による不当な裁判である」「日本国憲法は GHQ に押しつけられものである」「朝鮮人、中国人強制連行などなかった」「アジア諸国に対する賠償問題はすべて完全かつ最終的に解決している」「誇り高い日本国と日本人をとりもどせ」などである。

このように主張する歴史修正主義の勢力は、安倍政権の中核を占めるばかりではなく、極右団体によるヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムの展開として、草の根的な差別・排外主義として立ち表われている。

### ③在特会

メディア関係では、『諸君！』『正論』の保守論壇誌、嫌韓流出版本や産経新聞、読売新聞などの大手メディアにも拡大し、朝日新聞の「慰安婦」報道に関するバッシングなどが行われている。

特に第1次安倍政権下の2007年1月に結成された「在日特権を許さない市民の会」（在特会）は、この間の2チャンネルなどのネット右翼と連動し、人種憎悪の差別煽動を差別・排外主義デモなどで展開している。2009年12月、2010年1月と3月の3日間に及ぶ京都朝鮮初級学校襲撃事件では、刑事裁判での有罪判決、民事裁判での人種差別の認定と1200万円余の損害賠償、半径200m範囲内での人種差別行為の差止めが確定している。彼（女）らの極右差別・排外主義行動は、2013年1月頃より更に公然化し、歴史的存在である在日コリアンの日本社会における存在自体の抹殺を煽動・流布するに至っている。

在特会の特徴は、直接的な生命、身体への殺害の煽動、社会的マイノリティへの攻撃、公人の差別発言や歴史修正主義発言との連動、朝鮮学校への高校無償化法からの排除と自治体の補助金停止——民族的マイノリティの子どもたちの教育への権利の否定などとも連なっていることである。

ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムによる被害の実態と問題の本質は、すべての人間には普遍的な尊厳と人権が非差別・平等にあるとする世界人権宣言を含む普遍的価値を傷つけ、すべての人びとが保有する平和のうちに生存する権利を踏みとじることで、継続する感情苦悩、自信喪失、自己嫌悪などの心理的ダメージを与えること、魂の殺人（PTSD—心的外傷後ストレス障害）であること、「心の中の地図」の強制、行ってはいけない場所、安心して集える場所を喪失させること、沈黙を強いる効果を生じさせること、苦しみの更なる周辺化と不可視化をもたらすこと、人間の尊厳を犯し、平和で平等な多民族・多文化の共生社会を破壊し、差別・排外的国家社会に変質させること、憎悪を社会に充満させ、「暴力と脅迫を増大させる連続体」の一部であり、ジェノサイドや戦争へと導くものとなるなど、重層的被害を被害者と社会にもたらすことにある。そして、より本質的なことは、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムは、奴隷制度、身分制度や植民地支配などの歴史的に形成された構造的差別から生み出されるものであるということである。

## 5. 平和憲法秩序の解体（改憲）と歴史修正主義は表裏である

現在、安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」「積極的平和主義」「聖域なき規制改革」と称して、

平和憲法秩序の全般的解体を進めている。

### ①改憲

2012年4月27日、自民党「日本国憲法改正草案」が決定された。現在の政権与党である自民党「日本国憲法改正草案」が目指す国家・社会の体制秩序は、立憲主義の解体（国家が国民に命令する規範化）と国権主義国家の確立（個人に優位する国家）、日本国は天皇を戴く国家（天皇の元首化）、戦争をする国家づくり（国防軍と集団的自衛権行使）、基本的人権の「公益及び公の秩序」による外在的制約、復古的な家族主義による性差別と福祉施策の切捨て、公務労働者の労働権への法律による制限、憲法96条発議要件の緩和による主権在民の形骸化として立ち表われている。

### ②村山談話・河野談話と歴史の修正

1995年8月15日、村山首相談話「戦後50周年の終戦記念日にあたって」が国内外に発表された。村山談話の核心的部分は、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民の存亡の危機に陥れ」、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人びとに対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を顕著に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」との表現部分である。この村山談話と1993年8月4日に発表された慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（慰安所は、軍当局の要請により設営され、設置、管理及び移送については、旧日本軍が直接あるいは間接に関与したこと、慰安所における生活は、強制的状況の下での痛ましいものであったこと、募集、移送、管理等も総じて本人たちの意思に反して行われたことなどを認定し、心からのお詫びと反省の気持ちを表現したものは、旧植民地諸国や地域、中国をはじめとするアジア諸国との友好関係を構築するための最低限の礎となってきた。また、村山談話は、その後のすべての政権で引き継がれ、日韓パートナーシップ宣言（1998年10月）や日朝ピョンヤン宣言（2002年9月）にも明文で明記されている。

ところが、安倍首相は、村山談話を見直し検証するとして、私的諮問機関である有識者懇談会「21世紀構想懇談会」を設置し、本年8月15日、「侵略と植民地支配責任」を著しく曖昧とさせた「安倍談話」を公表した。安倍首相の歴史修正主義と「戦争をする国家」改造の動向は、2013年12月26日の靖国神社への公式参拝にも立ち表れている。

### ③戦争を推進するための愛国心教育の推進

安倍政権が進める重点政策の1つとして、愛国心教育の推進がある。第1次安倍政権は、1947年に制定した教育基本法を改定（2006年12月）し、「伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する」などを明記した。そして、教育行政を改変して、国家・行政による教育内容への介入の道をつくりあげた。また、国家安全保障戦略には、「国家安全保障の社会基盤としての愛国心教育」がうたわれ、「国家安全保障」と「愛国心教育」の結合が図られている。教育現場では国旗掲揚・国歌斉唱（日の丸、君が代）が強制され、教員と生徒に対する国家管理が強化されている。

2014年の自民党運動方針では「義務教育においては、子どもが自虐史観に陥ることなく日本の歴史と伝統文化に誇りを持てるよう、教科書の編集・検定、採択において必要な措置を講じ、各手続きを積極的に公表させる」として、歴史修正主義教科書の採択に向けた誘引を図るとともに「国定教科書」化を目指しているといえる。

#### ④新自由主義経済政策としてのアベノミクスの展開

また安倍政権は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」としての成長戦略—聖域なき規制改革、岩盤規制の破壊と称して、グローバル金融資本と大企業本位の経済政策を進め、貧困と格差の拡大を生み出している。安倍政権による戦後労働法制（1947年労働基準法など）の全般的改変の特徴は、国の労働法制は全国一律によるとする法の支配原則に対しては、国家戦略特区なるものによって抜本的な規制緩和を図り、解雇制限原則は、解雇の自由と金銭解決手法の法制度化を図り、直接雇用・無期雇用の原則に対しては、労働者派遣法の恒久化などの抜本的改悪をはじめとした間接雇用・有期雇用化を推進し、労働時間規制に対しては、「高度プロフェッショナル制度」と称する残業代不払制度を創設しようとしている。また、「雇用維持型から労働移動型」と称して、雇用形態の差別・分断化を図り、無限定正社員、限定正社員、非正規社員、外国人技能実習生、移住労働者などのピラミッド型差別・分断の雇用形態を確立しようとしている。これらの改変は、長時間労働、過労死、うつ病の蔓延、使い捨て労働者の更なる増大と貧困化を生み出している。そして若者たちの「貧困化」によって、自衛隊への入隊政策が加速され、「経済的徴兵制」とも評価しうる状況が生まれつつある。また、「女性の活用」と称する女性非正規労働者の拡大化と「現代奴隷労働」と称される外国人技能実習生の導入拡大、外国人家事労働の経済特区による導入政策の実現によって行なおうとしている。

そして、原発・武器輸出をはじめとした軍事と産業の一体的経済の推進と原発再稼働によって、大企業本位の経済と原発政策を進め、近い将来での「核武装化」をも目指していると思われる。

### 第3 私たちは何をなすべきか—未来への責任と連帯—

憲法9条の解釈改憲から戦争法制の制定、日米ガイドラインの見直しは、明文解憲への基盤作りであり、「戦争をする国家」への道である。この事実は、植民地支配責任と戦争責任、戦後責任という加害の歴史清算の抹消を意味する。このような歴史の修正と改ざんこそが、ヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムを生み出す主な原因となっている。今日ほど、アジアの人びととの真の連帯と共同行動の質が問われる時代はない。

現在日本において、「戦争をする国家」に向かうのか否か、これを打ち破り、「侵略と植民地支配」の加害の歴史を深く学び、東アジアの平和と人権保障、人間の尊厳と平等を旨とする多民族・多文化共生社会を構築するのか否かの歴史的岐路に立っている。今こそ、「戦争をさせない」「殺し、殺されない」「差別・排外主義は許さない」「歴史の改ざんを許さない」という共通の課題において、働く者と生活者、市民が強く結びついた国境を越えうる広範で深い「連帯のくさり」を作り出さなければならない。

現在、歴史的修正主義者が国家権力の中枢を占め、レイシスト集団によるヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムが草の根の差別・排外主義として「市民社会」に拡大し、「戦争をする国家」へと向かおうとする状況下、人種差別禁止法をはじめとする人権法制度の確立と「多民族・多文化の共生社会の構築」に向けた社会意識の変革が問われている。そのためには、加害の歴史認識の更なる深化と人間の尊厳と平等社会の構築を基本とした国際的な市民間の交流と連帯を創り出すことが必要である。そのことこそが、日本市民にとって、アジアの人びと、在日市民、沖縄市民からの真の信頼を得る唯一の道である。そして、世界史の中の『慰安婦』問題」「強制連行・強制労働」「南京大虐殺」「広島・長崎」「沖縄戦の実相」などの歴史的事実を問い返し、「侵略と植民地支配」と「敗戦」という加害の

歴史的事実を教訓化することが必要である。

- i 日本国と日本市民は、なぜこのような加害の歴史的事実を犯したのか。その背景・原因は何であったか。
- ii 現在のヘイト・スピーチ、ヘイト・ヘイトクライムを生み出す要因は何か。市民の力と連帯で、いかに歴史修正主義と差別・排外主義の要因を排除しうるか。

北東アジアでは、世界的な冷戦が終結した後も、朝鮮半島の分断と軍事的緊張が続いている。日本は、ポツダム宣言を受諾し、「朝鮮人民の奴隷状態に留意し、朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する」との国際法上の義務を負った。しかし、戦後の日本は、日米安保体制によって朝鮮半島の分断と固定化に加担し、いまだ朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化すら果たしていない。また、在日する旧植民地出身者とその子孫に対して、民族教育権や地方参政権すら保障せず、植民地主義的な差別と同化政策を継続している。私たち市民は、朝鮮半島分断の解消と、在日市民の地方参政権などの市民権や民族教育権を含む非差別・平等の権利保障を実現する必要がある。

そして、1992年、朝鮮半島の南北政府間で発表された「朝鮮半島の非核化共同宣言」を現実化するためにも、日本、朝鮮民主主義人民共和国、韓国が「北東アジア非核地帯条約」を締結し、北東アジアに「非核化と平和の構築」を実現するための努力が必要である。

加害の歴史認識の深化と歴史の清算、そして、不戦の誓いである平和憲法の堅持と人種差別禁止法の制定は、人種差別の撤廃と多民族・多文化の共生社会の構築にとって最も重要な課題である。

## 敵意を超える歓待とシャローム

—寄留者アブラハムとバビロニア捕囚に対するエレミヤ、そしてイエスの道—

金 性 済

（在日大韓基督教会）

### I. わたしたちのテーマとしての寄留者（ゲール）・敵意・歓待

情報と富と人のグローバリゼーションの大洪水の中を漂流するわたしたちは、現在、（他民族・他宗教）憎悪の大波に脅えなければならない時代を生きています。この状況の中でイエス・キリストの信仰を生きるキリスト教会は、何をされていて、またしようとしているのか。「自分たちはそれに与してはいない」と、主の裁きの日に主の前で言い訳できるのでしょうか。わたしたちは、この21世紀に、憎悪に抗い、共生の天幕をひろげる宣教の道を模索しなければなりません。この国際会議において、直接的には会議の提案者である在日大韓基督教会が、共に生きる在日コリアンを現在直撃するヘイトスピーチの現実を直視し、その真相を究明しながら、イエス・キリストの福音信仰に立ち、世界に遣わされる教会として、その問題をのりこえる宣教の道を神学的に考察する課題を迫られています。その基礎的作業として、まずわたしたちは、憎悪に関する聖書学的な考察から始めようとしているのです。

わたしたちは、この聖書研究において、憎悪（あるいは敵意）、寄留者、そして歓待という概念を考察してみましょう。いったい、この三つの概念はどのようにつながっているのでしょうか。わたしたちがここで取り上げようとする憎悪とは、日常的に対等の個人間で起こる感情の問題よりも、民族的少数者に対する差別としての、それゆえに社会的暴力としての憎悪の問題に焦点が絞られます。そのためのたいへん有益な聖書上の概念として、わたしたちは旧約聖書における寄留者の概念を取り上げるのです。

### II. 旧約聖書における寄留者（ゲール）

旧約聖書の中には、ゲールという概念が動詞形も含め、170回以上出てきます。大別すると、二つに使い分けられているのです。第一は、イスラエル共同体の中のゲールという存在です。これは主に、イスラエルの人びとと区別されながら、しかし自分たちの共同体の中に受け入れられ、保護されるようになった、いわば「受け入れられ、保護されるべきよそ者」という存在です。第二は、旧約聖書において決定的に重要な人物（アブラハム、モーセなど）や、またイスラエルの存在自身を、ゲールとみなしている伝承がたくさん見出されるのです。

ゲールの問題を神学のテーマとして考える場合、ゲールを、ただ第一のグループと第二のグループに分類して考察するばかりではなく、第一の場合と第二の場合が神学的にどのように深くつながり、

ゲールという概念が、神とイスラエルの民の理解と、そして神と民の契約にどのような意味を与えているか、ということ考察しなければなりません。

## A. 旧約聖書におけるゲール

旧約聖書に「ゲール<ger / gerîm>」は 92 回、その動詞形の「ゲール<gwr>」（「寄留する」「滞在する」「移住する」）は 81 回出てきます。

それらを内容によって大別しますと、

### (1) イスラエル共同体の中の「ゲール」

< a > 保護の対象としての「ゲール」<sup>1</sup>

< b > イスラエル共同体への包摂の対象としての「ゲール」<sup>2</sup>

### (2) 「ゲール」としてのイスラエル

< a > 「ゲール」としてのカリスマ的先祖、指導者、および預言者

\* 族長<sup>3</sup>：アブラハム<sup>4</sup>、ロト<sup>5</sup>、イサク<sup>6</sup>、ヤコブ<sup>7</sup>；

\* モーセ<sup>8</sup>；

\* ゲールとしての預言者（エリヤ）<sup>9</sup>

< b > 「ゲール」としてのイスラエル

\* イスラエルの民<sup>10</sup>；

\* レビ人ないしレビ族<sup>11</sup>；

\* 詩人<sup>12</sup>

ゲールという概念は、社会学的に観るならば、自分の故郷の共同体で土地所有権を失ったり、または経済的資源の不足を補うために血縁関係のない他の共同体に長期あるいは短期で移住し、農業労働者として働いていた人びとや、また飢饉などの自然災害や政治的紛争のために保護を求めて入り込んで来た難民を指したのです。創世記では、この概念は旅の生活をするアブラハム、イサク、ヤコブらを指すのに何度か用いられています。出エジプト記から申命記にかけては、主にイスラエルの共同体

---

#### 【脚注】

<sup>1</sup> 出エジプト記 22 : 20、23 : 9、12 / レビ記 19 : 10、33 / 申命記 5 : 14、14 : 29、16 : 11、14、23 : 8、24 : 14、17、19、20、21、26 : 11、12、13、27 : 19 / エレミヤ書 7 : 6、22 : 3 / エゼキエル書 22 : 7、29

<sup>2</sup> 出エジプト記 12 : 48、49 / レビ記 16 : 29、17 : 8、10、13、15、28 : 26、20 : 2、22 : 18、23 : 22、24 : 16、22 / 民数記 9 : 14、15 : 14、15、16、26、29、30、19 : 10、26 : 57、35 : 15 / 申命記 1 : 16、29 : 10 / ヨシュア記 8 : 33、35 / 歴代誌上 22 : 2 / 歴代誌下 2 : 16、15 : 9、30 : 25 / イザヤ書 14 : 1 / エゼキエル書 14 : 7、47 : 22、23

<sup>3</sup> 申命記 26 : 5 / 歴代誌上 16 : 19 / 詩編 105 : 12

<sup>4</sup> 創世記 12 : 10、15 : 13、17 : 8、20 : 1、21 : 23、34、23 : 4

<sup>5</sup> 創世記 19 : 9

<sup>6</sup> 創世記 26 : 3

<sup>7</sup> 創世記 28 : 4、32 : 5、37 : 1、47 : 4、9 / 出エジプト記 6 : 4 / 詩編 105 : 12、23

<sup>8</sup> 出エジプト記 2 : 22

<sup>9</sup> 列王記上 17 : 20（「身を寄せて」動詞形 hithpoel）

<sup>10</sup> レビ記 25 : 23 / 歴代誌上 29 : 15 / 詩編 15 : 1 / エゼキエル書 20 : 38

<sup>11</sup> 申命記 18 : 6 / 士師記 17 : 7、8、9、19 : 1、16

<sup>12</sup> 詩編 39 : 13、61 : 5

の中に受け入れられ、保護を受けたり、平等に取り扱われるべき、外から入って来た少数者を指すために用いられています。

## B. 古代イスラエル史の中のゲール：ヒゼキヤの改革時代（BC 8 世紀後半）

特に社会法の中に、保護や平等な取扱いの対象としてゲールの存在が法制化されるようになった社会・政治的背景としては、北イスラエル滅亡（BC722）後、膨大な数の難民が北のサマリアからエルサレムに殺到し、エルサレムの人口がそれ以前の約 8,000 人から約 25,000 人ほどに急激に膨張したこと、さらにエルサレムの城壁内の居住面積を広げるために西側の壁が広く拡張される工事がなされた痕跡が考古学的に明らかにされているのです。

紀元前 8 世紀後半のヒゼキヤ政権には、その人びとを受け入れる神学的理由が必要だったのです。北側から、さらにはアッシリアのセンナケリブの攻撃によって村を破壊され、強制連行を免れた、ユダヤ周辺からどんどんエルサレムの城内に避難を求め、難民が押し寄せる事態が生じたのです。面積も、資源も限られたエルサレム城内に、難民を受け入れるかどうかは簡単なことではありませんでした。当然のことながら、城内からは強い反対意見も起こったことでしょう。ヒゼキヤ政権は、板挟みの中で決断を迫られたのです。

一方、北からは、避難民ばかりでなく、紀元前 9 世紀から 8 世紀にかけて北イスラエルで活躍してきた預言者たち（エリヤ、エリシャ、アモス、ホセアなど）の伝承記録や、また北イスラエルの社会において古くから保存され伝えられてきた祭儀や社会法の伝承記録が、避難民と共に南に逃げてきた地方祭司やレビ人たち、また預言者の弟子たちのグループによってヒゼキヤ政権に持ち込まれるようになったのです。それによって、紀元前 10 世紀末、ソロモン王の死後、イスラエルが南北に分裂することによってばらばらになっていた伝承が、ヒゼキヤの宮廷の聖書書記官たちのもとに合流したのです。政治・経済・社会的には大変な危機の時代でしたが、聖書文書のいわばルネサンスのような時期でもあったのです。つまり、紀元前 6 世紀のバビロニア捕囚期以降に完成される創世記から民数記までの文書の原型と、申命記の中の、北イスラエル社会に由来する祭儀・社会法などが、それゆえにヒゼキヤ政権下の宮廷書記官たちによって編集されていくことになるのです。

その際に、ヒゼキヤ政権は、結果的に難民を城内に受け入れていく上で、その正当性を神学的に論証するために必要だった伝承と概念が、神の要請として社会的に保護されるべきゲールであったのです。その典型的な個所が、ヒゼキヤ政権にとって重要な意味を持っていた「契約の書」（出エジプト記 20：22～23：33）の中のゲール保護を訴える伝承です。

「寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである。」（出エジプト記 22：20<新共同訳>）

「あなたは寄留者を虐げてはならない。あなたたちは寄留者の気持を知っている。あなたたちは、エジプトの国で寄留者であったからである。」（出エジプト記 23：9<新共同訳>）

この二つのゲール保護伝承は、文献学的にも重要な意義を持っていて、この二つの伝承にサンドイッチされるように、貧しい者、孤児、寡婦の保護を訴える人権法の伝承が置かれています。この契約の書のゲール伝承に挟まれ、パッケージのように構成された社会的弱者に関する包括的な人権保護法をベースにしながら、より包括・総合的に申命記の中の祭儀法と社会法の中で、ゲールと社会的弱者



の保護と包括を要請する法伝承が編集されていくことになるのです。

### Ⅲ. 寄留者・敵意・歓待の問題

#### A. 古代中近東の同語源としてのGR

わたしたちはここで、寄留者のヘブライ語であるゲールの語源について考えてみましょう。ゲール (*ger*) の語源である動詞ゲール (*gwr*) は、「寄留する・滞在する・移住する」という意味になります。しかし、この *ger/gwr* に含まれる GR を、古代中近東言語の文脈の中で観察するならば、興味深いことがわかってきます。

ヘブライ語動詞形ゲール (*gwr*) については、「寄留する (to sojourn)・滞在する (to abide)」、「争いを起こす (to stir up strife)・喧嘩する (to quarrel)」、そして「恐れを抱く (to be afraid of/ stand in awe)」<sup>13</sup>と、三つの意味を持って旧約聖書で用いられます。圧倒的に多いのは、「寄留する」という意味においてです。寄留者 (ゲール) が登場するところで、動詞形ゲールが「争い」や「恐れ」の意味で使われるケースは、どの翻訳を見てもありません<sup>14</sup>。

しかしながら、古代中近東における GR の同語源について観察すると、たとえば、アッカド語動詞 *geru* (敵意を抱く <to be hostile>・訴訟を起こす <start a lawsuit>)、*gurrû* (敵対する <to open up hostilities>・戦争する <to make war>・訴訟を起こす <to start lawsuit>)、また名詞形 *gerû/garû* (敵・仇・反対者)<sup>15</sup>となります。アッカド語において特徴は、その語源には、「寄留する」、「寄留者」という意味を持たないということです。

ウガリッド語では、動詞形 *wgr.nn* (攻撃する、争う <to attack/to strive>・取り囲む <to surround>・留まる <to tarry>・所有する <to take possession of>)<sup>16</sup>となり、名詞形 *gr* は、ヘブライ語と同様、「よそ者 <resident alien>」となります。

さらに、後期アラム語 (*gwr*)、フェニキア語 (*gr*)、アラビア語 (*gara*)、南方アラビア語 (*gr*)、そしてエチオピア語 (*gor/tagawara/g<sup>e</sup>yur*) は、総じて共通し、「寄留する・滞在する・客」などの意味を持つようになります<sup>17</sup>。

わたしたちがここで注目したいことは、古代ヘブライ語を含め、同語源 GR が「寄留する」ことと、「敵意を抱き、争う」ことと、そして「恐れを抱く」という意味にまたがっているという事実です。すなわち、「寄留者」と「敵意」と「恐れ」とは、たとえ旧約聖書本文に直接連結する形で登場しないとしても、この三つの概念の間に在る社会言語学的な連関性を否定できないということです。

#### B. 「寄留者 (sojourner)」と「敵意 (hostility)」と「歓待 (hospitality)」の言語学

<sup>13</sup> F.Brown / S.R.Driver / C.A.Briggs “Hebrew and English Lexicon of the Old Testament (BDB)、Oxford、pp.157-159.

<sup>14</sup> ただし、私は創世記 19 : 9 の翻訳「こいつは、よそ者のくせに……」(新共同訳) (*bā' lāgûr* <バー・ラーゲール>)という訳については疑念を抱く。すなわち、周囲の人びとに、よそ者としての口に対する敵意を煽動する意味を含んだ言葉として「彼は(我々の敵として)争いを起こしに来たんだ」と訳す可能性を考えたい。この訳し方は、この聖書研究において重要なテーマに関わる。

<sup>15</sup> The Assyrian Dictionary of the Oriental Institute of the University of Chicago (CAD)、Chicago: Oriental Institute、1956-、pp.61-63.

<sup>16</sup> Corpus des tablettes en cunéiforms alphabétiques (CTA)、ed. A. Herdner、Paris: Imprimerie Nationale、1963、14、III、110、IV、212.

<sup>17</sup> D. Kellermann、 “gur、geruth、meghurim、” ThDOT、vol. 2、Grand Rapids: William B. Eedermans Publishing Company、pp. 439-449.

バンヴェニストは、ラテン語における「客(guest)」について興味深い考察をしています<sup>18</sup>。「客(guest)」は、ラテン語において、*hostis* と *hospes* の二通りがあり、その二つが結合して、*hosti-pet-s* となります。じつは、英語の「歓待(hospitality)」はこの合成されたラテン語に由来します。さらに注目すべきは、*hospes* と *hosti-pet-s* に含まれる *pet*、あるいは *pot* は「主人」を意味するのです。すなわち、*hospes* とは、「客」と「主人」の両義的な意味を含んでいるのです。そして今一つ、*hosti*-には「敵意・敵対的・敵」という意味が含まれ、したがって英語の「敵意・敵対的(hostility/hostile)」はこのラテン語に由来しているのです。ラテン語において、「客・寄留者」と「敵意」と「歓待」が言語学的に本質構造において連結しているのです。すなわち、主人にとって好ましい客・寄留者には歓待をもって臨み、一方、不信と恐れを抱き、好ましからざると思われる客・寄留者に対しては敵意をもって敵とみなし、排除する、ということが社会史的な慣例であったことを反映しているというのです。

哲学者デリダは、このバンヴェニストの言及を手掛かりとして、「寄留者」、「敵意」、「歓待」の問題を哲学的に考察するのです。すなわち、「敵意(hostility)」と「歓待(hospitality)」の、単純に区別を決定できない、二律背反的な結びつきがわたしたちに何を問いかけるか、という問題です。デリダは、人間社会が客・寄留者という弱者に対して強者としての主人が自ら人を選別して、好ましい者、すなわち「招かれた者」に対して施す歓待は、その瞬間に歓待の本質的な意味を喪失するというのです。

「歓待とは待たねばならず、そして待つてはいけない。Hospitality must wait and not wait」<sup>19</sup>

「待たれていた客(そのようにそこでその人を受け入れるようにすべてが整えられていたところで、招かれ、予想されていた者)とは客ではない。The awaited *hotê* (thus invited, anticipated, there where everything is ready to receive him) is not *hotê*」<sup>20</sup>

人間社会は常に「主人」の立場から、条件付きの歓待の慣例や制度をつくり上げ、執行してきたが、歓待の正義自身は、そのような人間社会にたえず不可能な、無条件の、無制限の歓待の正義を突き付け、問いかけてくると言うのです<sup>21</sup>。そして、この問いかけの前に立たされた主人は、客を招いた主人でありながら、この問いかけのゆえに今度は自分自身がこの問いかけの人質となり、反対に、招かれた客は、この問いのゆえに自分を招き入れた「主人の主人」としての地位を占めることになるというのです。デリダは、これを「歓待の法」と呼ぶのです<sup>22</sup>。

つまり、デリダがわたしたちに指し示してくれることとは、歓待の正義、また法の中に本質的に内在する条件付きの歓待と無条件の歓待の相克する緊張関係のゆえに、人は、また社会はその時代の現実の中で、無条件の正義への覚醒によって、社会と国家にとっての有益・不利益を基準に、外国人—寄留者—「他者」を選別・序列化する現状に甘んじるあり方を問い直す決断へと導かれるようになる。そして、そのようにして無条件の歓待への目覚めによって、内なる敵意の連鎖を断ち切る道を開かれていくと考えるのです。

<sup>18</sup> E. Benveniste, *Indo-European Languages and Society*, Miami Linguistics Series No. 12, trans. By Elizabeth Palmer, Florida, 1973, p.71.

<sup>19</sup> J. Derrida, "Acts of Religion," ed. by Gil Anidjar, New York, 2002, p. 360.

<sup>20</sup> J. Derrida, op. citi., p. 361.

<sup>21</sup> J. Derrida, "Of Hospitality," Stanford, 2000, p. 77, 83.

<sup>22</sup> J. Derrida, op. citi., p. 125.

#### IV. アブラハムに対する神の約束としての祝福と呪い

旧約聖書創世記 12 章から、神の祝福の約束を受けたアブラハムの旅が始まります。しかし正確には、ハランの地のゲール（寄留者・よそ者）の家族とともに描かれるアブラハムの話は、11 章 27 節から始まっています。しかしながら、アブラハムの出身がユーフラテス川河畔のウルであったことと、創世記 11 章 1～9 節に示されたバベルの塔建設の物語における塔建設の場所である「シニアルの平野」とが同じ地域であったことを思いめぐらすとき、わたしたちは興味深いことに気づかされます。紀元前 6 世紀のバビロニア捕囚期以降に祭司文書として挿入されたと考えられる 11 章 10～26 節の系図の本文をはずして、より古い時代にさかのぼると考えられる「バベルの塔」と「アブラハムへの祝福の約束」の二つの物語を比較しながらその内容を考察するとき、わたしたちは、そこに二つの興味深い対照性という関連性を見出すことができます。

第一に、多くの民衆を動員して塔を建設しようとしたバベルの人びとは、この天にまで届かせようとした塔の建設をもって自分で自分の名を高めようとしてしました。まさに権力と富の上に立つ自分の名前の偶像化であり、帝国主義的ナショナリズムが作り上げる政治的神話（たとえば天皇制）の原点がそこに見出されるといえるでしょう。そしてそれが、神によって破綻させられたのです。一方、ユーフラテス川のはるか北のハランの地にゲールとして移り住んでいたアブラハムは、神に顧みられ、ただ神の理由によって祝福が約束され、神によってアブラハムの名が大きくされると励まされるのです。社会の隅に暮らすよそ者（ゲール）が、神のまなざしの光が当てられ、その名が神の目的のために呼び出されるのです。低きにまなざしを注がれる神が大いなるご計画と目的のために、世界において低く小さくされていた存在を高く用いられるのです。アブラハムは、そのようにして、社会の隅に静かにたたずむハランの地からさらに、神からの使命を担うカナンの地に送り遣わされ、そこにおいてその土地の諸民族の間で祝福そのものとして神に用いられるのです。

第二に、バベルの塔からは、人びとは散らされ、人間の共同性は解体して、同じ言語を話す者同士が固まるだけで終わるのですが、アブラハムは、バベルの塔建設が破綻したところから家族とともに旅立ち、そして寄留地ハランから、神の祝福の使命を帯びて、異質な他者との出会いの起こる地カナンに向かって送り出されます。もし、系図（創世記 11 章 10～26 節）の挿入がもたらす、何世代にもわたる時間の差異の問題を超越して考えるならば、アブラハムの家族は、人間が神にまで届こうとしたバベルの塔の建設を試みて破綻し、富と権力による共同性が解体した破局の現実から再出発したのだと、わたしたちは受け止めることができます。

神がアブラハムを呼び出し、カナンの地に遣わすときに与えたものとは何でしょうか。その内容は、創世記 12 章 2 節に集約されています。「大いなる国民とする」こと、「祝福する」こと、そして「名を高める」ことが並べられています。これらはみな、神がアブラハムをカナンにさらなる寄留者（ゲール）として遣わす本質的な目的のための付随事項として位置付けられるのです。

では、本質的な目的とは何か。それは、寄留者アブラハム自身がその地の人びとの間で「祝福となる」<sup>23</sup>ことなのです。アブラハムの存在自身が祝福となる、とはどういうことでしょうか。この問題を、もう一度、GR の三つの本質的に連関する意味（「寄留する」・「争う、敵対する」・「恐れる」）、さらにラテン語の *hostis*、*hospes*、*hosti-pet-s* の相克する両義的な意味（「主人」vs. 「客、寄留者」／「敵

<sup>23</sup> ヘブライ語原文では、*h<sup>o</sup>yeh b<sup>o</sup>rākā*（ヘイエー・ベラーカー「祝福となれ」）と、命令形で表記される。

待」vs.「敵意」)の観点から考察するなら、神に遣わされた地において、その土地の先住の人びとから歓待 (hospitality) を呼び起こす存在としての寄留者 (ゲール)、あるいは「他者」となる、ということです。したがって、これはただ単に、神のアブラハムに対する選びと祝福の問題にとどまらず、神ご自身によるこの世界の敵意との闘いでもある、と言えるのです。そして、この闘いを、神は歓待をもって実行するために、バベルの塔の地、ウルから散らされ、ハラんでよそ者・寄留者・旅人 (stranger / sojourner) として生きるアブラハムを、選び取り、用いられたこととなります。

3節において、神はアブラハムに「あなたを祝福する人をわたしは祝福し、あなたを呪う者をわたしは呪う」と言われました。この一言には、神ご自身が、これからの寄留者アブラハムの道が祝福 (歓待) か、呪い (敵意) かの不確定な世界に入っていくことを予測しておられると言えるのです。さらに、この神の一言に、アブラハムには祝福 (歓待) を引き出す使命は与えられるのですが、呪い (敵意) という報復は神が独占することとなります。それゆえに、寄留者アブラハムの道は、最後まで敵意を抱える世界に対して、歓待を引き出す、あるいは呼び起こすことによって、その土地に祝福をもたらす使命が課せられていることとなります。よそ者、つまり「他者」に対し敵意を秘める土地の「主人」の側の人びとは圧倒的に力の優越する多数者ではありますが、敵意の根源である「恐れ」に対して、保護を必要とする寄留者 (ゲール) の弱さは、よそ者に対する先住の多数者の敵意の根源としての「恐れ」を縮減し、さらに歓待を引き出す力を秘める、という逆説的な能力を、神はアブラハムに託されたと言えるでしょう。

しかしながら、聖書自身が、アブラハム物語の中で、寄留者が行き着いた土地で歓待を引き出すことがどれほど至難の業であるかを示しています。カナンでの飢饉を逃れるためにエジプトへ避難しようとしたアブラハムは、自分の妻サラを妹と偽り、エジプトに入っていきます。それは、土地の有力者が歓待の代価としてサラを求めてきた際に、自分がサラの夫であることは命取りになりかねないと危惧したからです。そこに寄留者の悲哀があり、またその最終的な犠牲を、寄留者であり、女性であるサラが引き受けていくことになるのです。物語の中で何もしゃべらない、つまり男たちの判断の前で自己決定する権利をはく奪されていたサラを、ファラオの寝室での窮地から救い出したのは、結局、神御自身でした。ここに、神ご自身が「あなたを呪う者をわたしは呪う」という約束を履行した痕跡が記されていると同時に、その土地から歓待を引き出すことの困難さと危うさが、実証されるエピソードとなっています<sup>24</sup>。

創世記 26 章に記されたペリシテ地方に寄留したイサクの物語には、寄留者に対する敵意と歓待の問題が理想的な形で描き出されています。アブラハムの時代が終わり、イサクの時代に、カナンに飢饉が起こった際、イサクは父に倣い、エジプトに避難しようとするのですが、神はイサクを引き留め、ペリシテ地方に「寄留する」(創世記 26: 2, 3) ことを命じます。その土地に寄留しながら、成功を遂げたイサクは、土地の人びとからねたみを受け、住んでいたところから出ていくのですが、神の命令に従い、ペリシテに留まるために、かつて父アブラハムが掘った井戸を当てにし、そこに移り住みます。しかし、イサクが、すでに土地の人びとによって壊された井戸を復旧して、新たに生活を始めようとする、やはり言いがかりをつけられ、その井戸に「争い (エセク)」と名付け、さらに別の井戸に移ります。しかしそこでも同じことが起こり、イサクは井戸に今度は「敵意 (シトナ)」と名付

<sup>24</sup> 士師記 17~19 章には、ベツレヘム出身のレビ人の若者である寄留者とその土地の人びと (ベニヤミン族) から、歓待ではなく、敵意を向けられ、命の危機を免れようとし、やはり同行の側女が無残にも最悪の犠牲を負うことになる事例が記されている。この 17 章から 19 章までの文脈において、繰り返し「寄留する (ゲール)」(士師記 17: 7, 8, 9, 19: 1, 16) ないし固有名詞ゲルショム (士師記 18: 30) が表出していることは注目に値する。

けます。イサクはさらに移動して、もうひとつの井戸を掘ったとき、ついにもはや争いが起こらなくなったので、その井戸に「レホボト（広い）」という名を付ける話です。そしてさらに、その土地の王、アビメレクがイサクを訪ねてきて、「主があなたがたと共におられることが分かった……」（創世記 26:28）とイサクに告げるのです。両者はそこで平和の契約を取り交わし、祝宴を催します。まさに、最後まで神の命令に従った寄留者イサクが争いと敵意の井戸からレホボトの井戸にたどり着く道筋は、寄留者の存在によってその土地の敵意が歓待に変えられる事例として、わたしたちは確認することができます。

わたしたちは、このイサクの話の中に、寄留者の存在を選び取り、用いられた神が、敵意を歓待に変える闘いに勝利されたことを知ることができます。イサクに向けられた「エセク」と「シトナ」という名に象徴されるように、憎悪と敵意の現実に対してイサクは決して暴力で報復することはありませんでした。そのように迫害のなかでレホボトの井戸に至る道を歩み続ける力をイサクが保ち続けることができた根拠とは、創世記 26 章 23～25 節に記されたイサクの天幕における、神の祝福の約束の言葉を聞き続ける礼拝という霊的な空間と言えるのではないのでしょうか。神の祝福の約束を聞き続けるアブラハムとイサクの天幕という霊的空間とは、行く先々で敵意に晒されかねない寄留者が最後まで希望を失わず、歓待と平和のために敵意と闘われる神の言葉に従うために寄留者アブラハム、そしてイサクにとって不可欠のものであったと言えます。その天幕礼拝の霊的空間こそ、「憎悪と敵意」の危険に晒される寄留者の心に湧き起こりうる「恐れと怒り・報復」が平和的な共生への希望へと変えられるうえで、決定的に重要な意味をもっていたのです。

土地の人びとの敵意と迫害に対して、神の命令に従い最後まで耐え抜き井戸を掘り続けたイサクがたどり着いた「レホボト」の井戸。このレホボトとは、単に面積の広さを意味するものではありません。このレホボトと名詞化された言葉の原形 *rāchab*（広い）は、詩編 25 編 17 節では次のように「解き放つ」として訳されています。

「悩む心を解き放ち、痛みからわたしを引き出してください。」 <新共同訳>

エセク（争い）とシトナ（敵意）がレホボト（広い・解放）に変わるとは、いったい何が起こったのでしょうか。少なくとも、憎悪と敵意が歓待に変容したことを意味します。そのためにイサクは何をしたのでしょうか。聖書から知りえることは、イサクは、①神の命令を守り、寄留を命じられたペリシテに留まった、②報復しなかった、③井戸を掘り続けた、④天幕礼拝をささげ続けた、ということです。客・寄留者イサクに対して敵意を抱く側の王（主人）であるアビメレクは、何をしたのでしょうか。実際には条件付きの限界をはらんでいたとはいえ、当初、客・寄留者イサクを歓待しました。しかし、それはやがてイサクがその土地で成功すると妬みが生まれ破たんします。ところが、イサクが井戸を掘り続けていくうちに、ついにアビメレクによる歓待が生まれるのです。そして、自分たちを憎んで追い出しておいて、今なぜここに来たのかと問うイサクに対して、アビメレクは、28 節で「主があなたと共におられることが分かったからです」と答えるのです。すなわち、主人であるアビメレクは、客であるイサクの存在を通して神の存在を経験するのです。これはデリダの表現を借りるならば、その瞬間に、客・寄留者の存在を媒介にして主人が無条件の歓待という地平に招き入れられる客となっているのです。

この結末に至る全過程において何が起こっていたのか、イサクには見えていなかったでしょう。しかし、それゆえにイサクは、何も先が見えない中でひたすら神とその祝福の約束を信じたのです。イ

サクは、神の祝福の約束を信じ続ける寄留者として、定められた寄留の地でひたすら井戸を掘り続け、そして寄留者の神となられた主を天幕において礼拝する霊的空間を広げることにより、イサクは信仰と神の約束への希望を新たにされ続けたのです。なぜなら、彼はその天幕の霊的空間においてやがて実現するレホボトが信仰の中で先取りされる霊的体験をしていたからです。これがかつて創世記 12 章 2 節でアブラハムに約束された、寄留者自身が神の祝福そのものとして生きる道であったと言えます。すなわち、それは天幕礼拝において、一方では神の約束に向かって上へと掘り進む井戸掘りであり、他方、地上においては迫害の泥をかぶりながらもついに、主人と客の関係を超越する共生の水脈に向かって深く下へと掘り続ける井戸掘りであったと考えることができるでしょう。このアブラハムとイサクが神の寄留者として進んだ道とは、創世記 11 章 1～9 節において、人びとがバベルの塔建設において人間の力を誇り、富と権力の高みへと上昇しながら天を目指し、そして破たんした道とは真逆の道であったと言えます。

「憎悪・敵意・争い・恐れ」と「歓待・共生・平和」の相克する両義的な意味と運命を背負った寄留者アブラハムとイサクに対して、神が約束した祝福とは、第一に、憎悪と敵対からの寄留者の保護であり、第二に、そのゲールの道を通して「憎悪・敵意・争い・恐れ」を、「歓待」を呼び起こす関係に変革していく力を意味し、そして第三に、寄留者の住まう天幕とそこでの礼拝空間とは、「恐れてはならない。わたしはあなたと共にいる。わたしはあなたを祝福し、子孫を増やす。」という神の言葉を聞くことにより、寄留者の心を襲う恐れを希望へと転換する霊的なレホボト空間であったと言えます。そこでは、人の心に広がる恐れが、「寄留者と共にいましたまう神」に引き受けられ、歓待を呼び起こす闘いを導かれる神にひたすら従っていく信仰の従順と希望へと変えられるのです。

わたしたちは、ここで正義とは何かについて考えさせられます。それは単に、寄留者・客に対する主人（の側の人びと）の敵意・憎悪が生み出す悪を否定する基準にとどまらず、敵意・憎悪を歓待へと変容させる力と考えます。つまり、アビメレクと土地の人びとをして迫害をやめることにとどまらず、和解を求め、平和の契約締結の会食（創世記 26：30）を催すに至らしめる力が働いたのです。その力とは、イサクの知るのではなく、またその力とは、かつてアブラハムがカナンでの飢饉を避け、エジプトに入るとき、妻を妹と偽り、ファラオに差し出して自分の生き延びる道を選択しようとしたとき、寝室においてファラオに自分のなそうとしていることが不正義であることに気付かせるに至った（創世記 12：17）力でもあるのです。その時も、アブラハムは全く無力であり、ファラオの寝室で何が起こっていたか知る由もなかったのです。この二つの出来事に共通することは、人が無力であるほかない正義の働く瞬間に神が介入しておられたということです。

世界の歴史を振り返るとき、軍国主義化（それは今日の日本の軍事大国ナショナリズムの道と相似する）とゼノフォビア的差別・迫害の激化とが、コインの両面のように現象することを知っています。それは、創世記のバベルの塔建設への熱狂と寄留者に対する憎悪と敵意の關係に当てはまります。聖書の物語としては、バベルの塔建設は破たんしました。しかし、その物語には、人びとは互いに言葉が通じ合わず、分裂し、散らされていったと記されています。その姿とは、この地上に憎悪と敵意がまき散らされていくことの予告を意味していたのでしょうか。それは言い換えると、バベルの塔—軍国主義化—軍事大国ナショナリズムという巨大なレビヤタン（怪物）の正体とは、レイシズムとゼノフォビアという憎悪と敵意の中に根を持っていたともいえるのではないのでしょうか。

レイシズムとゼノフォビアの嵐がグローバリゼーションと共に広がるこの世界において、キリスト教会は今、敵意と憎悪と闘うためにあえて客の立場から、また寄留者の存在を用いて正義を遂行し、歓待を生み出すために祝福を約束される神に従うために、この寄留者の天幕における霊的なレホボト

空間を自らの宣教の中に回復することが求められているのではないのでしょうか。

## V. バビロニア捕囚におけるシャローム：敵意の只中から歓待を呼び起こす道

南ユダ王国の民が体験した紀元前6世紀初めのバビロニア捕囚とは、わたしたちのテーマから見ればどう一言で表現できるでしょうか。

それは、イスラエルの民（少なくともバビロニアに強制連行された民）がバビロニアの地において、丸ごと強制的に（もし奴隷ではなかったとしたら）寄留者の生活を強いられる体験であったと言えます。さらにそれは、被征服民が征服民族の居住地に連行されてきたわけですから、敵意の只中に放り込まれていたことを意味します。この敵意の只中におかれた寄留者の群れに対して、預言者エレミヤが書き送ったメッセージの中心とは「シャローム」であったことを、エレミヤ書29章4～7節の本文から、わたしたちは知ることができます。エレミヤ書は、1～28章に至るまで、徹底的に紀元前7世紀の南ユダ王国（またイスラエル全体を含め）の信仰の墮落を批判しています。言い換えると、預言者は、神の審判を預言しながら徹底して、民にシューブ（立ち帰ること、悔い改め）を訴え求めています。しかし、審判の預言の後、神の赦しと新しい契約に基づく神の民の再興が希望のうちに告知知らされる。そのためのキーワードがシャロームです。

エレミヤ書29章4～7節には、紀元前6世紀に初めにバビロニアに強制連行された捕囚の民に向かってエレミヤが語りかける手紙の言葉が記されているのです。捕囚民をナショナリズムで煽ろうとした偽預言者ハナンヤとの対決の直後の言葉でもあります。エルサレム崩壊によって捕囚の民がナショナリズムに舞い上がるか、あるいは意気消沈し、無気力となり内向化してしまうことに対して、エレミヤは、積極的にその地に根を下ろして家族の生活を守り、さらに自らのシャローム（平安）のためにはその町バビロンのシャロームのために祈ることを促しています。わたしは、エレミヤのシャロームという言葉の用い方に注目します。

神の与えた「約束の嗣業の地」カナン以外の地を、不浄の地と考える（とりわけ申命記的な）世界観からすれば考えられない、革命的とも言える脱民族主義的な視点から、エレミヤはシャロームを捕囚の民に向かって新しく提示しているということ。それによって、シャロームは、ただ自分の同胞のみに期待される平和ではなく、敵意の中にある民族間において実現されるべき課題と意味付けられているのです。シャロームは、「平和」のみならず、広い意味で「福祉」とも訳されます。捕囚の民がその生活が守られることとは、まさに互いに切り離すことができない平和と福祉の問題と言えます。

エレミヤ書では、シャロームは、必ずしも平和という意味で訳せないものまで含め、31回出てきます。注目すべきは、この29章に至るまでのほとんどすべてが、否定的な意味で、つまり平和がないのに何故、平和と言うか、というように、虚構の平和を批判する意味で、エレミヤはシャロームを用いているのです。しかし、エレミヤが明確に、肯定的な意味で積極的にシャロームを呼びかけているのは、29章では、捕囚の民に4回（7節で3回、11節）語りかける箇所においてと、さらに33章6、9節においてのみです。つまり、エレミヤにおいて、シャロームの意味は、28章までと、29章以降とがまったく異なって使われているのです。

ここから、エレミヤの興味深い神学的な展望が浮かび上がってきます。シャロームが初めて肯定的な意味で用いられ、捕囚の民がシャロームの祈りを促されたのち、31章において「新しい契約」（31～33章）という神学思想が展開されて行きます。つまり、イスラエルの民の不信仰と背反のゆえに民は神との契約を壊してしまったけれど、北イスラエル王国、そして南ユダ王国の滅亡ののち、神は今

や「立ち帰って来る／悔い改める」(シューブ)、「残りの者たち」(シェーリート)(エレミヤ書 31 : 7)として新しい契約が置かれる神の民の再建のために、バビロニアに捕囚され寄留者状態として生きる人びとに希望を託しておられる、ということになります。そのための未来への備えとして、寄留の民のとしての捕囚民に、エレミヤは、その地で、民族間の敵意を超えて、民族をまたぐシャロームの平和と福祉のために祈り、生きる者となれ、と促しているのです。神の前での真実の悔い改めの信仰は、バビロニア捕囚に置かれ、寄留者の現実を生きる民の中で目覚め、そこから「新しい契約」への道が始まるのです。つまり、エレミヤの神学において、シューブとシャロームは切り離すことができないのです。

預言者エレミヤがバビロニア捕囚民に託したシャロームとは、憎悪と敵意の只中に放り込まれた寄留者が、泣き寝入りでもなく、暴力的報復でもなく、その地に留まりながら憎悪と敵意に対して積極的に対抗し、よりこえる究極の道であったと言えます。すなわち、多数者の敵意と憎悪を、歓待へと転換させる道とは、シャロームのために祈り働くことであったということです。

その道をゆく民として、神は新しい契約の民として「残れる民」を集めようとされ、この実現は、その後のバビロニア捕囚後のユダヤ教の成立に託されるのではなく、イエスの神の国宣教とキリストの教会共同体へと託され、発展していったと言えます。

## VI. 敵意に対する闘いとしての歓待／シャローム

イエスは、この旅人・敵意(憎悪)・歓待のテーマを、究極的な次元において倫理的課題として「よきサマリア人」のたとえ(ルカ福音書 10 : 25~37)で展開されました。このたとえをイエスが話し始められた動機は、永遠の命についてイエスに問いかけた律法学者が最後に、「では、わたしの隣人とはだれですか」と問い返したことから始まります。「わたしの隣り人」という概念の中に、イエスは数百年にわたりユダヤ人と憎悪と敵意の関係にあったサマリア人は全く入る余地がないことをご存知であったことでしょう。だからこそ、イエスはあえて、同じユダヤ人である祭司もレビ人も遠ざけた、瀕死の重傷を負ったユダヤ人(と考えられる)を、ユダヤ人の仇敵であるサマリア人がユダヤ人の土地において、すなわち旅人・寄留者・よそ者という立場にありながら、何の代償も求めず、無条件の歓待としての隣人愛の行動をとったことを話されてから、イエスは、「わたしの隣人とはだれか」と問うたユダヤ人律法学者に、この倒れていた人にとって隣人となったのは3人のうちだれか、と問い返されたのです。律法学者は、サマリア人と答えるほかなかったでしょう。しかし律法学者によるその答えは、自分の内なるサマリア人に対する敵意と憎悪の降伏宣言でもあるのです。すなわち、イエスは、歓待という隣人愛こそが人間の敵意と憎悪に勝利する真の力であることを実証する対話であったと言えます。

まず、あるサマリア人がエリコ街道を進んでいたことは、何を意味しているのでしょうか。彼はユダヤの地に入り込んでいたということです。サマリアとユダヤの間に立ちはだかる憎悪と敵対とは、紀元前 10 世紀後半のイスラエルの南北分裂と、とりわけアッシリア帝国によるサマリア陥落(紀元前 721 年)に際してのバビロニアからの異民族強制移住(列王記下 17 : 24 以下)にまでさかのぼり、その時から始まるユダヤとサマリアの反目は、紀元前 6 世紀後半のバビロニア捕囚後にいっそう激しくなり、その両者の憎悪と敵対意識は、イエスの時代にまで引きずっていくのです。ですから、イエスの説話におけるサマリア人とは、自分が憎悪と敵対の対象とされる地を旅していたことになります。つまり、その人が歓待をユダヤで受けることは考えられなかったのです。しかし、瀕死の重傷を負っ



た人（おそらくユダヤ人）を助ける選択をした瞬間、そのサマリア人はけが人という「客」を救助する「主人」として、ユダヤ人に対する憎悪と敵意を放棄したことになるのです。そのとき救助されたユダヤ人の、サマリア人に対する憎悪と敵意はどうなったでしょうか。わたしたちはその無言のけが人からそのことを知ることはできません。しかし、けがをしたユダヤ人を運び込んだサマリア人の頼みを拒まなかったユダヤ人の宿屋の主人、そしてイエスからこの説話を聞いて、だれがこのけが人の隣人となったかと尋ねられ、けが人を助けたサマリア人であると答えたユダヤ人の律法学者の姿の中に、もはやわたしたちは、サマリア人に対するユダヤ人の憎悪と敵意を想像することはできません。わたしたちは、イエスのこの「よきサマリア人」の説話から、たがいに憎悪と敵意の歴史をくぐってきた両者が「主人」と「客」の立場を入れ替えられながら、いつの間にか憎悪と敵意が歓待と共生（隣人愛）へと変革されていく道筋を示されているのです。

さらに、わたしたちは、

「そこで、王は答える。『はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』」（マタイ 25：40〈新共同訳〉）

この言葉で締めくくられるイエスの羊と山羊の組に分けられた二つの群れに対して、主の終末論的な裁きが王の名をもって下されるたとえについても、以上の聖書神学的な観点から読み直すことができます。すなわち、イエスがまことに永遠の命をもって祝福したのは、王が王であることも知らず、無条件に歓待を提供した人びとの群れなのです。それはデリダが、無条件の歓待とは、主人が招いた客に対する歓待ではなく、予告なく到来した客に名も尋ねずに提供した無条件の歓待に相当するものと言えます。それはデリダの言う不可能の歓待であり、聖書の示す終末論的歓待とわたしたちは呼ぶことができます。そこには自分の寛容の限度を設定する計算も、政治も介入することはできず、ただわたしたちは、主イエス・キリストの御声に聞き従いながら、倫理的決断をするほかない霊的な時間と空間なのです。

マイノリティ（定住する民族的少数者であれ、保護を求める難民、また職を求める移住労働者であれ）に対する憎悪と敵対を煽る集団に対して対抗し、理性と寛容の精神で対応しようとするカント的歓待論<sup>25</sup>に立つ市民と共に、キリスト教会は連帯するでしょう。しかし、その寛容の精神と歓待の論理は、自分たちの資源が奪われ脅かされていると叫びながら憎悪と敵対をむき出しにする暴力としてのヘイトクライム（民族憎悪犯罪）に、果たしてどこまで耐えうるのでしょうか。わたしたちは忍耐と寛容の限界の線引きの罫に引きずり込まれてしまうなら、カント的な人間理性による寛容と歓待は、本当に人間の憎悪と敵対の心の根底に潜むものと闘いうるのでしょうか。わたしたちは教会に全く幻想は抱きません。しかし、キリストの福音自体はとどまることなくキリスト者に問いかけ続け、わたしたちを「これらの最も小さな者の一人」の存在を通して主の前に立たせるのです。それが世界の現

<sup>25</sup> 「だが外国人が要求できるのは、客人の権利（この権利を要求するには、かれを一定の期間家族の一員として扱うという、好意ある特別な契約が必要となる）ではなくて、訪問の権利であるが、この権利は、地球の表面を共同に所有する権利に基づいて、たがいに交際を申し出ることができることであるといった、すべての人間に属している権利である。」（I.カント『永遠平和のために一哲学的考察』宇都宮芳明 訳、岩波文庫）。このカントの歓待の哲学に対して、デリダは次のようにその限界を指摘し、批判します。「彼〔異邦人／訪問者〕は滞在権を認められるのではなく、訪問権だけを認められるのです。カントはこの点で数々の截然たる区別を行っています。私はこれを「条件付きの歓待」と呼んで、「無条件の」歓待あるいは「純粋な」歓待と呼ぶものに対置したいのです。これは条件なしの歓待であり、たとえ新来者が市民でなくとも、それが誰であるかを同定しようとは求めないものです。」（J.デリダ「ジャック・デリダとの対話—歓待、正義、責任」『批評空間』(第II期 23号)、太田出版、1999年)。

実のただなかから教会の門をたたき問いかけ、主が働こうとされるところにわたしたちをいざなおうとされるミッシオ・デイの神であられるのです。それゆえに、わたしたちはなおもキリストの教会として希望を失わず、既成の条件と限度を超えて、新たな歓待のために祈りを共にし、歓待の天幕をさらに広げるように導き出されるのです。

わたしたちは、ヘイトクライムの一つ、すなわち暴力そのものとみなすべきヘイトスピーチが社会の公共空間と人間関係、そしてその心にどれほど破壊的な影響を及ぼし、これまでの歴史においてその黙認がどれほどおぞましい虐殺事件を引き起こしてきたかについて、批判的に洞察し、その危険性を訴え続けていかなければなりません。

その被害を受けた民族的少数者は、恐れと挫折感の内に泣き寝入りせず、自らが受けた傷の測り知れない痛みと打撃について、勇気をもって叫ばなければなりません。この日本の地において、わたしたちの周囲には、キリスト教会においてさえ、「日本政府法務省のホームページを見ると、ヘイトスピーチは民意ではない、と書いてありました」と驚くべき応答をする人びともいるのです。

- ・もうすでに起こってしまったヘイトスピーチが残した傷が、今も被害者である在日コリアンの心に癒されず、持続していることの深刻さ。
- ・ヘイトスピーチは今もやむことなく続いているということ。
- ・ヘイトスピーチは街頭だけでなく、ネット上で、今も激しくやむことなく続いているということ。
- ・ヘイトスピーチという暴挙を取り締まることが、今この国ではできないという無法治国家状態であるということ。
- ・ヘイトスピーチを街頭やネット上に許してしまう水面下には、そのような行動に踏み切らなくても、同質のゼノフォビア（民族憎悪）、在日コリアンに関する歴史の無知と誤解、偏見と差別にとらわれた人びとの、より大きな社会的包囲が広がってしまっているということ。
- ・そのような状況が、この国の政権と政治の右傾化と、歴史修正主義と密接に絡み合いながら、戦争と虐殺に走りかねない危険をはらんでいるということ。
- ・そしてそれは単なる想像ではなく、日本が1919年3月に朝鮮の地での平和的独立行進に対してなされた大迫害、1923年9月の関東大震災時の朝鮮人虐殺、また1925年の治安維持法による恐怖政治<sup>26</sup>、1930年代半ばからの軍部の暴走と、中国侵略に伴う日本軍の性的慰安のための女

<sup>26</sup> 水野錬太郎の1904年の神社局長の時期から、1919年当時の朝鮮での総督府政務総監の経歴を経て1924年頃の内務大臣として治安維持法法制化への従事にいたる軌跡を追って行くとき、治安維持法が、単に共産主義・社会主義運動の取締のみが当初の主目的であるというよりも、むしろ当初から、自分が総責任者として携わった全国の神社の統廃合整備による国家神道体制確立を阻む宗教勢力の排除への強い関心が根底にあったと考えられる。そこに1919年に朝鮮の地における被支配民族に広がったキリスト教民衆運動の爆発的な力（「暴動」）に対する鮮烈な脅威の体験と恐怖体験（爆弾事件：朝鮮総督府に斎藤実新総督が1919年9月2日に着任したその日に、斎藤実夫妻の乗用車に爆弾が投げつけられるのを、総督の補佐役としての水野錬太郎政務総監が遭遇）が、関東大震災時に流言蜚語をもって動揺する民衆の不安を「内地朝鮮人」への狂信的残虐行動を誘導する判断を下させるにいたっているのではないか。（松尾章一『関東大震災と戒厳令』吉川弘文館、2003年、pp.128 - 135、日弁連「資料 関東大震災人権救済申立事件調査報告書」、朴慶植『天皇制国家と在日朝鮮人』社会評論社、1976年、pp.60、66）そのことを顧みるならば、水野錬太郎の深く関わった治安維持法法制化には、反国体思想弾圧のための治安維持法体制の確立を促す要素として、キリスト教民衆運動に対する脅威と被支配民族としての朝鮮人に対する民族差別というものを黙過してはならないのではないか。また、治安維持法については、法制史的な影響については諸説があるが、時系列的に見るならば、日本による朝鮮での最初の治安法である「保安法」（1907年7月29日公布）→植民地統治下の朝鮮での「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」（1919年4月15日公布）→治安維持法公布（1925年4月）となる。すなわち、大日本帝国の「内地」外の植民地統治における皇国臣民化的思想統制の中から始まり日本国内における思想統制方法へと逆輸入されてきたことになる。（参照 水野直樹「治安維持法の制定と植民地朝鮮」京都大学、

性奴隷狩りとして、消しがたい過ちと悲劇が、日本 20 世紀前半の歴史において実際に起こされたということ。

以上のような洞察を欠いてしまうならば、キリスト教会は、ただ自分たちはそれに荷担していないという自己弁明をもって、在日コリアンに対するヘイトスピーチに関して、何も対応できず、黙認を続けるほかなくなるかもしれません。わたしたちは今一度、ナチス・ドイツに対して闘い抜いたマルティン・ニーメラー牧師の言葉に耳を傾けるべきです。

「ナチスが共産主義者を攻撃したとき、自分はすこし不安であったが、とにかく自分は共産主義者でなかった。だからなにも行動にでなかった。次にナチスは社会主義者を攻撃した。自分はさらに不安を感じたが、社会主義者でなかったから何も行動にでなかった。それからナチスは学校、新聞、ユダヤ人等をどんどん攻撃し、自分はそのたびにいつも不安を感じましたが、それでもなお行動にでることはなかった。それからナチスは教会を攻撃した。自分は牧師であった。だからたって行動にでたが、そのときはすでにおそかった。」

わたしたちは、今グローバリゼーションと共に世界的な規模で起こりつつある民族（対宗教）憎悪犯罪事件を目撃しています。グローバリゼーションは、国内資本の世界化を意味し、したがってその資本の保全のために、世界化した企業は出身国政府に資本と人材の保護を必然的に求めるようになります。日本の世界に拡散する純資産は、アメリカに次ぐ規模となって久しいのです。それゆえに日本は、自衛隊の海外派遣の道を開こうとしているのです。その道をこれまでふさいできた憲法 9 条という障壁を取り除くには、近隣諸国との緊張関係を意図的に高めることにより国民の危機意識を、メディアも動員しながら煽り立てようとするのです。さらに声高に、国の形と誇りを強調するナショナリスティックな教育改革を推し進める中で歴史修正主義の罠にはまり、そのような政策は国内経済の格差拡大の中で、生活基盤の不安定化におびえる人びとの意識を、容易にナショナリズムとゼノフォビアに駆り立てていくことになるのです。

このような日本と世界状況の中で、今、キリスト教会は、そのスケープ・ゴーツとしてゼノフォビアに遭遇するマイノリティの叫びに応えることが、この 21 世紀の宣教において避けて通ることのできない責任と言えます。つまり、そのマイノリティの叫びの中に主イエス・キリストの呼び求める声を聞かなければならないのです。そして、教会はその応答の歩みの中で、共生の天幕の世界的連帯のネットワークを構築し、この問題を、神学と宣教と教会形成の重要課題として共有しながら取り組む時を迎えています。

教会の道とは、破たんへと突き進むバベルの塔の道（軍事大国ナショナリズム）に沈黙しながら自らの教会形成に集中することでもなく、社会全体の崩壊に至るほかないソドムの道（ヘイトスピーチ／憎悪犯罪）を他人事のように黙認しながら伝道に専念することでもないのです。武力・戦争への道に明確に否を唱える平和の道と、平和と福祉を、社会を構成するすべての人びとと分かち合う共生社会構築の道を、キリストの福音信仰に立ち決断し進む中で、教会形成と伝道の道を模索する宣教のパラダイムを構想しなければならないのです。そのための本質的な課題として、わたしたちは、マイノリティに向けられる人間の敵意と憎悪、すなわちレイシズムの問題にいま立ち向かわなければなりま

せん。

わたしたちはどこに立ち、この問題に取り組むか。この聖書研究においてわたしたちは、「寄留者」というポジションに導かれました。もはやこの「寄留者」とは、マイノリティとしての外国人・移住者・難民を指す社会学的な用語にとどまらず、この21世紀のグローバリゼーションに翻弄される地球上において、キリストの福音に聞き従う者すべてが目覚めるよう求められるポジションと言えます。

いま日本の政治は、この深刻なヘイトスピーチを重大な人権侵害として禁じる法律を、しかも刑事罰の伴わない理念法（「人種差別撤廃施策推進法案」今年5月に議員立法として提出）さえ制定できない人権状況・人権感覚の貧困を露呈しています。わたしたちキリスト教会はこの法の制定のために忍耐強く市民運動と連帯していかなければなりません。しかし同時に、わたしたちキリスト教会は、その福音信仰の独自の立場からレイシズム（敵意・憎悪）の問題に対決していかなければなりません。

それは、わたしたちがレイシズムに脅かされ、傷つけられる寄留者の立場から、またそこに寄り添いながら、神の正義が祝福として働くことを信じ、敵意と憎悪を歓待の正義（悔い改め・ゆるし・和解・平和）へと導かれる主の闘いに、自らの十字架を負い従う道であります。この道を退けるところに、レイシズムの加害と被害について修復的正義<sup>27</sup>も治癒も実を結ぶことはできないのです。終わりの日に、「あの最も小さい者の一人が虐げられていた時に、あなたは何をしていたか」とかならず問いかけてこられる主の御声に、今日わたしたちは聞き従おうとしているのでしょうか。

---

<sup>27</sup> 本来、英語では Restorative Justice という概念であるが、日本語の専門用語として「修復的司法」と訳される。この概念について、中村一成は次のように説明する：「修復的司法とは、罪科に応じて国家が加害者を懲罰する応報的司法に対して、当事者間の対話によって問題解決をめざす手法である。刑事、民事の訴訟ではなく、事件の加害者、被害者（このような対立的で）固定的な分け方自体、修復的司法では問題の複雑さや、より大きな社会構造をみえなくさせる障壁とされる）、時に当事者の家族や地域住民をも交えた対話によって、被害の回復、当事者のニーズにより応える償いと謝罪、再発防止を図る。」（「ヘイトクライムの修復的アプローチを考える」『法学セミナー』日本評論社、2015年7月号、49頁。

## ◆証言（１）◆

# ヘイトスピーチ・ゼノフォビアの増大

## —移住女性とその子どもたちの差別の経験—

レニー・トレンティノー

（カラカサン移住女性のためのエンパワメントセンター／カトリック横浜教区難民移住移動者委員会）

私たちのセンターに相談に来る移住女性のライフストーリーを聞くと、彼女たちが日本で経験する最大の困難は、文化の違いがある中で家庭や職場、地域社会でどうやって受け入れられ、尊厳を持って平等に接してもらえるかということだとわかります。

こうした不平等な関係の難しい点は、移住女性を見下している人が、自分は差別的な態度をとっているということに気付いていないという点です。そのような人たちにとっては、日本にいれば日本のやり方で物事を進めるのは自然なことだからです。

家庭内で日本人らしくという圧力は強く、移住女性である妻たちは母語を話すことを禁じられ、日本語を学ぶようにというプレッシャーにさらされます。日本流の人との付き合い方、家事のこなし方、子育ての仕方をしっかり学んで、きっちり振る舞うよう強制されます。フィリピンの家族への送金は禁じられ、こうした要求が守られなければ、家計を預からせてもらえず、家庭内で何か重要な決定をする時にも相談されないといった状況におかれます。嘘つき、カネ好き、貧乏人、いいかげんなやつ、などの屈辱的な言葉を日常的に浴びせられるという言葉の暴力を受けます。その上、「私と一緒にでなければお前は日本にいられない」「家を出たら入管か警察に通報してやる」「お前のビザの更新はしない」「お前は外国人だから子どもの養育権を得られない」等、常に脅迫されていることを移住女性たちから聞きます。ひどい身体的暴力を受けた移住女性で、自尊心とアイデンティティだけでなく、聴力と視力をも失った人もいます。深刻な精神的トラウマによって入退院を繰り返す女性たちもいます。

職場で不正行為があれば、移住女性たちに責任はなくても、いとも簡単に責められます。休日も仕事をするようプレッシャーをかけられるのもよくある話で、週末は子どもたちの面倒を見る必要があるシングルマザーの移住女性にとって、そうではない仕事を探すことは、二重の困難となります。そうして、勤務先の業績が悪くなればさっさと解雇されてしまうのです。女性だから、しかも移住女性であるため、多くの場合、より安い給料しかもらえず、昇進の機会も奪われています。

隣近所の住民たちは、子どもがうるさいと文句を言い、移住女性がゴミを決められた通りに捨てていないのではないかと疑っています。実際このようなトラブルが起きると、近所の住民たちは不動産屋に苦情を言い、不動産屋も一緒になって「日本の生活に合わせられないなら、自分の国に帰ったらどうですか」と強い口調で言うのです。近所の住民たちが見せるこのような態度は、生活保護を担当するケースワーカーにも見られることがあり、役所の窓口で移住女性を軽蔑した態度で接するのです。

窓口での相談はすべて日本語であるため、移住女性は情報を十分に理解することができません。そしてシングルマザーの移住女性は、永住権取得から意図的に除外されています。生活保護を受給し国

に経済的に頼っている存在だからです。

家庭でも職場でも、地域社会でも国からも、移住女性は虐げられ、差別され続けています。子どもたちへの影響は大きく、移住者である母親への差別は、その子どもである自分も日本社会に受け入れられない存在だと言われていることと同じです。

けれども日本政府は、これに真摯に取り組むことなく、日本には差別はない、もしあっても世界の諸外国ほど悪くはない、という立場をとり続けています。

### **【解説】日本に住む移民女性が置かれた状況**

移住女性が来日し日本に定住し始めて35年あまり経ちます。この間ほとんど制度は変わらず、むしろ移住女性やその子どもたちに対する排除、彼女たちが社会に取り残された状況を継続させてきました。大多数の人びとが自覚なく持っている「日本では日本のやり方が一番」という考え方を、日本の制度が裏付けてきたからです。

1980年代初期に、最初はアジア、続いてラテンアメリカやロシアから大勢の移住女性が来日しました。多くは、エンターテイナーとして来日した出稼ぎ労働者です。その数年後から、特に農村部の日本人男性の花嫁として来日する女性も増加しました。フィリピン人、タイ人をはじめとする女性エンターテイナーの多くが日本人男性と結婚し、また大勢のフィリピン人エンターテイナーが日本人男性との間に婚外子を生んでいます。こうした子どもの母親たちは、シングルマザーとして日本に在留許可を持ち、あるいは持たずに暮らしているか、すでに送還されてフィリピンに帰国しています。毎年、移住女性と日本人男性の結婚の約半数が、離婚で終わっています。

これまで移住女性とその子どもたちは、日本社会の主流から排除され、彼らの権利は無視されてきました。国による支援は、人道上の見地から行われるもので、外国人母子に権利を付与するものではありません。家庭や職場、地域社会で、日本人らしくというプレッシャーは、いまだ根強くはびこっています。日本の社会規範から外れること、日本の価値観から見て最善ではないことは、受け入れられないのです。日本人の大多数が知らず知らずに持っているこのような考え方が、移住女性だけでなく、自分は日本の社会で望まれていない存在だと考える子どもたちにも、著しく悪い影響を及ぼしてきました。

移住者、日本人、さまざまな国籍の人びとが、地域社会で個人的に出会うことを通して、この社会の不平等な関係に小さなプラスの変化をもたらすことが可能になります。差別を禁止し、移住女性と子どもたちを含めマイノリティの権利を守るような国家的枠組みに、こうした小さな変化が後押しされ裏付けされるのであれば、このような関係も一変することが可能になるでしょう。

レニー・トレンティーノ／

カラカサン移住女性のためのエンパワメントセンター／

カトリック横浜教区難民移住移動者委員会（ENCOM Yokohama）

●翻訳＝鈴木まり

## 【ワークショップ1】協議報告

- ・ 参加者の取り組みもグループの中で報告・共有された。例えば、名古屋にある日本で唯一のフィリピン人学校で、0～14歳のオーバーステイの子どもたちの支援に関わっている。言葉の問題で学校に行けない子どもたちも多くいる。この不就学の問題は年々深刻になっており、改定入管法によって隠された子どもたちがますます増える恐れがある。
- ・ 日本に住む、日本人とフィリピン人の間に生まれたダブルの子どもたち（JFC）と、ドイツの青年たちとの交流プログラムに参加した方からの報告もあった。そこでは自分たちの経験をモーセの物語になぞらえた演劇が発表されていた。教会を離れていた子どもたちが、このプログラムを通じて聖書に関心を持って読むようになったとも聞いた。このような子どもが自分自身の経験を表現する場を提供するのも教会の役割ではないか。
- ・ 教会ができることとして、日本社会に無意識にはびこるゼノフォビア、ヘイトスピーチにさらされている移民女性と子どもたちが自分たちの経験やアイデンティティの問題を自己発信できる場を提供すること、制度の狭間に隠されている、見なくなっている子どもたちを見つけ出し、支援機能へのアクセスを確保することの2点が挙げられた。
- ・ 最後にレニーさんから、外国人・移住者の権利を守る法律が日本にはないこと、どちらかが一方的に integrate（同化）するのではなく、両側からの新しい integration が必要であること、子どもたちには教育を受ける権利があること、それらを支援する側・教会も含めて忘れてはいけない、と述べられた。

## ◆証言（２）◆

# 歴史修正主義

## —アイヌに対する攻撃—

太田マルク

（アイヌ語教師）

### （１）はじめに

アイヌに対する差別はこれまで日本に存在したが、2014～2015年にかけて高まりを見せた一連のヘイト運動は、それまでにない幾つかの特徴を備えていた。

- ①アイヌという民族の存在そのものを否定した。
- ②「在日特権を許さない市民の会」など、在日韓国人朝鮮人に対するレイシスト団体だけではなく、現在の安倍内閣閣僚とも深い関係が報道される「日本会議」という宗教団体を背景に、北海道議会議員・小野寺まさる、札幌市議会議員・金子快之という公職に就く人物が、ヘイト運動の先頭に立った。
- ③アイヌ研究に長年携わる文化人類学者の河野本道が、運動の理論的中核の一つを担った。
- ④アイヌの中で有名芸術家の子で、自身も保守言論人として活躍する砂澤陣がヘイト運動の先頭に立つことで、著名なアイヌの子が言うから正しいにちがいないなど、ヘイト側が流すさまざまなデマの内容に説得力を与えた。
- ⑤漫画家・小林よしのりが著作によってヘイト運動を拡散した。
- ⑥インターネットの中でSNS、特にツイッターを舞台にアイヌ民族の存在を否定するさまざまな論説、デマなどが流布された。その中心は、職業的な人物が複数のアカウントを開設していると思われる、匿名のbotという手段であった。

私は以前よりインターネット上で、アイヌ語復興のための活動をしていた。そのため早くからアイヌに対するヘイト運動を知ることとなり、アイヌとして同族や他の日本人のびとに警鐘を鳴らすと共に、ヘイト運動に対するカウンター運動に関わってきた。観察者ではなく、ヘイトを受け、それと戦う当事者でもあるので、分析は十分ではないが、その経緯と現状を簡単に紹介したい。

### （２）アイヌに対するヘイト運動の経過

ヘイト運動が本格化する以前から、先に挙げた中心人物たちは個々にアイヌと関わり、個別に反アイヌ活動をしていくが、やがて彼らが出会っていった、在日韓国人朝鮮人へのヘイト運動とも結びつき大きな勢力になっていった。中心人物が結びついていく経緯を簡単に説明すると、次のようになる。

- ①砂澤陣、アイヌ文化の保存活動に携わる。

→個人的トラブルからインターネットを中心に、北海道ウタリ協会およびそれに属する個人に対する攻撃を始める。



- ②1980年、北海道出版企画センターより河野本道『アイヌ史資料集』が出版される。  
 →差別図書裁判：2002年の第一審、2006年の第二審ともに原告のアイヌ側の控訴棄却。しかし河野本道は、北海道ウタリ協会のアイヌ史編纂事業から外される。  
 →砂澤陣の姉と共に、北海道議会議員・小野寺まさるに北海道ウタリ協会の不正追及を依頼する。
- ③2008年11月、小林よしのりが編集する『わしづム』の記事執筆のため、北海道ウタリ協会に取材を申し込むが断られる。  
 →同誌28号として差別的内容の『日本国民としてのアイヌ』が小学館より出版される。これは以降、レイシストの教科書の一つとなっていく。
- ④2012年、旭川ペインクリニック病院理事長の的場光昭が『アイヌ先住民族、その不都合な真実 20』を出版。その後、2014年に改訂増補版が出版される。
- ⑤2010年、小林よしのりも関係する極右ネット放送「チャンネル桜」に砂澤陣が出演。「アイヌの真実」と題する放送で、アイヌに対する攻撃的な言説が現れる。  
 →その後、砂澤陣と国会議員・義家弘介、北海道議会議員・小野寺まさる、札幌市議会議員・金子快之の対談が放送される。また砂澤陣と河野本道の個人的なネット放送によって、アイヌの一組織、あるいは個人の不正が、民族全体が悪いかのような印象操作がなされ、インターネットを中心に拡散されていく。

### (3) アイヌに対するヘイト運動の経過

#### ◆嫌韓運動とアイヌ民族否定論の誕生

- ①アイヌ協会や一部の人間の不正を、アイヌ民族全体の不正、利権として日本人の憎悪を煽ろうとするが、アイヌの人口が少ないため、多くの日本人にとって関心が薄い、アイヌに関する情報が少ない、アイヌに対する肯定的なイメージが強いため、うまくいかなかった。
- ②そこで嫌韓運動、歴史修正運動と結びつけることでアイヌ攻撃者を増やそうとした。しかしそれは以下に例を挙げたように、矛盾したものであった。2008年、アイヌを日本の先住民族として認める国会決議が行われたが、国連の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」によって先住民族の権利を認めることは日本にとって不利益であるから、アイヌという民族を認めてはならない、アイヌというはかつて存在したが、現在は日本人に同化されて存在しない、アイヌの子孫がいるとしても、それはアイヌ系日本人であってアイヌではない、北海道に言語、文化の異なる複数の部族が存在したが、アイヌという民族は存在しなかった、北海道には昔から日本人が住んでいた（アイヌが他所から渡来したとは言わない）、朝鮮人韓国人がアイヌになりすまして、日本に敵対する行為、反社会的な行為を行い、あるいは企んでいる（在日特権を許さない市民の会が「在日」と「アイヌ」という語より「ザイヌ」という新しい言葉を作る）……等々といった具合である。
- ③札幌市議会議員・金子快之の「アイヌ民族否定発言」事件

2014年8月11日、アイヌや韓国に対して不適切な発言を繰り返していた金子快之がツイッター上でアイヌ民族を否定する発言をした。文面は以下の通りである。

「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですね。せいぜいアイヌ系日本人が良いところですが、利権を行使しまくっているこの不合理。納税者に説明できません」

これは大きく報道され、アイヌの団体等から謝罪と発言の撤回を求められるが、それをせず、今では時代遅れとなった古い平凡社の『百科事典』にあるアイヌ出身の学者・知里真志保の記した文章を提示し、自身の正当性を主張した。この事態に、北海道議会議員・小野寺まさるらが金子支援の

集会を開いた。その集会には金子本人は欠席したが、的場光昭などが差別的講演を行った。しかし世論は、金子を厳しく非難し、当初、金子発言を問題視しなかった彼の所属政党の自民党が彼を除名した。しかし、それだけで納得しない市民より、議員辞職の署名が多く寄せられ、札幌市議会でも市会議員辞職勧告が賛成多数で可決された。しかし金子はそれに従わず、ヘイト発言を続けた。

④金子発言後のアイヌに対するヘイト運動に対するカウンターの高まり

世論の注目もあり、アイヌ否定のヘイトデモが東京で行われた。これはアイヌに対するヘイトデモとしては初めてのものであった。それに先立ち、それまで個人的にツイッターなどでヘイト運動に抵抗していた少数のアイヌに、ヘイト運動に対するカウンター組織C R A Cが接近した。先のヘイトデモにもC R A Cのメンバーが、カウンター活動を展開した。その後、カウンター組織、一部の地方紙、ネット上での有志の反ヘイト言論が展開されたが、特にカウンター組織は、先立つ在日韓国人朝鮮人に対するヘイト運動へのカウンターの中で多くの経験を積んでいたため、アイヌに対するヘイト運動へは迅速に、効果的に対応し、ヘイト運動の弱体化に成功した。同時に若手の学者、研究者が反ヘイト側で戦うようになり、学術的知見に基づく反論によって、早くもアイヌ民族の存在否定論者の言いがかりの種が枯渇した。そういった中で、2015年2月、反ヘイトのため学者、研究者、ジャーナリスト、文化人、アイヌの当事者による多方面からの記述を集めた、マーク・ウィンチェスター編『アイヌ民族否定論に抗する』が出版された。時を同じくしてヘイト側のブレイン的存在であった河野本道が死去。これによってヘイト側が動揺し、早くも小野寺まさるは、故人となっていた河野本道、砂澤チニタ両名の依頼によってアイヌ問題に関わったと、ツイッター上で逃げとも言える発言をするに至った。

⑤2015年4月、統一地方選挙で金子快之はじめヘイト運動に関係した議員が落選。小野寺まさるは選挙に出ず任期終了する。以降、名もなきネトウヨ、b o tによる嫌がらせが、先の『アイヌ民族否定論に抗する』の執筆者たちへのデマ、言いがかり、嫌がらせという個人攻撃に移った他は、小林よしのりを逃がすためか、彼のアシスタントの時浦によるブログでの差別言論活動以外、ほとんど気にならないぐらいまでヘイト活動が弱体化した。

以上が、アイヌに対するヘイト活動のあらましである。ヘイト側の主張は許容が全くできぬ差別的なものであり、中でも、より多くのアイヌを悪者にするため、一部アイヌの不正実行者に混せて、全く関係のない人たちの実名がネットに晒されたことは、卑劣極まりないことであった。同時に、怒りより、笑いを誘うような稚拙な主張、言論の数々は、世の人びとの賛同を全く得ることができず、ただアイヌに対する同情とヘイト運動への批判を集めただけだった。

しかしながら、ヘイト側の主張は荒唐無稽にしても、アイヌを名目にして、そのためだと多額の税金をつぎ込み、政界、財界、官界で懐に入れる「和人による利権」は、今なお盛んで、消えたお金の帳尻を合わせるため、あたかもその金すべてをアイヌが我が物にしたという架空の「アイヌ利権」によって、再び無辜の者たちがヘイトに晒されるだろうと、アイヌの一部では考えられている。

目下、アイヌ文化復興が叫ばれているが、実際にはアイヌをまた観光の道具にするだけであり、見せかけの希望とわずかな金銭によって、アイヌは抵抗力さえ奪われている。今後、本格的にヘイト活動が行われれば、今アイヌと名乗る者の多くは、姿を消すだろう。しかし、それはやむを得ないことである。警告は今もしているが、多くのアイヌはそれをあざ笑い、自分達を利用し無力化する者のため、来るべき困難への警鐘を鳴らす同胞すら潰す。そういう者たちも、いざ災難に見舞われれば、助けてくれと助けを求め、心ある人が手を差し伸べるかも知れない。しかしそれは、手を差し伸べた人

に、良いことをしたという満足感を与えるだけで、アイヌを救うことにはならない。本当に助けるためには、知恵や技術を授け、自分で自分を救わせなければいけない、と私は考える。

私は今、知恵ある者たちと共に箱舟を作っている。あざ笑った者でも、考えを改め、共に努力しようとする者たちとは手を取り合っていきたい。しかし破局が来た時には、自分たちが生き残るのが精いっぱい、他の者たちには何もできないと思う。口先だけなら幾らでも格好の良いことを言えるが、これが奴隷の鎖を拒み、自立して生きようとするアイヌの現実なのである。

## 【解説】アイヌ民族

アイヌ民族は、ヤウンモシリ（北海道）、カラフト、「千島列島」（北千島のアイヌが自分の居住地域をどう呼んだかは不明）、そして本州の東北部におよぶ広大な地域をアイヌ・モシリ（人間の大地）と呼び、固有の言葉や豊かな文化をもって集団を形成し、独自の歴史を歩んで来た先住民族です。

かつてのアイヌの生活は、交易活動を中心に狩猟、漁労、採集、一部地域で農耕を行っていました。特に交易は、南は本州、東はカムチャッカ半島、北は大陸のアムール河流域など広範囲に及び、その活動はアイヌの口承文芸の多くに描写されています。

17世紀のはじめには、「北海道」の南端に住み着いた松前藩が、徳川家康から黒印状を受け、アイヌ民族との交易の独占権を与えられることとなりました。その後、同藩は徐々に貿易を制限し、ついにアイヌは松前藩以外と交易できなくなりました。これは、自由交易を生業にするアイヌ社会に大きなダメージを与えました。同じく日本でも、アイヌとの交易があった本州東北部、特に津軽藩などもやはりダメージを受けることになりました。松前藩は、アイヌや東北諸藩の抵抗にもかかわらず、経済戦争に勝利します。

1869年に明治政府は、アイヌ民族と何の交渉もせずに、当時の日本人が「蝦夷地」と呼んでいたアイヌ・モシリを「無主の地」として一方的に奪い、「北海道」と名づけて日本の領土にしました。また、同化政策によって、アイヌ語や民族の伝統的な生活を劣ったものと禁止して、日本語を話すように強要しました。さらに、創氏改名を命じて名前を日本風に変えさせ、日本の戸籍に入れ、「旧土人」と呼んで差別しました。

2008年に衆参両議院において「アイヌ民族を日本の先住民族として認める」決議がなされ、現在、内閣官房にアイヌ総合政策室が設置されると共に、アイヌ政策推進会議が組織されて新たな施策の確立に向けた取り組みが始まっています。しかし、実際に推進されているのは「民族共生の象徴となる空間」作りのみで、重要な先住権を認める立法措置は遅々として進まずにいます。またこれらの象徴空間構想には、かつて北海道帝国大学医学部などが各地のアイヌ墓地から盗掘したアイヌ人骨を一箇所に集めて研究対象にすることも含まれており、遺骨盗掘問題や新たな人権侵害が懸念されています。

現在も北海道のアイヌ民族（樺太、千島は先祖伝来の土地に住んでいない）は、アイヌ語を取り戻し、文化を継承し続け、先祖伝来の土地・ヤウンモシリで独自の文化や伝統によって主体的に生活する民族集団としての権利、すなわち奪われた先住権を回復するために闘っています。

●三浦忠雄（日本基督教団北海教区アイヌ民族情報センター主事）

## 【ワークショップ2】協議報告

- アイヌ民族に対するヘイトスピーチの典型的なものは「アイヌはいない」というものであることを知った。現在はネット内に留まっていたとしても、放置していると街頭に出てくる恐れもある。

- 参加者から、台湾の先住民族が 2014 年に 16 部族とされたことが報告された。また日本では、東北～北海道にいくつかのアイヌの方言が存在しているにもかかわらず、「単一民族」神話の下で「なかったもの」とされる現状があることが語られた。
- アイヌ民族をはじめとする先住民族の、またコリアンの言語、文化、アイデンティティの問題は世界共通であり、それらを守ることは、日本社会に生きるすべての人びとを守ることにイコールであることが共有された。

太田マルクさんからのコメント：

- アイヌ民族は一つの民族である。しかし、アイヌ人はそれぞれ地域ごとに集団があつて、それぞれの言葉・方言を持っている。国が考えているアイヌと実際のアイヌとは違うものである。
- 国がアイヌに対して行う事業に関して、「アイヌ利権」というようにヘイトスピーチと結びつけられることがある。それは、国がお金を引っぱるために、またお金の流れの不透明さをごまかすためにアイヌを利用しているものであるが、その構造自体に対抗することはなかなか難しい。
- アイヌ文化振興・研究推進機構という団体からアイヌの文化と歴史について簡単にまとめた小冊子をお配りしているので、ぜひ読んでほしい。小冊子や教材は無料配布、または貸し出しをしているので、ぜひご活用いただきたい。
- 日本にアイヌはいる。わたしも今ここにいる。誰もアイヌ語を理解できないので、仕方なく日本語に自分で通訳しているが、アイヌ語も生きている。そのことをよく覚えておいてほしい。

## ◆証言（3）◆

# 憲法改正・憲法9条

—琉球・沖縄から問う—

又吉京子

（沖縄キリスト教センターぎのわんセミナーハウス館長代行／首里教会信徒）

### 1. あいさつ

はいたい ぐすーよう、ちゅう うがなびら。琉球・沖縄からちゃびたん 又吉京子でい 言ちよーびん 見ー知っちょーち うたびみしえーびり。なまから、「憲法改正・憲法9条」をテーマに琉球・沖縄うてい、なままで生ちるな一かから、うむたい、むぬかんげえーしちやぐとう う話うんぬきーていちゃーびーぐと、閉じみまでゆたしくういげーさびら。はじめににめーに、「主の祈り」をうちなー口さーにいぬらちくみそーり。

閉じまでうちなーぐちさーにうんぬきぶさしが、わんや うちなーぐち、といむどすたみに、なま、勉強中やいびーん。やぐと 充分うんぬきーらんぐと、くりからや「やまとぐち」さんう話うぬきていちびーん。ゆたしくうにげーさびら。

### 2. 憲法と沖縄

日本国憲法は1947年5月3日に施行されます。それから5年後の1952年4月28日「サンフランシスコ平和条約」と「日米安全保障条約」が締結されます。それによって日本国、そして多くの日本人は敗戦・占領体制から主権を回復し独立国としてスタートしたと理解しております。

しかし、私たち沖縄人は、奄美・小笠原と同じく米国の信託統治下に置かれ「日本国憲法」の諸権利が受けられませんでした。それから1972年までの27年間、沖縄は沖縄戦の壊滅的破壊の中、命を生みはぐくむ暮らしを強く希望しながらも、現実には米国主導による日本の独立、朝鮮戦争、ベトナム戦争等で軍事優先の暮らしを強いられ、基本的人権や人間としての尊厳の軽視が続いていました。

だからこそ、沖縄の諸先輩たちは国民主権、基本的人権の尊厳、戦争の放棄と戦力の不保持の平和主義の特徴を持つ「日本国憲法」へ憧れ、「平和憲法」へ復帰することを願い、「本土復帰運動」を大衆的に取り組んでいったのでした。

「復帰」を勝ち取った沖縄の人たちは、「日本国憲法」を生活に生かし積極的に広めることを目的に「沖縄県憲法普及協会」を設立しました。同会は、憲法の理解促進のためにと解説付きポケット手帳を作成し、特に成人式を迎えた若い人に配り、憲法講演会を毎年5月3日開催する活動を続けています。沖縄は軍事優先の布令布告で縛られていたので、「日本国憲法」は勝ち取った意味を持つ憲法でした。私の家にも、その促進運動のおかげなのか日本国憲法の本が数冊あります。1982年版の本の帯に「憲法は、私たちの暮らし方を決める最も基本的な約束です」と書かれています。「だれと誰」との約束でしょうか。当然、「国家」と「国民」とです。憲法を読むと、実に国が守らなければならない約束事が多く書かれています。

しかし、1972年復帰と同時に沖縄に配備された「自衛隊」の存在は、憲法の戦力の不保持の「平和主義」に疑義が生じてきました。その時、語ることを躊躇していた沖縄戦体験者が、次々に「軍隊は住民を守らない」と日本軍の実態を語りはじめ、自衛隊配備に反対の声と行動が取り組まれていました。それ以後、沖縄は「米軍」と「米国」、「自衛隊」と「日本」の二つの「基地」と「政府」への対応に迫られてきました。

それから今日まで43年余り、「日本国憲法」の中の「平和的生存権」等がまやかしであり、「押し付け憲法」「解釈憲法」等の言葉で、「日本国憲法」の基本的約束が反故にされて虫食い状態になっているのです。「米軍基地撤去」「本土並み返還」の願いに対して、「日米安全保障条約」を盾に沖縄に米軍基地を置き続ける現状は、憲法の原則が沖縄には一度も適用されたことがないと言い切っても過言ではないです。その中で今「憲法改正」が論じられていますが、「憲法改正」論議の前に「日米安全保障条約」の是非を論議してほしいと願っています。

### 3. 憲法9条と日米安全保障条約

「9条の会」が各地に組織され、「平和憲法」を擁護する活動が盛んです。しかし、沖縄で「9条」が生かされていると実感することはありません。米軍は銃剣とブルドーザーで土地を奪い拡張し、「復帰」後も居座り続け、世界の紛争地域の前線基地として使い、私たちの日々の暮らしや尊厳を奪い続けています。私たちは「平和のため」にと「基地撤去運動」を、父母の世代から取り組んでいました。しかし、いまもって日本の国土面積の0.6%の沖縄に73%米軍専用基地があり続けるのはアンフェアであり、不平等だと気付き、「基地は県外へ」と声を上げています。

それは、1995年に起こった3人の米兵による少女への暴行事件でした。沖縄人として子どもたちを守れなかった責任を痛感し意識を変革させられたのでした。沖縄の米軍基地から派生するさまざまな人権侵害や事件事故の「犠牲」を語るのではなく、応分の負担を「日米安全保障条約」の下で「平和と安全」に役立っていると支持する80%の日本人の責任を問い、沖縄の過重の負担軽減を目指す言葉として普天間基地は「県外移設へ！」と、言葉化し行動にしてきました。

わたしは、これまで「基地はどこにもいらない」と思われていた論理が、沖縄に「米軍基地」があり続けて当然とする意識を支えていることに気づきました。そして「米軍基地」や「日米安全保障条約」の問題は「沖縄問題」である、とする日本人の無意識の植民地主義の意識に出会うことがあります。「日米安全保障条約」で「平和と安全」が守られている中で「憲法9条を守れ」と語ることは、人口1%に過ぎない沖縄人の命や人権を無視する差別者になるのです。「集団的自衛権」や「安保関連法案」が問われ反対運動も広がりを見せているのですが、「日米安全保障条約」そのものの支持率86%なのです。

「沖縄問題」も「マイノリティ問題」も、「問題」は「沖縄」「マイノリティ」側にはないのです。「沖縄人」に対して「日本人」、「マイノリティ」に対して「マジョリティ」に解決しなければならない問題があり、課題があるのです。どのような社会を次世代に引き継ぐのかが、問われているのです。

琉球語の主の祈り ～伊波普猷訳～

天（ていん）なかい 居（い）めんせーる  
 我等（わったー）親（うや）がなしー  
 御名（うな）崇（あが）みらてち うたびみそーり  
 御国（うくに）引寄（ひちゆ）してい うたびみそーり  
 御心（うくくる）ぬ 天（ていん）於（う）ていぬ如（ぐとう） 地（ち）於（う）  
 ていん あらちうたびみそーり  
 毎日（めーなち）ぬ 飯糧（はんめー） 今日（ちゅう）ん うたびみそーり  
 我等（わったー）んかい 悪事（やなぐとう）する人（ちゆ）ぬちゃー  
 我等（わったー）がゆるしうる如（ぐとう） 我等（わったー） 罪（ちみ）ん 御  
 赦（うゆる）しみそーり  
 我等（わったー）道曲（みちまげー） しみそーらん如（ぐとう） 悪（やな）  
 むんから 御救（うすく）いみそーり  
 国（くに）とう力（ちから）とう栄（さけー）とうや何時（いち）までいん  
 ぬんじゅぬ うゑむんどうやいびーぐとう アーメン

カマドラー小たちの集いのピラより抜粋

2015年5月17日県民集会にて配布

日本人のみなさんへ

みなさんはどんな歴史や社会を次世代に引き継ぎたいのでしょうか。  
 日本の独立は、1952年サンフランシスコ講和条約第3条で沖縄を米国に差し出すことによって、手に入れたものです。その米国統治下の沖縄に、日本本土にあった基地も移設することによって、日本人は基地被害や基地問題から免れてきました。さらに1972年の「復帰」では、沖縄に押しつけた基地を「安保条約に基づく日本の基地」と言い換えて沖縄に残し、自らが負うべき基地負担から逃げました。そうやって手に入れた「基地のない平和な日本本土」の姿は、次の数字に如実に表れています。

在日米軍専用施設都道府県別面積割合（琉球新報 2015年2月14日）

沖縄 73.92%	青森 7.74%	神奈川 5.61%	東京 4.31%
山口 2.58%	長崎 1.53%	北海道 1.39%	広島 1.15%
千葉 0.68%	埼玉 0.66%	静岡 0.39%	京都 0.01%
福岡 0.01%	佐賀 0%(面積 13 千㎡)		

※米軍基地が全くない18府県

※普天間基地がなくなっても、沖縄の負担は0.4%減少するだけです。

近 世 琉 球	1609年	薩摩、琉球に侵入
	1666年	羽時朝秀（向象賢）、摂政となり古琉球から近世琉球への政治改革を実施
	1728年	蔡温（具志頭親方）、三司官となり衆支配制度を確立
	1816年	バジル・ホール来航（友好的な交流）
	1844年	フランス船来琉し和好・貿易・布教を求める。帝国主義の拡大が琉球へ波及し、欧米船の来航増える。
	1853年	ペリー、日本訪問前に琉球来航
	1854年	琉米修好条約結ぶ
	1871年	台湾漂流琉球人殺害事件
	1872年	琉球藩設置
1874年	台湾出兵。明治政府が琉球人殺害事件の責任を問い出兵。琉球人を「日本国属民」とする	
近 代 琉 球	1879年	琉球国解体し「沖縄県」設置（「琉球処分」）
	1880年	分島・増約案妥結（棚上げ）
	1894年	日清戦争で日本が勝利し、日本の同化が進む
	1898年	徴兵制施行。兵役を負うことで「皇国臣民」になれると歓迎される一方、兵役忌避も起こる
	1911年	伊波普猷「古琉球」出版
	1939年	第二次世界大戦起こる
戦 後 支 配 期 沖 縄	1941年	アジア太平洋戦争起こる
	1945年	沖縄戦、ミニッツ布告1号
	1952年	サンフランシスコ講和条約発効、日米安全保障条約。琉球政府が発足、布令91号（契約権）
	1953年	米国民政府土地収用令公布（布令109号）。奄美群島日本復帰。
	1955年	由美子ちゃん事件起こる。銃剣とブルドーザーで強制土地収用（伊佐浜、伊江島）
	1956年	島ぐるみ闘争起こる。米国軍用地調査団「プライス勧告」発表。
	1959年	宮森小学校にジェット機墜落事故（死者17名、負傷者121名）
	1960年	沖縄県祖国復帰協議会結成
	1962年	琉球立法院が国連全加盟国に国連植民地独立府与宣言を引用して政権返還決議を直接送付
	1964年	琉球立法院が改めて国連全加盟国に施政権返還要求を送付
1965年	佐藤栄作首相来沖、「沖縄の祖国復帰が実現しないかぎり、日本の戦後は終わらない」と声明	
1968年	初の公選主席選挙で沖縄教職員会の屋良朝苗氏当選	
1970年	「新沖縄文学」が復帰論を特集。コザ反米騒動	
1972年	日本復帰	



戦 後 沖 縄	1975年	沖縄国際海洋博覧会
	1995年	米兵暴行事件。日米地位協定の見直し、基地の整理・縮小を求める県民大会開催。「平和の礎」除幕。
	1996年	全国初の県民投票で「米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを求める」が有権者の過半数を占める。普天間基地の全面返還を日米合意。
	2000年	九州・沖縄サミット開催。
	2004年	沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落。
	2007年	教科書検定意見の撤回を求める県民大会。
	2010年	米軍普天間基地の県外移設策を掲げた民主党政権が辺野古移設に転換。
	2012年	自由民主党に政権交代。オスプレイ配備強行。
	2013年	米軍普天間基地の県外移設とオスプレイ配備撤回を求め、全41市町村の首長らが「建白書」を携えて東京行動する。
	2014年	名護市長選、県知事選、衆議院選すべて名護辺野古移設に反対する候補者が勝つ。辺野古新吉建設埋め立て工事のための調査が始まる。
2015年	辺野古新吉建設反対のための波県民大会。翁長知事、国連人権理事会にて沖縄の現状を訴える。	

### 【ワークショップ3】協議報告

沖縄は平和憲法をもつ日本国憲法への思いで「本土復帰運動」を進めていった。しかし復帰しても米軍基地はなくなる、自衛隊も配備された。そのような状況の中では「憲法9条を守れ」というのは血肉化しておらず、むしろ日米安全保障条約を考える方が重要ではないかという問いかけが又吉さんからなされた。以下は語られた内容の一部である。

1. 琉球の文化・言葉が日本によって奪われてきたということ。公的なところでは、政府により文化を継承することが奪われた。天皇主義教育の学校ではうちな一口（沖縄の言葉）を話すことが禁止され、破ると方言札をかけられた。しかし、日常生活や生活感覚の中では文化の継承が続いてきた。家族の中ではうちな一口が話され、風習も守られた。公的な場では文化・言葉が奪われ、しかし生活・家族の中で文化の継承が続いていく中で、自分が二つに分けられていくような不自然さについて又吉さんの体験を通して語られた。
2. アメリカも日本も、沖縄を自分たちの利益のためだけに利用してきたこと。沖縄は400年にわたって武力により支配されてきた。薩摩による支配、沖縄戦、アメリカによる支配、そして米軍基地を日本に押し付けられている。沖縄戦は、アメリカも日本も傷付かない場所であった沖縄を戦場として行われた。現在にいたるまで米軍基地の存在によって生み出される暴力が続いている。米兵による女性への暴力、ジェット機の騒音や墜落事件、今この時も新基地建設に抗っている辺野古では、県民に対する機動隊や米軍基地や日本政府による暴力が振るわれ続けている。「沖縄は戦争状態である」と又吉さんは言われる。
3. 米軍基地を押し付けている側の無自覚さと無責任さ。日本の80%の人が安保は必要だと考えている。しかし沖縄では80%が安保はいらないと言う。日本のマジョリティが安保を必要とするなら、自分たちのところで米軍基地を引き受けてほしいと考える。これまであった「基地はどこにもいらない」というメッセージを掲げてきたが、「基地はどこにもいらない」という

論理自体が沖縄に米軍基地があり続けても当然とする論理を支えてきた。岩国も米軍基地拡張に反対しているという声もあったが、玉突き的にオスプレイがアメリカ、岩国、沖縄と来たように、玉突き的に沖縄、岩国、アメリカと返すべきではないか。「米軍基地問題」「沖縄問題」は沖縄の問題ではなく、日本の問題であり、「マイノリティ問題」はマイノリティの側に問題があるのではなく、マジョリティの問題である。沖縄では自分たちのことは自分たちで決める自決権を大切にしている。いくら沖縄に人びとが 100%の力でたたかって反対したとしても、日本のマジョリティにいる人が 0%ならば、その力の前で自分たちの力はやり込められ、ケチョンケチョンにされてしまう。

又吉京子さんからのコメント：

- 沖縄は諸外国と交易をし、条約を結んだ一つの国であった歴史を持っている。そして言葉は、英語とドイツ語が姉妹語であるように、ヤマトの言葉と沖縄の言葉も姉妹語である。日本語の一部ではない。琉球語は琉球諸語といって、6つの言葉がある。豊かな言葉を持っているということは今私は勉強している。
- 琉球の近代・現代、そして戦前・戦後の歴史の中で、沖縄が武力によって薩摩の支配を受け、武力によって日本に併合された。沖縄の人にとって沖縄戦はどうしても忘れられないものであり、その記憶が辺野古の行動の根底になっている。
- 1945年、アメリカの軍艦 1500 隻が沖縄を取り巻いて始まった沖縄戦。三ヶ月に及ぶ空爆、艦砲、火炎放射器によって沖縄は焼き尽くされた。それから 70 年、昨年 2014 年 7 月、辺野古沖を埋め立てる工事を再開した日本政府は、海上自衛隊の母艦を辺野古のリーフの沖に集結させるという事態が起こった。沖縄戦における日本軍と米軍の戦闘は 3 ヶ月で終わったが、辺野古に基地を作るという日本政府とアメリカ政府の沖縄への攻撃は 20 年続いている。1995 年、米兵による少女暴行事件に関する勇気ある告白が沖縄の民衆を動かし、普天間飛行場を日米両政府は返還するという約束を交わした。沖縄の市民、特に宜野湾市民は喜んだ。1972 年以降、米軍基地は日米安保条約の下に置かれている。日本政府はアメリカに基地を提供する義務を負い、アメリカ政府は日本の安全を守るという義務を負う、これが日米安保条約である。当時の橋本総理とモンデール大使が、普天間飛行場を返還すると発表した翌日に、「普天間飛行場の返還には飛行場の移設が条件である」と追加発表された。安保条約は、北海道から沖縄までが提供されている条約であり、移設先は全国が対象であるはずである。しかし、基地を沖縄だけに押し込めるといふ日米両政府の暴力は、日本市民に、沖縄に基地を押しつけているにもかかわらず、自分たちの安全が憲法 9 条によって守られていると錯覚させている。マイノリティの沖縄から、マジョリティの皆さんに「基地は県外に」「普天間は県外に引き取ってほしい」という声が、知事をはじめ、沖縄の民衆の声となっている。どうかそれを受け止めてほしい。

## ◆証言（４）◆

# 排外的ナショナリズムの危険性

宋 恵 淑

（朝鮮学校に子どもを通わせているオモニク母親）

私は日本で生まれ育った在日朝鮮人3世です。現在二人の子どもを朝鮮学校に通わせている朝鮮学校の保護者で、私自身も幼稚園から大学まで朝鮮学校に通いました。

朝鮮学校は、1945年の解放直後、日本の植民地支配時代に奪われた言葉や文化、歴史を、日本で生まれた朝鮮の子どもたちに教えるためにつくられました。しかし、日本政府は植民地支配の加害国として、被害者である朝鮮人の民族教育を原状回復の観点から保障するどころか、一貫して閉鎖に追い込もうとし、差別的に扱ってきました。

現在直面しているのは、2010年4月に施行された、日本に居住するすべての高校レベルにある子どもたちが家庭の経済状況に関わりなく安心して学べるようにと、日本の公立学校、私立学校、そして各種学校である外国人学校に通う生徒たちにも就学支援金を支給する「高校無償化制度」から、朝鮮学校を除外しているという問題です。しかし日本政府は、朝鮮学校で学ぶ子どもたちとはなんの関係もない日本と朝鮮民主主義人民共和国との拉致問題に進展がないことなどの外交上の問題を持ち出すなどして、外国人学校のうち朝鮮学校のみを「高校無償化」制度から除外しました。

国が主導して行っている露骨な朝鮮学校差別は、社会全体に朝鮮学校とその生徒たちに対する偏見を抱かせ、差別と排外主義、暴力を生み出しているように感じます。

「高校無償化」制度から朝鮮学校が除外された2010年以降、国の方針に倣って大阪や東京、宮城などの都府県レベル、そして大阪市、広島市、福生市などの市レベルにおいても、それまで地方自治体が朝鮮学校に独自に支給してきた補助金の交付を見送ったりカットするという事態が相次いでいます。東京都内にある私の子どもが通う朝鮮学校も東京都からの補助金が不支給となって5年がたち、私たち保護者への経済的負担は増すばかりです。

そんな重い負担があるなかでも子どもを朝鮮学校に通わせているのは、自らの出自を隠すことなく、異国の地でも朝鮮人として堂々と生きてほしいからに他なりません。日本で生まれ日本で育つ私たちにとって、朝鮮学校は同じルーツを持つ友人たちと民族の言葉や歴史を学び、朝鮮人としてのアイデンティティを育む大切な場所なのです。

しかし、排外主義者らはその大切な学びの場、アイデンティティを育む場に対してまでも、土足で踏み込んできました。2009年12月、「在日特権を許さない市民の会」や「主権回復を目指す会」のメンバーらが、京都朝鮮第一初級学校に押し寄せ、校門前で拡声器を通じて「こんなん学校やない」「何が子どもじゃ。スパイの子どもやないか」「お前らウンコ食っとけ、半島帰って」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」などの罵詈雑言をはき続けるという事件がおきました。同校の児童や教職員、事件を聞き駆けつけた保護者たちは、排外主義者らの卑劣な攻撃に慄き、事態を傍観するばかりの警察に失望するなど、心身ともに多大な被害を受け

ました。学校関係者や保護者たちはその後も続いた排外主義者らによる襲撃予告と実際の襲撃への対応に日常の平穏を奪われました。より深刻なのは、排外主義者らの攻撃の害悪が、子どもたちに及んだということです。襲撃を契機に、夜泣きや夜尿が再発したり、不用品回収車や選挙カーなどから流れてくる拡声器の音に怯えたりする二次被害に悩まされる児童も少なくなく、事件後、児童たちが「朝鮮人って悪いこと?」「私たち何か悪いことしてるの?」「朝鮮学校ってあかんの?」などという質問をぶつけるようになったといいます。

学校襲撃という直接的な攻撃以外でも排外主義者らの台頭による影響は出ています。私の子どもは朝鮮人に対するヘイトスピーチがまん延し連日のように排外主義デモの様子がテレビなどで流れるなかで、街中で以前のように子どもらしく大きな声で「アンニョンハセヨ」（朝鮮語で「こんにちは」という意味）、「オンマ」（朝鮮語で「お母さん」という意味）と朝鮮語で話すことをためらうようになりました。さらには、日本政府による差別に負けず自らの学習権の平等の保障を求めて署名活動をする朝鮮学校の子どもたちに、「死ぬ」「朝鮮へ帰れ」といったヘイトスピーチが浴びせられている状況もあります。子どもながらに自分が朝鮮人だということを隠さなければと怯える姿や、ただでさえ「高校無償化」から排除されるという差別に苦しむ生徒たちが心ない暴言を受けて涙する姿をみるのは、親として、同じ朝鮮人として胸が張り裂けそうなほど辛いことです。このように排外主義者らの攻撃は、これから育ちゆくマイノリティの子どもたちに自分の生まれ持った出自へのマイナスイメージを植えつけ、子どもたちの自尊感情を著しく傷つけ、マジョリティとマイノリティを分かち非常に危険なものなのです。

昨年8月、人種差別撤廃委員会は日本の人種差別撤廃条約遵守状況をチェックする審査を終えて発表した総括所見のなかで、「人種差別につながる偏見と闘い」、「ヘイトスピーチの根本的原因に取り組むよう」求めました。委員会が指摘するように、在日朝鮮人に対するヘイトスピーチは突如出てきたものではなく、その原因に根深い植民地主義があり、日本政府による一貫した朝鮮学校差別が日本社会で在日朝鮮人への偏見を生み出し、ヘイトスピーチをまん延させ、排外主義を助長させていると言えると思います。

排外主義者たちによる在日朝鮮人をターゲットとした一連の行動をやめさせ、ヘイトスピーチをなくすためには、まず国が率先して公然と行っている朝鮮学校に対する差別を是正するべきです。また、差別と排外主義を生み出している土壌を少しずつでも変えていくために、マイノリティへの理解と寛容を育むための啓発活動、人権教育にも国レベルで行っていくことが求められていると思います。

マイノリティの声はとかくかき消されがちですが、私はこれからも在日朝鮮人三世として、自身が生まれ育った日本が、過去に対する深く真摯な反省のもと、他者を敬い尊重し、多様なバックグラウンドを有する人びとが互いに理解を深められる寛容な社会へと変わっていくことを切に願いながら、排外主義者らに屈することなく声をあげていきたいと思います。

## 【解説】在日朝鮮人と朝鮮学校について

### 1. 在日朝鮮人とは？

在日朝鮮人の歴史は、日本の朝鮮植民地支配（1910～1945年）にその端を発します。日本が朝鮮植民地支配期に朝鮮人の土地を収奪し、既存の農村経済を破壊したことにより、生活に困窮した朝鮮人が仕事を求めて日本に渡らざるを得なかったのが始まりです。日本は朝鮮人の言語や文化、名前を奪い、1930年代中頃からは軍事や戦争基幹産業における労働力、さらには性的奴隷として強制的に動員

しました。日本の敗戦時（1945年）、在日朝鮮人は200万人以上おり、その多くは朝鮮半島に戻りましたが、帰国時に補償はおろかささまざまな制約があったことや、米ソの冷戦体制の下で朝鮮半島情勢が緊張状態にあったことから、約60万人の朝鮮人が日本に留まらざるを得ませんでした。その後、朝鮮半島は南北に分断され、1965年には植民地支配への責任がまったく省みられない形で韓日条約が締結され、朝鮮民主主義人民共和国とは未だ国交が正常化していないという状況の中で、在日朝鮮人は現在もさまざまな面で差別状況に置かれています。

## 2. 在日朝鮮人の数

日本の朝鮮植民地支配を原因として日本に在住する朝鮮人とその子孫の中には、現在も朝鮮半島に由来する国籍を持つ者が約43万人いると推定されます（2013年現在、法務省統計）。ここに、日本国籍を取得した者（1952～2013年で約35万人）、一方の親が日本国籍であることから日本国籍も有する者（厚労省統計で確認できる1985～2013年の間だけでも約16万人以上生まれている）などがおり、これらを合わせると100万人以上と推測されます。

## 3. 朝鮮学校について

日本による植民地支配からの解放後、在日朝鮮人は、植民地時代に奪われた自らの言語や文化を、日本で生まれ育った子どもたちに継承するため、日本各地に国語講習所を開設しました。日本政府は、植民地支配の加害国として被害者である在日朝鮮人の民族教育を原状回復の観点から保障するどころか、1948年、49年にかけて朝鮮人学校閉鎖令を出し、朝鮮学校を武力で弾圧します。これによって多くの学校が廃校に追いやられ、児童・生徒たちは日本学校への編入を余儀なくされました。その際、在日朝鮮人が必死の抵抗で守り抜いた一部の学校が現在の朝鮮学校の元となり、現在、朝鮮学校の数は北海道から九州まで、幼稚園38校、初級部53校、中級部33校、高級部10校、大学校1校となっています。

朝鮮学校は学校教育法上、正規の学校ではなく、自動車教習所や料理教室などと同じカテゴリーである各種学校として位置づけられています。そのため朝鮮学校に対する国庫補助は一切なく、地方自治体レベルでは名目や金額などに違いはあれ、補助金が支給されていますが、その金額は日本の公立学校の約10分の1、私立学校の約3分の1となっており、朝鮮学校の運営は常に厳しい状況にあります。正規の学校になるとさまざまな助成等を受けられるようになりますが、文部科学省の検定教科書を使うことなどが義務付けられるため、民族の文化や歴史を学ぶ民族教育を十分に行うことが非常に困難になります。そのため朝鮮学校は教育の自主性の尊重と正規の学校に準じた取扱いを求めています。

日本政府は戦後一貫して朝鮮学校を弾圧し差別的政策をとり続けていますが、現在、一番問題となっているのは、2010年より施行された「高校無償化」制度から朝鮮学校を公然と除外しているというものです。こうした日本政府の露骨な朝鮮学校差別は、それまで朝鮮学校に補助金を支給していた地方自治体による補助金支給停止にお墨付きをあたえ、在日朝鮮人にたいするヘイト・スピーチを助長させる原因となっています。

## 4. ヘイト・スピーチとヘイト・クライム

現在、社会問題となっている路上での反朝鮮人ヘイト・デモは、在特会による朝鮮学校への襲撃事件にその端を発しています（2008年に朝鮮大学校、2009年に京都の朝鮮学校を襲撃）。民間人による朝鮮学校生徒へのヘイト・クライムは、わかっている範囲でも1960年代から起きています。日本政府による朝鮮学校差別が公然と行われているなかで、民間人による朝鮮学校の児童生徒への暴言・暴行事件がことあるごとに起きています。特に1980年代後半から2000年代はじめにかけて女子生徒が着用していたチマチョゴリ制服が切り裂かれる事件が続発、国際社会からも問題視されました。

●在日朝鮮人人権協会

1. 日本の NGO が国連人権委にヘイトスピーチの問題を訴えていることと関連して、ダリットの問題に関わっている参加者から質問が寄せられた。インドの NGO の訴えを国連がインド政府に伝えたとき、インド政府は「それは国内問題に過ぎないので我々は関知しない」と回答したが、日本の NGO の訴えを国連が伝えたときに日本政府はどのように回答したのか、という質問に対し、日本政府は国連に対し「ポスターを作っている」と回答したが、そんなことで差別はなくなるのかと国内外で批判されていると語られた。
2. 宋さんは、1990 年に朝鮮学校の生徒のチマチョゴリが引き裂かれる事件が起きた当時高校生であり、自身も駅で突き飛ばされたという経験をお話くださった。
3. 昨日の DVD（ヘイトスピーチ）を観て、なぜあそこまで悪い言葉が出てくるのかという参加者の疑問に対し、言葉を口実にしてマジョリティが差別を助長するバリアーを張っているのではないかという指摘があった。また、カナダ市民の要求により差別禁止法が作られたという報告を受けて、日本社会も市民の力で政府を動かす必要があることが共有された。
4. ヘイトスピーチは特に子どもにより大きな被害を与えるものである。子どもの声に耳を傾けることが大切との指摘があった。また、ヘイトスピーチをしている人の心の問題にも注視しなければならない。教会には、ヘイトスピーチをする人に働きかけていく役割が求められている。
5. 兵庫で行われた日韓信徒交流で在日韓国人との交流ができ、在日問題を理解することができた。社会においてこのような交流をさらにすすめる必要がある。
6. ヘイトスピーチが悪であることを、日本社会、日本の教会が宣言することがスタート地点となる。
7. 最後に宋さんから、日本政府が高校無償化から朝鮮学校を排除するというようなヘイト政策を行っている現状において、参政権を持つ日本人が差別禁止法制定のための運動を進めてほしいという希望が述べられた。

## ◆証言（5）◆

# 差別や憎悪の標的となっている マイノリティのトラウマと衝撃

東谷 誠

（日本基督教団部落解放センター）

私が住む被差別部落は、大阪府の南のほうにあります。

今から 80 年前、差別に苦しむ人びとにイエス・キリストの愛を伝えようと、日本基督教団堺教会の齊藤敏夫牧師と被差別部落出身の宮崎智子牧師が協力して、宣教を開始しました。80 年前は、今よりずっとずっと差別がきびしい状況でした。職業の選択の自由が与えられず、貧しい生活を強いられていました。その貧困により、被差別部落の人たちは教育を受けることができませんでした。教育を受けていないので、なおさら職業に就けませんでした。結婚も、被差別部落外の人との結婚はありませんでした。その地区に住む人びとは、差別と貧しさによって大変苦しい生活をしていました。

その町に宣教が開始され、教会が建てられ、今年の 11 月に 80 年の感謝記念礼拝が行われます。

80 年の歩みの中で、教会は教育を受けることができない子どもたちを思い、幼稚園を設立しました。私も、その幼稚園の園児でした。また歴代の牧師は、地域の識字学級の先生をしました。教会は地域と関わりを持って歩んできました。

その町に 10 年前、差別事件が起こりました。ことの次第は、秋の「だんじり祭」の前に発生しました。「だんじり」とは木製の車のことで、網をつけて大勢の人で引いて町を練り歩きます。秋の収穫感謝の祭りです。

被差別部落に隣接する A 地区の人が、「だんじり祭」のとき休憩のときなどに「だんじり」を置く場所として、被差別部落の B さんが所有する駐車場を借りに来ました。A 地区の町内会長と青年団長が来ました。B さんは「駐車場を他の人に貸しているの、祭りの 3 日間だけ空けてくださいと言えないので、せっかくですが、他を探してください」と、丁寧に断りました。

断ったその日の夜、B さんの家の近辺にピラがまかれました、ピラには「A 地区の町内会長と青年団長が頭を下げて駐車場を貸してくれとお願いに行っているのに、エッタ（差別用語：被差別部落出身者を意味する）風情が偉そうに断りおって、死んでしまえ、身のほどもわきまえず断りおって。生きている値打ちもない、エッタ死んでしまえ」と書かれていました。

B さんが住む地域の部落解放同盟の方が A 地区の町内会長と青年団長に抗議しようと思いましたが、二人とも「知らない」と言います。警察に言っても、真剣に対処してくれません。今の日本の法律では、罰せられないからです。自分たちで犯人を捜そうとしましたが、つかまりません。それから 10 年間、毎年秋の「だんじり祭」の前になると、同じようなピラがまかれます。

A 地区は、被差別部落と同じ C 町にあります。A 地区の人たちは、C 町出身だと名乗ると、自分も被差別部落出身者と間違われるので、今では地名としてない昔の町名である「A 町」を、自分たちで勝手に決めて名乗っています。「A 町」という住所で郵便物が届きます。

このようなおかしな差別がまかり通っています。市役所はA地区の人たちを注意しますが、長い歴史の中で通ってきたことは、なかなか変わりません。また、罰する法律もありません。市役所も人権集会を開いたり取り組んでいます、参加してほしいA地区の人たちは来ません。

根気よく、丁寧に、へこたれず、希望を持って差別解放に取り組んでいきます。

## 【解説】部落解放

約1200年以上前（奈良時代よりも前）に、中国の制度を倣って行った律令法は、良民と賤民とに区分していました。約900年前（平安時代後期）、京都の都では、「非人」「河原物」と呼ばれた被差別民がいました。彼らは芸能集団であったり、占い師や祈祷師など宗教的に穢れの除去や葬送に関わった仕事を行った。また都市の清掃をはじめ、斃（へい）牛馬の処理や皮の細工、裏無といわれる履物の制作や土木作業、井戸掘り壁塗り、築庭などに携わりました。次第に穢れとの関わりから、排除され差別されるようになります。差別意識の形成は、古代の人びとの信仰や死生観の中で、屠殺・狩猟などの殺傷に関わる者が地獄へ落ちると考えた輪廻・因果の思想が大きな影響をあたえたと考えられています。

約500～150年前（戦国時代～江戸時代／1467年～1868年）、戦国大名たちには武具や馬具の確保は重要なことでした。皮革生産に携わる人びとは戦国大名によって把握され、近世身分制度の根幹となっていました。1871（明治4）年、明治政府によって「賤民制廃止令（解放令）」が出されました。これにより、江戸時代、えた・ひにんと呼ばれた人びとや他の被差別民衆は解放されるはずでした。しかし近代化の中で、差別の撤廃のためになんらかの方策も取らず、あらたに差別は再構築されることになっていきました。

1912年（大正時代）以降に、労働運動や農民運動がおこり、自分みずから闘うという思想や風潮が生まれてくると「このまま自然には差別はなくなる。自分たちが自ら立ち上がって真の部落解放をめざす」考えを持つようになり、1922（大正11）年3月3日、京都の岡崎公会堂で「全国水平社創立宣言大会」が開催され「水平社宣言」が闘う希望の文書として確認されました。

現代の部落差別は、生まれ、家柄、出身地、居住地、職業によって人間を判断し、結婚、就職、土地調査会社による差別、部落地名総監などによって、酷い差別事件が後を絶ちません。差別をなくそうとする多数の人びとの取り組みにより一定の改善がなされてきましたが、今なおこの問題は「部落差別を容認する考え」の人びとによって、社会構造に根深く組み込まれて存在しています。

日本基督教団は、1975年に部落差別についての組織的な取り組みを開始し、1981年に「日本基督教団部落解放センター」を大阪府大東市に設立しました。部落差別をなくし、あらゆる差別をなくす運動を展開しています。主な活動は、「部落解放祈りの日」運動、狭山事件再審要求運動、解放劇、神学校等人権教育懇談会、部落解放青年ゼミナール、部落解放全国会議、部落解放キャラバン、部落解放センター一泊研修会、教団部落解放センター朝祷会、実習生の活動、差別に関わる文書・書籍等への意見・抗議活動、さまざまな差別に関わる団体との連帯などを行っています。

\* 日本基督教団部落解放センター定期発行物、HP

機関誌『良き日のために』年3回発行、英文ニュース『CROWNED WITH THORNS』年2回発行、部落解放センターのHP（<http://www1.odn.ne.jp/burakuliberation>）随時

●小林 明（日本基督教団部落解放センター）



## 【ワークショップ5】協議報告

- ・ 被差別部落からマジョリティの居住地に移住すれば、部落出身であることがわからなくなるのではないかという質問に対し、しかしルーツを調べることによって結婚差別・就職差別が後を絶たない現実があることが語られた。
- ・ ユース参加者がユースプログラムのフィールドワークで東京東部の被差別部落へ訪れ、皮革産業に従事する人びとと出会い、部落差別について学んだという参加者の声もあった。
- ・ 部落差別は世界中で起きている差別と共通した問題（カテゴライズされ、隔離されること）があることに気づいた。また、差別問題を苦しみや悲しみからだけではなく、変えていくことが主張されていたことが印象的だった。
- ・ 1922年に部落差別からの解放を訴える団体「水平社」が設立され、水平社宣言が採択されるが、部落解放センターもその宣言に描かれている思いを実現するべく活動を続けている。
- ・ ヘイトスピーチは被差別部落にも向けられている。ヘイトスピーチは、在日外国人、沖縄、アイヌ、セクシャルマイノリティ、ヒバクシャ、被差別部落、社会的弱者に向けられるものである。
- ・ 結婚差別は、「純粋な日本人」以外との結婚を忌避する意識が社会に深く根付いているために起こる。主題講演（1）でも語られていたが、多様性が認められていない社会が差別を生み出す原因となっている。
- ・ この会場（在日本韓国 YMCA）は、1919年2月8日に留学生による朝鮮独立宣言がなされた記念的な場所である。その宣言は、1ヶ月後の3月1日にソウルでなされた別の独立宣言を生み出すきっかけとなった。また、この会議の主催である在日大韓教会は1908年という時代の中に建てられた教会である。
- ・ 最後に、東谷さんから、同情するのではなく事実を知ってほしい、声を挙げて取り組んでほしい、差別する人の心を変えていく働きを地道に進めていきたいという思いが語られた。

## ◆証言（6）◆

# 教会は「癒しの共同体」になりえるのか

金 迅 野

（在日大韓基督教会横須賀教会牧師）

1.

教会は「癒しの共同体」になりうるかという、この問いには、目的語が欠けている。「誰を」癒やすのかという問いと、「何を」癒やすのかという問いが。また、「教会」が主語になるというニュアンスが含まれるとしたら、それは、十分に正しいことだろうか。「癒やす」主体として自らを措定して何かを語り始める瞬間に、わたしたちは何かを受け止め損ねてしまうのではないだろうか。そして、「癒し」を待つ人（あるいは自分のなかの傷）に触れたり、向き合うことなく、事柄とすれ違ってしまっているのではないだろうか。

2.

牧師の仕事と併行して、わたしは、出身教会（川崎教会）が設立した、社会福祉法人青丘社の子ども文化センターで働いている。労働者の街に27年前に建てられたその施設は、民族差別を克服する目的で、川崎市という自治体が立てたものだ。自治体が民族差別の存在自体を認めたということは、日本では画期的なことであった。30年前といえば、在日コリアンの子どもたちが（もちろん構造的には大人たちも）、いじめにあい、学校に通えなくなったり、自殺をしてしまう事件も起きていた時代である。子どもたちは自分の出自を隠すために、民族の名前を変えて日本風の名前を使用して生活をした。子どもへのいじめは、大人社会のより大きな差別の構造を反映したものといえるだろう。1970年代には出自を理由とした就職差別事件への闘いが紡がれるなかで、このマイノリティ国際会議が始められた。80年代には、差別の象徴とされた指紋押捺拒否運動を教会が運動をリードし、運動の過程で、在日コリアンの教会と日本の教会の間に宣教協約が結ばれた。90年代には、歴史の記憶と記録の論争と相俟って、北米における戦後補償（redress）の運動のうねりに呼応する形で、戦後補償の問題が浮上り、大きな運動が作りあげられた。多文化主義や「多文化共生」という考え方、そして付随する人権運動の裾野は、さまざまな運動の蓄積によって確実に広がり、また、人びとの経験のなかに他者を尊重する感性が深く根付いたかに感じられた。

しかし、そのような感覚は、2015年の現時点で、とりわけ日本においては、完全に払拭されているのではない。それはなぜか。そのことを語り合うことが、このセッションの目的である。

3.

「母さんが生活保護のお金が380円しかないって言うてるから昨日から何もたべてない」（小5）、  
「さすがに2日間夕飯抜かれるとしんどい」（中2）、  
「希望なんて考えられないよ。てか希望って何？」  
「どうせ貧乏なおれたちは戦争に行かされるんだろ？」……。上述の子ども文化センターを訪

れる子どもたちが、ときに発する「声」である。21世紀の日本の一つの現状がここに現れている。この「声」はつねに表に出るとは限らないが、たまさか掬い取れたとき、そこに即座に「癒やし」が訪れるわけではないけれども、クリスチャン職員の何人かは、「目に見えない教会」がいま現れたような気がする」と話し合うことがある。

従軍慰安婦の女性の沈黙と、聴覚が捉えることのない「息づかい」の中にあつたもの。ヘイトスピーチの「声」が飛び交う中で身体の奥底が感じる「凍え」のようなもの。「ドーサーアイってキモくねえ？」という同僚の発話に震撼するゲイの身体の中によどむ何か。3・11の後、1年間のハローワークを通じた就職活動の後、原発で働くことを決めた南相馬に生きる青年の「復興のために」という発話の背後に佇んでいる何か。

いかなる運動も初発のところで、このような「声(なき声)」を受け止めたのではなかつたらどうか。しかし、運動の進展とともに運動の源であるはずの「声」に対する感度がわたしたちのなかで、教会のなかで劣化しているとしたら……。新しい運動を紡ぐために、いま、わたしたちは、教会は、「癒やし」されるべき、どのような声を聞きのがしてきたのか、そしていまも聞き逃しているのか、ということにもっと敏感になるべきではないだろうか。

#### 4.

かくも醜悪な憎しみが噴出するなかで、「教会は癒しの共同体になりうるのか」。憎しみの表出を無防備に受け取った者として、ときに憎しみの表出をただただ見過ごすしかなかつた者として、あるいは、憎しみの表出を自らのうちに感じずにはいられない者として、「癒やし」のほんとうの主体であるイエスの姿を思い描きながら、在日コリアン一世たちの証言などに学びたいと思う。

### 【ワークショップ6】協議報告

- 1993年から行政が使い始めた言葉は「多文化共生」(multiculturalism)であった。しかし、ふれあい館が目指したのは「共に生きること」(living together/ co-living)であった。
- 福音書には「真ん中」という言葉がよく出てくる(たとえば、マルコ福音書3:3「手のなえた人が真ん中に立ちなさい」)。「真ん中」というのはどこなのか?癒しに招かれた人びとは、声を出せない人たちであった。しかし、これまで誰にも聴かれることがなかつた「声なき声」をイエスだけは聴けたのではないか。
- ふれあい館は具体的にどのような手助けを行っているかという質問について、金迅野さんは、お腹が空いている子どもたちと一緒に何かを食べることがあるが、それは一時的な対処に過ぎず、ただ魚をあげるのではなく、魚を釣る方法を教えるべきだと語った。具体的なケースでは、貧しくて塾に行けない子どもたちの学習サポートをしている。そこでは勉強を教えるだけでなく、子どもたちの前向きなヴィジョンを引き出す問いかけをすることを心がけている。
- ふれあい館が両親と共にサポートをおこなっているのかという質問について、もちろん親たちと共同してサポートをしていくのが望ましいが、親たちもまた自分たちのことで精一杯になっている。親たち自身も誰かに話を聞いてもらえることを求めている。「癒し」はまず「聴く」ことから始まっていく。かれらもまた「分断」(division)の犠牲者だと言える。
- どのような「声なき声」の問題に直面しているのかという質問に対して、若者に希望がなく、自分のヴィジョンを描くことができない、また親たちも自分のことで精一杯であり、子どもた

ちを助ける余裕がない現実がある。あきらめない気持ちがわき出てくるために、転んだときに起き上がることができるようにどうすればいいのか、これらの課題は教会が担っていくべきものではないのかと指摘された。

- また、そのような働きに教会がどのようにリンクしているのか、さまざまところでよい働きがあっても、その働きが教会とリンクしていないケースが多いという声もあった。ふれあい館は、もともと教会がきっかけとなってはじまったセンターだが、このような問題はどこにでも見られる。しかし、イエスは「声なき声」を聴くことをわたしたちに教えてくれている。すでに教会の門の外には多くの声が押し寄せている。教会はどうしていいのかは今問われている。
- 「声なき声」をどう聴くのか。それは、解決のために「正しい」方法論を生み出し、理論武装をすることではない。力を抜き、自分の弱さをありのままに見せること、「声なき声」を発することのできる隙間をつくることであり、それはサラブレッドではなくロバの子に乗ったイエスの姿に倣うことではないか。
- 南アフリカのアパルトヘイトにおける和解と癒しのために行われたワークショップについても紹介された。ヘイトスピーチが生み出す対立の構造が、対立したまま相手を叩き潰して終わりとするのではなく、傷つけた側も傷ついた側も双方が、痛む経験を分かち合って和解することが求められている。

## ◆差別に立ち向かう教会①◆

# 世界教会協議会の 人種差別およびその他の差別に対する 取り組みから学べること

ディナバンドウ・マンチャラ

(アメリカ合同キリスト教会世界宣教局)

### 概要

近代のエキュメニカル運動がちょうど始まった頃から、人種差別の問題は、エキュメニカル運動の思想と実践から切り離すことのできない問題となっています。1928年と1937年にエルサレムとオックスフォードで催された国際宣教会議では、すでに人種差別が宣教の課題として挙げられていました。

1947年にアムステルダムで開かれた世界教会協議会(WCC)第1回総会では、人種差別は「人種や肌の色そして差別的慣習に基づく偏見であり、正義と人間の尊厳を否定するものである」と述べられ、社会がこうした障壁を乗り越える支援ができるように、まず教会が国家と社会のそうした障壁を克服するよう求められました。

米国民権運動の指導者であったキング牧師の暗殺を背景に1968年にウプサラでWCC第4回総会が開かれましたが、そこでは人種差別を撲滅するために互いに協力し合うよう各教会に呼びかけられました。翌年の中央委員会でも「人種優越主義と闘う委員会(PCR)」の設立を命じる一方で、「人種差別は人間の全く変えられない性質ではない。奴隷制など、人の罪に起因する他の社会問題と同様に、それは無くすことが可能であるし、廃止されなければならない」と述べられています(『エキュメニカル運動辞典』、「人種差別」2002)。

ウプサラ総会を受けて1969年にイギリスのノッティンガムヒルで開催された協議会では、「人種優越主義と闘う委員会(PCR)」は実行に移され、その後も活動を続けた結果、南アフリカのアパルトヘイトを世界中の教会の活動と政策の下に終わらせました。このことはWCCの歴史に残る比類なき出来事として、今日まで語り継がれています。この時の任務はまた、人種差別におけるWCCの目的と妥当性をはっきりさせました。

PCRは、初めの頃は白人による人種差別との闘いに集中していましたが、南アジアのダリット(不可触民)、世界の多くの地域にいる先住民族、少数民族、ヨーロッパの移民、日本の部落民など、他にも似たような構図で存在する差別や排除に抵抗するコミュニティや運動に協力していくようになりました。そうしたパートナーシップは、宗教、民族やナショナリズムだけでなく、人種、性別、社会的地位などさまざまな要素の相互作用を強調し、それゆえに今日の世界の忠実な証人となる努力の一環として、教会に差別や支配の文化が持つ複雑かつ劇的な性質を理解することを求めました。

しかし、1994年以降のWCC内の変化や組織の再編を通して、PCRはWCCの事業から消えて行きました。PCRは、2001年に発足したキャンペーンである「すべての暴力を克服する10年」の精神やアプローチに共鳴する「人種差別の克服」のひとつになりました。

2001年に南アフリカのダーバンで開かれた第1回国連反人種主義・差別撤廃世界会議でWCCは、奴隷制や土地没収に対する損害賠償を提唱しました。世界の多くの地域で見受けられるようになった、それまでとは異なる差別の新しい形を認識しながら、WCCは正義を追求する行動の一環として、人種差別や他の形の差別を克服するための戦略やそれに対する教会の明確な応答という意味の「変革する正義 (Transformative Justice)」を提案しました。そこでは神の正義は特に貧しい人びとや弱者へ向けられていて、それゆえ彼らを癒し、また彼らの自由で尊厳ある生活を脅かす全てのものに抵抗し変えていくことが主張されました。

2006年のブラジルのポルトアルグレ総会の後、WCCの差別に対する長い取り組みがどれほど加盟教会に影響を与えてきたのか探るために、その眼差しは組織の内側に向いていきました。そして自らに存在した差別の文化・慣習の率直な把握をきっかけとして、WCCは「公正で包括的なコミュニティ委員会」を創設しました。この委員会は、先住民族、ダリット、障がいを持つ人びと、移民にならざるを得なかった人びとなどへの反差別に取り組む人びとのネットワークや資源を繋げ、教会が公正かつ包括的なコミュニティになるよう、またそうしたコミュニティに影響を与えられるよう目指して取り組んでいきました。こうした声は、WCCの新しい宣教声明「生命に向かって共に」の「周縁からの宣教」の項においても見ることができます。

## 構造的な人種差別

差別主義へ向かうような思想は神に対する冒瀆であること、またそれは神の名において全ての人が平等につくられているという信念からかけ離れた思想であること、それから、そうした人の苦しみは全て神の御心に反することを、WCCは加盟教会に訴えていきました。その訴えは、人種差別および同じような差別思想に反対していく活動が、どの教会にとっても緊急かつ共通の課題であることを示したのです。この長きにわたる尊い活動は多くの教訓を残してくれました。ここでいくつか特筆すべきものを挙げていきます。

第一に、正義と尊厳を全ての人びと（特に社会的、経済的、政治的な構造や文化によって人権侵害を受けている人たち）に対して保障することが、キリスト教会の使命です。その使命を果たすことで、神の正義が不当な構造および文化に虐げられている人たちをとりわけ手助けしている正義であることを示すことができます。

第二に、人種差別やその他の差別、言い換えれば不当な理由による人びとの苦しみに向き合ってきたこの闘いが、教会が共にはたらく上での結束を強めていきました。

そして第三に、このことは引き続き教会がさまざまな差別に対抗してだけでなく、文化や宗教の垣根を超えた支持や理解を集めるための努力を惜しまず、こつこつ続けることの意欲へと繋がっていったのです。この尊い活動は望まれたほどでは無かったにせよ、長く続いていきました。

反アパルトヘイト闘争にかかわる取り組みが終了したとき、WCCの一部のメンバーは、人種差別をもう深刻な問題ではないと感じるようになり、人種差別問題と同じくらい重要で緊急を要する他の

問題や課題へすぐさま焦点を変えていきました。南アフリカでの取り組みは、WCC の本部ではあまり重要視されていないようでした。習慣と文化という建前のもと、構造的に組み込まれてきた不正や差別に一部の者は目を瞑り、場合によっては正当化することさえもありました。差別に抵抗していく継続的な努力が必要だと強く信じていた人びとも、個人的なレベルかつ限定された地域での変化に満足してしまい、もっと大きな制度的または構造的な人種差別の問題を放置したままになってしまいました。クリーヴランドでひらかれたPCRの40周年記念会議でも次のように嘆く意見がみられました。

「キリストの弟子である私たちが自らの内にある偏見や差別的言動、非人道的社会構造に疑問を抱けないならば、教会は自ら光を吹き消し、塩は味を失い、神の栄光は覆い隠されてしまいます」

## 差別の対するエキュメニカル運動の今後の方向性

人種差別や同様の差別は、今も世界中の多くの人びとを苦しめ続けています。アフリカ系の人びと、南アジアにおけるダリット、さまざまな先住民族や、日本や各国の宗教・言語・民族的マイノリティは、現代の世界で受け入れられてきた経済的、政治的、社会的状況の変化を鑑みれば、この先さらに差別され排除されていくでしょう。油断のならない経済的、社会的、文化的、そして政治的な排除が実際に存在しているということは、非人間的で差別的な慣習との闘いはこれからも続くこと、そして、そうした新旧さまざまな形や表現をもつ差別に抵抗していくにあたって、私たちの教会がますます指導的な役割を果たさねばならないことを意味しています。

私が差別対象となってしまった人びとの問題を扱うさまざまな教会組織と共に仕事していた時、いつも共通していたことが一つあります。それは、被差別の人びと自身が自分たちの権利と居場所を主張しない限り、周囲はほとんど差別を感じ取らず、共に闘う人も現れにくいということです。差別や不正を目の当たりにしている人びとがいても、大して不利益を被っていないければ、残念ながら彼らの道徳的感覚は呼び起こされないのでした。それはともかく、一部の人びとが世の中に蔓延する差別の慣習や文化を軽視あるいは無視さえしていても、覚えておくべきことなのは今日の人種差別や他の差別が昔のような二元論に基づいているわけではなく、複数の勢力や要素が組み合わさって起こる非常に複雑な現象だということです。これらは目立たないながらも、致命的で複雑なさまざまな差別の判断規範を持ち、生命の尊厳（被造物と人間両方の尊厳）をひどく脅かしています。これらの問題に対して簡単に答は出ません。しかしながら、教会に属する私たちは、次のような課題や可能性について考えていくことはできます。

1. 過去の南アフリカとは違って、人種差別や同じような他の差別は、もうイデオロギー的または構造的なものとして現れることはありません。これらは文化として、あるいは、力による支配、精神的服従や墮落の手段として表面化します。そして、こういった差別の影響は人びと同士の間に見方に現れてきます。人種差別や他の差別が、避けようのない文化的影響によるものだと許され正当化されている状況下においては、教会はその存在、選択、行動を通して、どのように新しい対話を始められるでしょうか？また、私たち自身と密接に繋がっている文化を私たち自身が克服し、その文化によって虐げられている人びとを助け出すにはどうしたら良いでしょうか？
2. 増え続ける何百万もの移民と難民は、世界中の地域で、毎日差別や虐待にさらされています。彼らは人間の欲望によって引き起こされる戦争や貧困から逃れることを強いられ、財産も人権も取り上げられた結果、虐げられ、差別され、搾取されています。経済成長や、軍事的、経済的、政

治的な各勢力の安全保障と発展は、人と自然資源の乱用を通してでしか実現しないように思われますが、私たちはどのようにしてこの無慈悲な搾取と不正な制度に反論／抗議していくべきでしょうか？

3. 世界中の宗教的権威の復活と、その政治的、経済的勢力の黙認は彼らの直接の犠牲者だけでなく、人間の尊厳そのものにすら深刻な脅威をもたらします。さまざまな状況において一部の人びとの排除は避けられないものであるとされているので、国家アイデンティティや民族アイデンティティの関係性のさらなる再構築や開拓が望まれています。強者に利益が出るように同調する、狭義での共同体や人の行動様式は固定され、何度も繰り返されます。外部からやってきて異質だと判断された人びとは「その他」に分類され、いつも望まれない侵入や安っぽい商品などの問題の原因であると見なされてしまいます。キリスト教を含む世界の宗教のほとんどは、自己中心的な伝道を進める一方で、自分たちとは異なる外部の人びとを「その他」に分類していく考えを広めてしまいました。そしてその考えは国家主義、民族主義、人種差別、家父長制のもとで影響力を發揮してきました。私の故郷であるインドのカースト制のもとでは、宗教は過大な自己評価と、自分と異なる階層に属している人びとに対する否定的な見方を推し進めています。実際のところ、こうした考えに見落とされがちな共通の特性が、多くの悪意の根源となっているのです。植民地主義と新植民地主義、奴隷制と近代における奴隷制、女性に対する暴力、児童労働、資源搾取とその結果としての破壊、汚職や権力の濫用—それらすべては、人を「その他」に分類していく考えによるものです。すでに述べた上記の課題に取り組む NGO や市民団体はたくさんありますが、「その他」という害を孕んだ概念に対しては信仰共同体のみが向き合っただけで対処でき、変化を起こしていけるのだと思います。
4. 教会は包括的でかつ公平なコミュニティとなるべく召されています。それは単に教会観の一致を目指すだけにとどまらず、自らが包括的になることで真の一致を目指さなければならないのです。エキュメニカル運動は、人類の一致を果たすためには教会の一致がまず必要であると主張してきました。生命を否定し脅かし破滅させる暴力と死の文化の目撃者として、それらに立ち向かい、そして変えていく責任があります。しかし残念ながら、教会や私たちは、その文化に全く影響されていないというわけではありません。それゆえに、私たちは信仰の声が聞こえるにも関わらず、そうした文化的な影響、経済的利益、個人的な嗜好に打ち克つことができません。それならば、私たちは、以前の職業や、強固な権力や、融通の利かない教義や伝統にとらわれずに、協調性を持ち柔軟に、賛美されるような信仰と行動の視野を広げていくにはどうしたらいいのでしょうか？

今が新しい動きを始める時です。公正で包括的な新しい世界を迎える時です。全ての被造物の中に存在する神を受け入れ、人間の一体性と相互関係性を評価する新しい精神性を考える時です。ますます排他的になり不正が蔓延していく世界を、教会が変える時です。

#### 【参考文献】

“Racism”, Dictionary of the Ecumenical Movement, 2nd Edition, Geneva, WCC, 2002, p. 953-55

Just and Inclusive Communities, La Paz 2007 <http://www.oikoumene.org/?id=4189>

"A Theological Rationale for Churches continued engagement with Racism Today", Cleveland, Ohio 2010.  
<http://www.oikoumene.org/?id=8113>



Racism and Related forms of Discrimination, Doorn, Holland.

<http://www.oikoumene.org/?id=6869>

Deenabandhu Manchala 氏はインド出身の神学者であり、ジュネーブの世界教会教協議会の「公正で包括的なコミュニティ」の元コーディネーターである。現在はアメリカのオハイオ州クリーヴランドに拠点を持つ米国合同キリスト教会の海外宣教の南アジア地域担当幹事を務めている。

●翻訳＝竹下美喜

## ◆差別に立ち向かう教会②◆

# ドイツからの観点と展望

ガブリエレ・マイヤー

(EMS = 連帯におけるプロテスタント宣教局, ドイツ)

### 1. はじめに

今回、キリスト者としての私、女性としての私、そして、1933年から1945年までのナチス・ドイツのホロコースト／大虐殺の後のどん底を乗り越える途上にある、ドイツ人としての私の観点を、皆さまと共有する機会を提供してくださったことを感謝します。

#### 断片的な観点

第二次世界大戦／太平洋戦争の終戦から70年が経過した今、多くの開発や論説、研究や出版がなされ、新しい政治情勢も出てきました。今回私が明らかにできることは、ドイツの国家社会主義が他の国々と自国の少数者にもたらした途方に暮れるような破壊に対して、ドイツのキリスト者、また教会がどのように取り組んでこようとしたかということです。

#### 私の研究について

1994年に、私はアメリカで神学の研究を続けることが許されました。外国でユダヤ人の学生たちと出会ったことで、(婉曲的に感じられるかもしれませんが) ホロコーストと関係のある私の家族の歴史に感情的安定を見出すことができたのです。これが原点となって、「ホロコースト以後のドイツ人女性の宗教教育」と題する博士論文を執筆することになりました。

#### 概観

まず初めに、差別や迫害、そして計画的な殺害の標的とされた3つのグループについてお話しします。それは、ユダヤ人、ジプシー(シンティ・ロマの人びと)、同性愛者のグループです。

最後に、いくつかの「教訓」を簡単に挙げたいと思います。

### 2. 兄弟姉妹を迫害し、消滅させる国家社会主義

#### 2. 1. ヨーロッパのユダヤ人人口

1945年5月8日になって、恐ろしい殺害計画の全貌が少しずつ明らかになってきました。ルーテル教会の資料には次のようにまとめられています。

「全体で560万人のユダヤ人が国家社会主義の人種偏見の犠牲者となっている。ガス室に送られ、銃で撃たれ、注射を打たれ、医学実験や重労働、飢餓によって殺害された。そのうち270万人が強制収容所で殺された。犠牲者はドイツ帝国(およそ16万人)とすべての被占領国(特に、ソビ

エト連邦から 10 万人、ポーランドから 30 万人) に及んだ。」

## 教会の反応

1945 年 8 月に教会の指導者が集まり、「ドイツ福音主義教会 (Evangelische Kirche in Deutschland : EKD)」を形成し、新しい歩みを始めるとを決議しました。同年 1945 年 10 月には、ジュネーヴのエキュメニカル教会協議会から超教派のゲストを招いて、EKD の協議会が、いわゆる「罪責宣言」を表明しました。

「ドイツプロテスタント教会協議会は、1945 年 10 月 18 日から 19 日にかけてシュトゥットガルトで開催された会議において、エキュメニカル教会協議会の代表者の方々に、歓迎の挨拶を送る。我々が皆、今回ご訪問いただいたことを感謝し喜ぶのは、我々が大きな共同体として苦難を共にしているからだけではなく、罪責において連帯していることを自覚しているからである。

この大きな痛みと苦しみをもち、我々は次のように言う。我々によって、果てしない破壊が多くの人びとや国々にもたらされた。我々がいつも各教会に対して証ししてきたことを、今、全教会の名において表す。我々は長年にわたり、ナチスの国家社会主義の暴力的支配のもと、その恐ろしい姿を現してきた精神状態に対して、イエス・キリストの御名において戦ってきた。しかし、我々は、我々が信仰に立つ勇敢さに欠けていたこと、真剣に祈る信仰に欠けていたこと、信じることの喜びに欠けていたこと、そして、愛することの熱心さに欠けていたことについて、自らを責めるものである……。

こうして全世界が新しい始まりを必要としている時にあたって祈り求める。Veni Creator Spiritus! (「来たり給え、創造主なる聖霊よ!」)

(サンタバーバラのハロルド・マルクーゼ教授の英訳を和訳したもの)

この罪責告白は教会の応答としては始まりのものとなりましたが、表現方法としては早くも 1940 年に出されていたボンヘッフアーによる告白のほうが、より明確なものでした。

「教会は沈黙していました。罪のない人たちの血が天に向かって泣き叫んでいるのを目撃したのだから、声を上げなければならなかったのにもかかわらず……もつとも弱くて無力なイエス・キリストの兄弟たち (ユダヤ人のこと) の命に対する罪を負う責任は、教会にあるのです」

EKD は 1950 年に、より明確な形で「ユダヤ人問題」に関する公式声明を出しました。これはイスラエルにおける罪に関するもので、もともとエキュメニカル運動の強要と反ユダヤ主義による混乱の結果として出されたものでした。

「我々はすべてのキリスト者に、あらゆる反ユダヤ主義から抜け出し、そのようなことが再度起こる場で抵抗し、ユダヤ人およびユダヤ系キリスト者と兄弟愛の精神で出会うことを求める……」

(1950 年 ベルリン・ヴァイセンゼー宣言)

反ユダヤ主義が神学と教会の考えに深く根ざしていたため、キリスト教会とユダヤ教会の 100 年にわたる対立への取り組みには数十年を要しました。マルチン・ルター自身、ユダヤ人への敵愾心でいっぱいだったのです。このことは、神学生と牧師、それぞれの世代に異なる影響を与えました。変化には長い道のりが必要でした……

- ・ 新たな対話への扉を開いた人びとがいました。例：マルチン・ブーバー、ヘルムート・ゴルヴィツァー、シャーローム・ベン・コーリン、エーバハルト・ベートゲ、ピンハス・ラピーデ、ヨハン・バプティスト・メッツ

- 1958年に、「行動・償いの印・平和奉仕 (Aktion Sühnezeichen Friedensdienste)」という組織が設立されました。何千人もの若いボランティアが、ナチスの歴史の爪痕と対峙することによって広い国際理解を求め、多くの人びとの人生に起こり続ける出来事に取り組みながら、ヨーロッパ、イスラエル、そしてアメリカ合衆国で、それぞれの計画を実行してきました。
- 1977年に、プロテスタント教会大会 (Kirchentag) において、エーバハルト・ベートゲが次のように明言しました。「私たちの神学はホロコースト以前と同じであってはならない。」多くの神学者が、「**アウシュヴィッツ以後の神学**」の再考に寄与しました。1983年に、ドロテー・ゼレが、バンクーバーで行われた世界教会協議会の第6回大会で、勇気ある発言をしました。「私はあなた方に一人の女性として語ります。この地上でもっとも富んでいる国から来ている一人として語ります。私は、そしてここにいるドイツ人は、決して忘れることのできない、ガスを撒き散らした残虐な歴史をもつ国……原子力兵器のもっとも深い闇のうちにある国に生きているのです……批判と悲しみのなかから込み上げてくる怒りで、私はいっぱいなのです……」
- 2006年に発行された『公正な言語による聖書翻訳 (Bibel in gerechter Sprache)』は、激しい議論を巻き起こしました。ギリシア語やヘブライ語の原典から釈義をする際に、それぞれの聖書学者が原則や基準としている事柄が明らかになったのです。聖書の基本的なテーマの一つである「正義」をどのように考えるかは、キリスト教とユダヤ教の対話から大きな影響を受けているので、これまでの翻訳の持つ反ユダヤ主義に敏感にならざるを得なかったのです。

## 2. 2. ジプシーの迫害と抹殺

ジプシーは600年以上前にドイツに移住し、生活をしていましたが、何世紀にもわたる迫害と否定的な固定観念のなかで、何の保護も権利も保障されない法益被剥奪者とするよう、法令で定められるに至りました。ユダヤ人の扱いと同じように、ニュルンベルク法(1935年)は、シンティ・ロマの人びとをドイツ人から排除し、「外来種」として区別しました。後に彼らは集められ、そのほとんどがアウシュヴィッツに移送され、ガス室に入れられました。50万人ほどが組織的大量虐殺の犠牲となりましたが、ユダヤ人虐殺とは異なり、シンティ・ロマの人びとの虐殺の事実が認められるのには、国家社会主義の終わりから数十年を要しました。

ほとんどのシンティ・ロマの人びとはローマ・カトリック教徒ですが、彼らが教会員であったことも空しく、教会の権威はその名簿を開くことで、ナチスが「望まない市民」を捜索することに手を貸してしまいました。「人種」の生物学的な概念は、根強い差別を破壊的な国家社会主義政策へと変容させていきました。教会は沈黙を続けました。1945年以降も、死を免れた数少ない人びとは、依然として変わる事のない差別にさらされていました。補償や、国や教会による残虐行為の承認の必要性について、声を上げて主張する人もいませんでした。

### 教会の反応

1993年にライプツィヒで開催された日独教会協議会において、日本の教会はドイツ福音主義教会にシンティ・ロマの人びととの交流について尋ねましたが、その時には何の交流もなされていませんでした。1990年代に一人のドイツ人の牧師(ホフマン・リヒター師)が、日本で部落解放に関わる奉仕活動をするがありました。リヒター牧師はドイツに戻る前に、日本の友人たちから、ドイツで差別を受けているシンティ・ロマの人びととの交流を勧められ、それがきっかけで福音ルーテル教会ヴェルテンベルク教区のメンバーが日本に招かれ、人びとを差別から解放する部落解放センターの働き

について学ぶことができたのです。この時に日本に来た人たちが、「バーデン・ヴュルテンベルク州シンティ・ロマと教会の特別委員会」を創設したのです。これが、ドイツで根強く残っているジプシー差別問題に対するバーデン・ヴュルテンベルク州の4つの教会の協力関係の始まりとなりました。この超教派の特別委員会の事務局は、「連帯するプロテスタント宣教会 (Evangelical Mission in Solidarity : EMS)」がその働きの一部として担っています。状況をより包括できるようにと、学校教育課程と教科書は審査され、新しく出版されるものは、ドイツのシンティ・ロマの人びとの状況を取り扱っています。

### 2. 3. 同性愛者の迫害と犯罪化

およそ 8,000 人の同性愛者の男性がナチスによって殺害されました。そして数えきれない人数の同性愛者の女性が「反社会的」と見做されて強制収容所に監禁され、収容所の売春婦として働くことが強いられました。

#### 教会の反応

第二次世界大戦から 70 年が経過した今、同性愛者であるがゆえに犠牲となった人びとが思い出されています。2015 年 6 月、ドイツのシュトゥットガルトで行われたプロテスタント教会会議の大会の初日に、議長のアンドレアス・バーナー氏は、1933 年から 1945 年まで教会が同性愛者を社会的に排斥する役割を担っていたことを正式に認めました。バーナー氏は、「彼らの苦しみが忘れ去られることのないようにすることが私たちの道徳的義務です」と述べ、現代社会における同性愛者の差別は根絶されなければならないと強調しました。

バーナー氏は、ナチスの政治体制が 1945 年に終わったにもかかわらず、同性愛者の差別が未だに残存していることを警告しました。



<http://www.dw.com/en/german-protestant-church-opens-biannual-congress/a-18495436>

### 3. いくつかの「教訓」

- ・ どん底を乗り越えて和解の橋を架けることは何十年もかかる課題で、数世代にわたって取り組まれていく必要があるということ。
- ・ 根強い偏見と数百年に及ぶ憎しみは、さまざまな形で器用に紐解かれながら明らかにされ、解決されていく必要があるということ。
- ・ 神学概念を解体批評し信仰体系を揺るがすことは、反ユダヤ主義と正面から対峙することによって「解決手段」に寄与しようとしている成熟したキリスト者には、決定的な限界をもたらしつつあるということ。
- ・ 教派を超えた兄弟姉妹による、持続的で魅力的な交わりは、ドイツの教会が前進するのを後押ししたということ。
- ・ 他の主流な教会では人びとが真理により近く、差別という社会的な現実を目を配らせてきたということを認識するなかで、謙虚になり正直になる必要があるということ。(参考：ジプシーと性的マイノリティに対する偏見の克服)
- ・ 中枢から外され、差別されている人たちのために声を上げることは、キリスト者としての真の信仰告白であるということ。たとえそれがイスラエルにおける人権侵害に的を絞ることを意味するとしても、それはドイツの教会の指導者や政治家にとっては挑むべき事柄であるということ。
- ・ 罪（具体的な行動に関係）と恥（他者と共有する集合的感情）と責任（和解のための新しい道の探求において）を識別すること。この3点は、特にホロコースト以後の二世代後、三世代後、そして四世代後の人びとにとっても、挑戦的なことです。これまで、個人でも、そして家族でも、人びとは隠された歴史を紐解いていき、会衆や教会として、最初の世代の人びとは沈黙から学習過程へと、二世代の人びとは途絶状態から学習過程へと、それぞれが一步を踏み出してきたのです。

#### 資料：

Aktion Sühnezeichen-Friedensdienste (行動・償いの印・平和奉仕) . <https://www.asf-ev.de/en/start.htm>.

“An Luthers Geburtstag brannten die Synagogen (シナゴークはルターの誕生日に燃えていた)”. Sibylle Biermann-Rau. Calwer. 2012.

“Deutsche Sinti und Roma (ドイツのシンティ・ロマの人びと)”. 編集: Task Force Sinti/Roma and Churches, EMS. 2012.

“Post-Holocaust Religious Education for German Women (ホロコースト以後のドイツ人女性の宗教教育)”. Gabriele Mayer. LIT. 2000.

“Theologie nach Auschwitz?: Jüdische und christliche Versuche einer Antwort (アウシュビッツ以後の神学? ユダヤ人とキリスト教徒 返答の試み)”. Birte Petersen. Berlin 1996, 3rd edition Berlin 2004.

“Women in Japan, Korea and Germany (日本、韓国、ドイツの女性たち)”. Gabriele Mayer and Gisela Köllner. EMS publication. 2005.

#### 付録： 公式声明「2011年第9回独韓教会協議会閉会の辞」

宗教改革の始まりの地であるヴィッテンベルクがこの会議の開催地でした。この歴史的な地において、私たちは、それぞれの教会が、神学者マルチン・ルターによってなされた改革の運動からつながる共通の深いルーツで結ばれていることを思い起こされました。2017年で宗教改革から500年が経つことを祝う準備に伴い、プロテスタント教会はそれぞれの状況における改革を求め (ecclesia semper

reformanda : ラテン語で「教会はたえず改革されるべきもの」)、世界宣教の目的のための大きな一致に努めることに召されています。今回の会議は、第二次世界大戦後の韓国とドイツにおける、教会と社会の、生命に対するエキュメニカル運動の貢献を振り返ることで始まりました。参加者は、ドイツの教会が罪責告白(シュトゥットガルト罪責宣言)の結果として、1945年にエキュメニカルなファミリーに招かれたこと、そして、この関係が韓国の民主化と人権の推進に大きな影響を与えたことを、感謝の思いで想起していました。

●翻訳=小山櫻子

## ◆差別に立ち向かう教会③◆

# 不和を正す者

—米国教会の人種差別への取り組みに関する簡潔な調査—

ロビーナ・マリー・ウィンブッシュ

(アメリカ長老教会)

### 簡単な歴史的概観

人種、宗教、そして信仰は、常に米国のキリスト教のコミュニティ内での矛盾の原因となってきました。北米における人種概念はヨーロッパの植民地開発と白人優越主義の促進に密接に関連していました。これは先住民族の大量虐殺、アフリカ人の奴隷化、アングロサクソンでプロテスタントの血筋でない人びとの弾圧を正当化することに繋がってしまいました。

ヨーロッパの入植者や奴隷主が、アフリカ人や先住民族も自分たちと同じように神によって創られ人権を持つ人間であることを理解していたなら、先に興った国やアフリカ人に対するホロコーストは起こりにくかったでしょう。アメリカ人がアジア人やラテンアメリカの移民を利用できる労働者としてではなく兄弟姉妹として歓迎する心構えを持っていたなら、歴史は変わっていたかもしれません。

人種優劣の概念、つまり人種差別は、初めはごく少数の西ヨーロッパのエリートが富を独占できる経済的構造を促進するためにあったものとされています。しかし、それはすぐに経済的に恵まれていない白人が、アフリカ系、先住民、あるいは搾取されているアジアや、カリブ系の奴隷や元奴隷者と経済的・政治的同盟を結びにくくする社会構造となっていきました。移民法はヨーロッパからの民族を優遇し、システムとしてアフリカ、アジアに太平洋諸島、カリブ海、中南米からの人びとを不利な立場に追い込み、社会的にも経済的にも人種差別的構造を強化しました。

米国での人種差別に対する白人クリスチャンの反応はいつも多種にわたっていました。白人「クリスチャン」の神学が先住民族の大量殺戮やアフリカ人の奴隷制を正当化させてきました。一部の白人「クリスチャン」はネイティブアメリカンを「回心」させ、アフリカ人を奴隷とし洗礼を受けさせ、彼らの社会的に不利にする西洋のキリスト教教義を教え込みました。その他の白人クリスチャンは福音の使命に関してずいぶん異なる解釈をしていて、積極的に奴隷制度廃止論を唱えて抑圧システムに対抗するよう努力していました。多くの白人クリスチャンは、自分の自由を求める奴隷に避難所として「地下鉄道」を積極的に与え管理していました。多くのキリスト教学校は西欧の公共教育を利用する権利を持っていないコミュニティを教育するために設立されました。しかしながらネイティブアメリカンに対しては、言語、文化、そして彼らのアイデンティティそのものを破壊しようとした寄宿制学校の問題も起こりました。

米国で古い歴史を持つアフリカ系アメリカ人の教会は、多くの場合、現状維持に努める人種差別主義的神学に対抗する新しい神学と、彼ら自身の信仰を守る神聖な空間をつくるために生まれました。「黒の教会」や黒人の宗教は、多くの場合、解放運動の意欲を生み出す場となったのです。



クリスチャンになったネイティブアメリカン、アジア人、太平洋諸島の民、ヒスパニック、そしてラテンの民は必ずしもそれぞれ独自の教派を開くわけではありませんでした。しかしながら、彼らは人種や民族的背景、そしてアイデンティティが多くのメンバー間で共有されるコミュニティの中で礼拝をしていました。アフリカ系アメリカ人においても多くの場合ほとんどがヨーロッパの宗教に属していましたが、アイデンティティを共有するコミュニティで集まり礼拝をしていたのです。20世紀も終盤に差し掛かった頃には、全ての人種や民族コミュニティにおいて解放的神学の説教と実践の両方が見られるようになりました。

歴史ある白人の宗教の一部は、米国南北戦争中に奴隷制をめぐる意見が対立しました。彼らは和解しましたが、負の遺産は残り、傷も癒えきらないままです。米国の白人のヘイトグループの多くがクリスチャンとしてのアイデンティティを持っているのは注視すべきことだと思います。そして今日も、教会側は表向きにはそうした運動を拒否している一方で、ヘイトに満ちたイデオロギーを肯定するメンバーを問いただす責務を怠っています。

これはあまりにも広く抜本的な歴史的概観です。しかし私は、米国におけるキリスト教の歴史的葛藤や矛盾を共有したいと思ったのです。そこには統一された意見はなく、多くのクリスチャンや教会が歴史の傷を癒すため奮闘してきたにもかかわらず、今も人種によって人びとどころか教会が分裂している現状があります。

### **体系的な人種差別を無くし、公正な共同体を作ろうとする教会やクリスチャンの例**

最近 50 年間、一部の教会は教会や社会の中で人種差別を続けてしまったことに対して謝罪を表明しています。合同メソジスト教会は、米国の先住民族に対する悔い改めと和解に臨みました。次のリンクではその一部始終に関する説明、動画、表明文や資料が公開されています。

[http://www.gccuic-umc.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=383&Itemid=304](http://www.gccuic-umc.org/index.php?option=com_content&task=view&id=383&Itemid=304)

教会から追い出された結果自分の教派を形成したアフリカ系アメリカ人や、差別下においてもメソジスト教会に残ったアフリカ系アメリカ人に対しても、彼らは同様に悔い改めを示しました。また、アメリカ合同キリスト教会は他の教会とともに先住民族の征服を正当化した「発見に関する主義」に反論し始めました。この重要な任務の詳細は次のリンクにてご覧いただけます。

[http://www.ucc.org/justice\\_racism\\_doctrine-of-discovery](http://www.ucc.org/justice_racism_doctrine-of-discovery)

監督教会や南バプテスト教会もまた、体系的な人種差別を支える役割を担ってしまったことに対する謝罪を表明しました。

来年の夏に開かれる米国長老教会の総会では、社会における人種差別に対処すると主張した 1967 年信仰告白（信仰告白書 p.285 より）の 50 周年の記念式典が開かれ、また祈るものの最終手段として、教会内での人種差別に対処するとしてベルハー信仰告白（Confession of Belhar）をも信仰告白書に新たに加えることになっています。

いくつかの教派は教会と社会における人種差別に直接対処するため人種的正義の問題を扱う部局や組織を持っています。そうした組織の業務には、各個教会で使用するための教材開発、声明文の執筆、人びとに影響を広げるキャンペーン、直接的なデモ、そしてエキュメニカル団体のみならず民間団体との連携などが挙げられるでしょう。

いくつかのエキュメニカル団体においても、社会と教会における人種差別に対処する旨の誓約を表明しています。全米キリスト教会協議会も一時期、各教会の代表者や人種差別の問題に取り組む草の根団体の代表者の数をわざと同数にした人種公正組織を持っていました。草の根団体側は、重要と思

われる問題を教会に提示し、教会代表者と共にそれに対処し、また支持者になる教会員を動かすための戦略を練っていきました。残念ながら、この計画は資金調達難がもとで、約 15 年前に解体されてしまいました。しかしそれは現在に至るまで効果的な連携の例とされています。世界教会協議会にも同様に連携した農村都市伝道プログラムがありましたが、こちらも残念ながら中止となっています。

現在の米国での重要な問題の一つは移民に関することであり、特に中央アメリカやメキシコから米国へやってきた人びとには注目が集まっています。一部の教会は移民改革の提唱、そして収容所に入られている人のケアをしています。米国長老教会では家族が拘留されてしまった人びとの事例を共有する映像や教育資料を製作しました。

<http://oga.pcusa.org/section/mid-council-ministries/immigration/family-detention/>

最近では、警官の取り締まりや拘置中に殺された非武装の黒人女性・男性の数に世界の注目が集まっています。「Black Lives Matter (黒人の命は大切だ)」と呼ばれた運動は、法的に認められない殺人に反対し被害者遺族への正義を要求するものとして、青少年や若い世代を中心に盛んに起こりました。BLM に関わっている人の多くは必ずしも教会関係者ではなく、また、教会側もはっきりとこの運動に関与していたわけではありませんが、こうした動きのいくつかは世代を超えた連携として学ぶべき前例になりました。マイケル・ブラウン射殺事件に続いて起こったミズーリ州ファーガソンでの抗議運動の間、各地域・各国の聖職者や宗教指導者たちは BLM と共に行進し、法の執行に晒された運動参加者を証人や擁護の面で手助けする保護団体を結成しました。 <http://blacklivesmatter.com/>

BLM が若いアフリカ系アメリカ人の女性によって立ち上げられた一方、そこへあらゆる背景を持つ人びとが正義をなすため、そして黒人に対する直接的暴力を無くすために参加したことは注目に値します。

最近では伝統のある黒人メソジスト教会が、「全ての人のための自由と正義」を呼びかけ、人種差別の根絶へ向けて教会にたゆまぬ努力を促そうとしています。

[http://nationalcouncilofchurches.us/news/2015-9\\_liberty\\_justice.php](http://nationalcouncilofchurches.us/news/2015-9_liberty_justice.php)

それは、教会や若い活動家が、問題に共通する原因を協力して探す方法を見つける必要があるという認識によるものでした。

サミュエル・デウィット・プロクター会議は黒人社会が直面している公正性の課題に対処していく、先進的アフリカ系アメリカ人の宗教指導者とその集会の全国的組織です。彼らは教育に支援活動、調査を通じて、人種間の経済格差、刑務所地帯におけるアフリカ系アメリカ人とラテン系の大量監禁、有権者の啓蒙・教育などといった問題への対処を中心に活動しています。 <http://sdpcconference.info/>

「The Fellowship of Reconciliation (和解のための交わり)」は 100 年前から存在しており、正義、平和と非暴力を求めて活発に活動しています。 <http://forusa.org/>

若い世代にアピールしながら、彼らは米国における人種差別と排除の根源となっている問題に向き合い続けています。

「The Moral Monday Movement」はノースカロライナ州でおこり、公平な経済政策や州全体の予算を要求していき、また、多種多様な人種や民族を超えた草の根連合をつくるために人種や社会的地位の垣根を取り払うことも目指しました。この運動は米国内でいくつかの州において根付きました。

<http://moralmonday.org/>

こういった運動に加えて、いくつかの白人中心の教会は異なる人種や民族の起源を持つキリスト教徒同士の壁を壊すことに力を注いでいます。そこでは多文化的な教会組織を構築すること、計画を練って反人種差別・反偏見プログラムに取り組むこと、似たような待遇下にある人種や民族のコミュニ

ティ間の連合を結成すること、かつ継続的に文化間の関係構築の機会を作ることに焦点が合わせられました。

### **癒しと和解への先駆けとしての正義**

私がこれまでに共有した例やプログラムのほとんどは組織的な人種差別と不公正の問題に取り組んでいました。歴史的な傷を癒すことは、人びとの生命や尊厳に対する継続的な攻撃への対処なしには達成できないと考えられています。自らの偏見や、不当なシステムとの連携性を理解させる手助けをするという課題はまだ残されています。また、最も直接的な弾圧や抑圧に影響されているコミュニティには、そうした抑圧や、その抑圧に対する生産的な抵抗方法を外部の力に頼りすぎず自分たちの問題として捉えて考えていかなければならないという課題もあります。

支配的な文化を背景に持つ米国のキリスト教会は、天においても地においても同じように神の意志がなされると祈りながら、「不和を正す者」として、神との契約のためにどう尽くすのが最善なのか葛藤しながら闘い続けています。一部の教会は「和解」と「ただとりあえず仲良くやっていく」ことに目がいきがちですが、人種間の和解は人種間の公正性抜きには考えられません。各コミュニティが人種間平等を目指すために結束する時、歴史的な傷の真相を暴いて不和を癒す機会は訪れ、人びとの間に新たな関係性が生まれてくるのです。

●翻訳＝竹下美喜

## ◆差別に立ち向かう教会④◆

### 心の嘆き：民主的な南アフリカの公正な共生社会を夢見て<sup>1</sup>

デービッド・ピーター・カールス

#### はじめに

その夜、人びとはペトロの手紙一の第3章を思い起こしていました。それぞれがそれぞれに、ペトロが記している人びとのうちに自分自身のことを見出していました。——同じように教会も、これまでのさまざまな歴史的な出来事において、何度も何度も、たえず同じことを繰り返してきました。ペトロは、「離散」し、「仮住まい」をしている信仰者たち、つまり、多くの困難や苦難に直面しながら、周囲に追いやられ、取るに足らない存在であると感じ、排斥され、脅かされていると感じ、尊厳を認められない少数者であると感じ、嘲笑の被害者であると感じている人たちに、この手紙を宛てています。——この人たちは信仰を諦め、希望を失い、愛することへの召しに応えきることができないと思うほかないと感じている人たちです。ペトロは、この人たちが希望を受け継ぐ者とされた存在であることをいつも心に留めておくようにと心から願っています。……その夜の人びとは、自らが立っている歴史ある伝統と、自らが属している世界規模の共同体を思い起こしていたのです。

ダーク J. スミット

ここに引用したものは、ベルハー信仰告白の25周年記念の、スミットによる説教からの引用です。スミットは、ステレンボス大学の組織神学の有名な教授で、信仰告白の主だった起草者とされています。この説教のなかで話されていることは、この信仰告白がオランダ改革派宣教教会（Dutch Reformed Mission Church : DRMC）<sup>2</sup>によって採択された歴史的背景と共に理解する必要があります。ここに引用した部分は、アパルトヘイトの時代の苦難や絶望、屈辱の経験から話されたものです。1982年のその夜、この信仰告白の草案を任されていた委員会の発表は、このように始まりました。「この目的を果たすなかで、委員会はペトロの手紙一の第3章15節と16節をガイドラインとしました。」なぜでしょうか。それは、DRMCが自らの苦難と嘆きを、ペトロが手紙を宛てている小アジアの人びとの苦難と嘆きに見出したからです。排斥されている人びと、遊離されている人びと、追放されている人びと、

<sup>1</sup> この論文は、2015年11月18日から21日にかけて、日本の東京で開催される、第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議における、「包括的な共生社会に向けて、ともに協働する」に向けて発表される。

<sup>2</sup> DRMCは、1881年に「有色」人種のグループのために創立された。在アフリカオランダ改革派教会（Dutch Reformed Church in Africa : DRCA）は、1968年に「黒人」民族のために創立された。DRMCとDRCA間の長い同盟関係の過程を経て、1994年4月14日に合同教会が生まれ、南アフリカ合同改革派教会（Uniting Reformed Church in Southern Africa : URCSA）と名づけられた。

軽視されている人びと、無価値とされている人びと、除外されている人びと、迫害されている人びと、尊厳を認められない少数の人びと、嘲笑の被害者、困窮者、受難者の人びとのことです。1982年の信仰者たちは、ペトロが預言している生きる希望を抱きながら、承認への切望と、公正な共生社会への夢を結びつけたのでした。この望みは彼らのなかで生き、そして彼らの心と魂のなかに生きました (Smit, 2006:2)。

ところでこのことは、在日大韓基督教会でも同じことが言えるでしょうか。「キリストに従ってこの世へ」という標語のもと、1968年に行われた在日大韓基督教会の記念式典では、逆境にあった1908年に朝鮮の学生が共に礼拝を始めたということが明確に話されました。そして、韓錫晋 (Han Sok-Po) 牧師のことも、韓牧師の1909年からの宣教活動のことも振り返られました。政治的、経済的な理由で、母親も父親も移住する必要があったことが話され、社会で認められるためにどのような闘いをしてきたかということも覚えられました。信仰の英雄たちが、命、死、復活、そして約束された再臨のキリストに希望を与えられ、恐れることなく御言葉を語ったということも思い起こされました<sup>3</sup>。全世界に生きる神の民の歴史は、苦難、排除、そして基本的人権の否定といった共通の記憶を私たちが有していることを確かにします。全世界における苦難は、私たちを一つの大きな家族とします。金容福 (Yong-Bock Kim) が、「この地球は『アパルトヘイトのシステム』である」<sup>4</sup>と言った通りです。今回の会議に何より求められているのは、神が、私達の損なわれた命の現実と、そしてこの世界とを解放し愛を持って癒やして下さるという創造的な可能性を、たしかに聖書の中に見据えることであると私は考えます。この世界は心の嘆きを抱えている人びとでいっぱいなのです。そしてこの人びとは、思いもよらないような搾取的な力に対抗しようとしているのです。

お招きをありがとうございます。私は今、真に祝され、心から満たされています。

この論文の目的は、南アフリカ共和国を持続的で公正な共生社会とする過程のなかで、どのような不正がそれを減速させてきたかを述べることにあります。そのために、まずは不平等の本質とその影響について記します。次に、イデオロギーとしての人種差別と、人びとの人間の尊厳への影響に焦点を当てます。ここでは、オランダ改革派教会 (Dutch Reformed Church : DRC) と合同改革派教会 (Uniting Reformed Church : URC) が人種差別に立ち向かうために連帯して行った宣教活動も再考します。三番目に、ヘイトスピーチがマイノリティの共同体にどのような危害を与えるのか、また南アフリカの司法がヘイトスピーチをどのように扱っているのかを見ていきます。四番目に、恵みに満ちた、公正で聖なる共同体というベルハー信仰告白の目指した夢を、全世界のエキュメニカルな教会共同体も共有できるのかどうか議論します。

## 経済的不平等

南アフリカのイエス・キリストの教会は、1994年4月から民主主義社会に入りました。最終的な憲法<sup>5</sup>の前文には、南アフリカの国民がすべての市民の生活の質と、そこに生きるすべての個人の能力を

<sup>3</sup> 在日大韓基督教会の Web サイトより。(2015年9月30日アクセス)

<sup>4</sup> Asia Pacific Centre for Integral Study of Life の教授であり、所長。これは、アラン・ボエザクの「Tribute and Praise (尊敬と賛美)」(in Dibeela et al, 2012) の一部である。Prophet from the South. Essay in honor of Allan Aubrey Boesak (南からの預言者: アラン・アウドリー・ボエザクに敬意を表して), xi. 嶺南神学大学校の著名な神学者、パク・ソンウォンも同じ考えを支持している。彼も、「経済のグローバル化は、地球規模の経済のアパルトヘイトの形である」と言っている。同じ本に掲載されている、「A CONFESSING JOURNEY: Towards justice in the economy and the earth (告白する旅: 経済と地球の正義に向けて)」(edited by Dibeela et al, 2012:244)も見よ。

<sup>5</sup> 南アフリカ共和国憲法、1996年。

自由に向上させること、そして、過去の分断を修復することが約束されています。第9条は平等に関する条項を含んでいます。平等は価値と権利の両方として定められており、それは法律として規定される以前にすべての人が平等であるということの意味しています。平等は、すべての権利と自由を完全に享受できることを意味します。階級によっては誰も不当に差別されず、同時に誰も不当に他者を差別することができません。南アフリカの法令の再構成から21年が経過しましたが、人びとはそれを振り返るなかで多くのことを達成したことに誇りを持つことができます。しかし、国としては、このことを除いては依然として不平等を表す深刻な不正と向き合っているところです。ここからは、この不正の本質と重要性について、また、教会が不平等に関心を持つべき理由について、簡潔に述べたいと思います。

### 不平等について、そしてそれに関心を持つべき理由

ストレンボス大学の経済学者、スタン・ドゥ・プレシス (Stan du Plessis) は、不平等について語ることは簡単なことではないという考えに立っています。プレシスによると、人びとやその共同体は、収入、消費、財産、機会、教育、影響、能力などの多くの異なる面で同等になりえないということです (du Plessis, 2015:3) <sup>6</sup>。

これらの側面に基づいて、経済学者は多くの場合、不平等を次の4つの考え方に整理します。

- ・上層と下層の格差を測ることができる
- ・もしくは全体的な分布を測ることができる
- ・もしくは分布の繊細な部分のみを測ることができる
- ・もしくは分布の持続性を時間をかけて測ることができる

プレシスの疑問は続きます。なぜ教会は不平等に関心を持つべきなのか。この疑問に対して、教会は「根拠となる理由」に目を向ける必要があります。不平等は喜びを損なう可能性があります。喜びは人びとが質の高い人生を生きるために必要なものです。質の高い人生を生きるための資源の欠如は道徳的にも好ましくなく、公正な共生社会に反しています。経済学者と神学者はしばしば不平等な取引のみに焦点を当てており、他者を搾取することによって発生する不平等には焦点を当てていません (du Plessis, 2015:3)。教会が不平等に関心を持つべきであるということには積極的な理由も知る必要があります。不平等が一つの大きな挑戦である場においては、社会の安定性を傷つけたり、仕事を辞めて余暇を奨励したりする可能性があります<sup>7</sup>。経済成長を緩める可能性もあります<sup>8</sup>。このことは半永久的な貧困の原因となる傾向があり、注目に値する寡頭政治とその樹立を経て、最終的には政治体制を歪めるかもしれません (du Plessis, 2015:5)。その状況を少し見てみましょう。

### 状況の一瞥

<sup>6</sup> 2015年6月4日から8日にかけて、ステレンボス大学神学部で「Faithful Discipleship: Changing the World (忠実な弟子：世界を変える)」というテーマで開催された冬期週間大会において「Economic Inequality in South Africa (南アフリカの経済的不平等)」というテーマで行われた発表より。この大会は、同大学の「Beyers-Naude Centre for Public Theology」と「Communitas」の両機関によって主催された。

<sup>7</sup> ドゥ・プレシスは、Piketty, T.S., 2014. *Capital in the 21st Century* (21世紀の中心) に言及している。

<sup>8</sup> ドゥ・プレシスは、Ostry, J., et al, 2014. *Redistribution, Inequality and Growth* (再分配、不平等、成長), *IMF Staff Discussion Note* を参考にして声明を出している。

アパルトヘイトの時代に大規模な貧困を引き起こした不平等は、未だ無くなっていません。テレブランシュ (Terreblanche) という人の興味深い研究、『南アフリカの不平等の歴史 (A History of Inequality in South Africa)』は、民主主義の夜明け以前は、どのような不平等の状況も著しい変化をもたらさず、特に貧しい人たちのなかのもっとも貧しい人たちには何の変化も無かったことを強調しています。この経済学者は、2001年度の南アフリカ統計年報 (Annual Report of Statistics South Africa : SSA) が、国民所得の70パーセント以上を国の上位20パーセントの世帯 (人口のおよそ17パーセント) が占めていることに言及しています。下位49パーセントの世帯 (人口のおよそ50パーセント) の収入は国民所得の3.5パーセントにも満たないのです。貧しい人たちの生活水準も有意義な向上をもたらしたとは言えませんでした。それは、1996年には少なくとも全世界帯の41.4パーセントが貧しい生活を送っていたからです。601~1000 ラント<sup>9</sup>の収入で暮らさなければならなかったのです (Terreblanche, 2005:132)。その前年、1995年は、統計によれば、特に農村地帯の16歳から24歳の黒人の65パーセントが雇われていませんでした (Terreblanche, 2005:133)。黒人の経済的解放は、新しく成長している黒人エリートに限られていました。裕福な白人と貧しい白人の格差、また、裕福な黒人と貧しい黒人の格差はそれぞれに拡大していて、少なくとも南アフリカでは憲法で保障された貧しい人たちの権利の侵害にまで及んでいます。テレブランシュは是認されることのないこのような経済情勢の原因を、次の2点としています。①高度な成長率が、大規模な雇用と貧困の一掃を自然と導くという経済的前提、②真実と和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission : TRC) の失敗<sup>10</sup>。テレブランシュの批判は、TRCが1994年以前の経済政策の重大な影響に正面から取り組むことを拒んだということ、そしてその結果として、「片側に白人の富と白人の特権、そしてその反対側に黒人の貧困、黒人の欠乏、黒人の屈辱をもたらし、同時に被る」という、罪の習慣を着実に根づかせたということにあります (Terreblanche, 2005)<sup>11</sup>。このような経済成長の前提は、彼にとって神話的で単純な楽観論なのです。その他に南アフリカおよびアフリカで、この非常に大規模な不平等の原因とされていることは、命がけのリーダーシップではない毒性のリーダーシップ (Kretzschmar, 2010:159)、植民地主義の遺産 (Naude, 2010:57; Thompson, 1997:45)、数十年に及ぶ合法的な不正の遺産 (Lebacqs, 1987:75)、不適当な道徳的意志と政治的構想 (Bruggeman)、現代主義、そして、道徳からの人生の分離 (Smit, 2007:84-85) です。第13回ネルソン・マンデラ年次講演会2015において、フランスの経済学者、トマ・ピケティ (Thomas Piketty) が南アフリカの不平等について分かりやすく語りました<sup>12</sup>。国の上位10パーセントの富裕層が国民所得の3分の2を占有しており、その80パーセントが白人であるということです。これは55パーセントに近いブラジルの現状よりもはるかに悪いものです。ヨーロッパではこれが30~35パーセントです。南アフリカには多くの構造的不平等があります。そしてその不平等が不十分な教育制度の原因となっています。誰が何を所有しているかという透明性に欠けているため、富裕層は高額所得を保ち続け、これが経済成長を妨げているのです。今こそ人種差別と闘うときです。

<sup>9</sup> (訳者注：当時は1ラントあたり26円前後であった。)

<sup>10</sup> TRCはケープタウンを拠点に、1995年法律第34号の「the Promotion of National Unity and Reconciliation Act (国家統一和解促進法)」において成立し、公聴は1996年に始まった。TRCの権限と目的は政治的で、全国的統一を促進しなければならなかった。この統一に向けての行動は、1960年3月から1994年5月までの間の甚だしい人権侵害の真実を明らかにすることによる和解の促進であった。回復や復帰を援助し、大赦を与えることも含まれていた。

<sup>11</sup> 南アフリカの神学者、アラン・ボエザクは、テレブランシュと一致し、まずは経済的解放が南アフリカの貧しい多数者のための夜明けとなっていないということ、その次に、TRCが経済的解放と補償に真剣に取り組まなかったということを主張した (Boesak, 2005:192-194)。

<sup>12</sup> 講演「How SA became such an unequal Society (どのようにして南アフリカはこのような不平等社会になったのか)」の部分。published in a Newspaper *the Sunday Independent*, October 4, 2015, page 6. By journalist Janet Smith.

## 人種差別

「ナイロビからヴァンクーヴァーへ (*Nairobi to Vancouver*)」で、フィリップ・ポッター (Phillip Potter) は、「人種差別主義とたたかうプログラム (Program to Combat Racism)」が創設された 1969 年には、世界教会協議会 (World Council of Churches : WCC) の中央協議会が、「人種、皮膚の色、または民族的出身に基づくあらゆる形態の人種差別」が福音に反する<sup>13</sup>と決めていたことを記しています。WCC は、人種差別主義が教会の保全を試みるだけでなく、キリスト教信仰の完全性と確実性を乱すものであるという明確な立場を取りました。1974 年に定式化されたものでは、「人種差別で抑圧されている人びととの連帯の表現や、行動志向型の研究プロジェクトの計画、教会における人種間平等の教育の支援と人種差別主義と闘うための特別基金の運営の支援を通して、人種差別に立ち向かう WCC の方針とプログラムを果たすことに努める責任」が規定されていました。この WCC の大まかなプログラムの観点からは、この論文の深みにあるような南アフリカの人種差別の本質や原点、その出現や現実などについて議論を交わすことは不可能です。そしてまた、差別されている人びとが受けている個人的な傷や構造的な傷、疎外や損失を適切に把握することのできる人種差別の定義を見つけることも不可能です。しかし私は、人種差別の本質、その出現、そしてその現実を見ていくところから始めようと思います。

### 人種差別の本質、出現、そして現実

ステレンボス大学神学部の倫理学者、ニコ・コープマン (Nico Koopman) による、「アパルトヘイト以後の南アフリカの人種差別 (*Racism in Post-apartheid South Africa*)」という、よく練られた論文は、人種差別のどのような定義や記述も、「人種差別が大変多くの人びとと社会にもたらした苦痛と破壊を十分に描写すること」が必要不可欠であると主張しています (Koopman, in Kretzschmar et al, 2013:153)。コープマンは、どのような定義や記述も、「この害悪を被る重大性と不可解性が、全世界の何百万人もの人に及んでいることを過小評価する危険性」を冒していると続け、また、「したがって、人種差別の直接的な被害者が人種差別の定義の作成において重要な役割を果たすことが適切である」と述べています (Koopman, in Kretzschmar et al, 2013:153)。コープマンによれば、人種差別の概念化には、倫理的、宗教的、政治的、文化的、生物的、教育的、経済的、そして社会的相違のような、多岐にわたる要素を考慮に入れなければなりません。ハンス・オプショー (Hans Opschoor) とテオ・ウィトヴレット (Theo Witvliet) による、「人種差別の過小評価 (*The Underestimation of Racism*)」(1983:563) に、彼も賛同しています。それは、人種差別を「文化的小および生物的に見做される人種の劣性に基づく、特定の人種の搾取と依存を、系統立てて規制するイデオロギー」(Koopman, in Kretzschmar et al, 2013:155) であるとするものです。コープマンは、人種差別が政治の問題のみに関するものではない、となおも議論を続けます。イデオロギーは神の言葉の解釈や世界観の捉え方、またその世界観の構築にまで影響を及ぼします<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> Nairobi to Vancouver (ナイロビからヴァンクーヴァーへ) , 1983. Report of the Central Committee to the Six Assembly of the World Council of Churches, 1975-1983.

<sup>14</sup> ボエザクの社会倫理へのアプローチは、社会倫理分析と理想社会の神学的展望の両方に根ざしている。ボエザクはこのように書いている。

「第一に、人種差別は文化的で本質的な、ある種における生物的劣性に関する信念を具現化する支配のイデオロギーである。このイデオロギーは、ある集団の不平等な扱いの正当化や禁止に影響するような信念を利用する。すなわち、人種差別は個人的態度の事柄ではなく、構造的な事柄である。単なる人種的優越の漠然とした気持ちではなく、社会的、政治的、経済的な支配構造によってもたらされた統治システムなのである。言い換えれば、人種差別は人種や肌



多かれ少なかれ、肉体的にも生物的にも似たような顔立ちや同じ特徴を持っていたり、同じ文化に属していたりする人びとは、自分たちが所属する集団は他の集団よりも優れていると考えたり、その社会は優性或劣性を認識しながら組織化されなければならないと考えたりしながら社会を見ている。忘れてはならないことは、経済の力がこのイデオロギーを維持する道具として使われているということです。ある一つのイデオロギーが、唯一の聖なる公同の (*una sancta catholica*) 教会の特徴の真の解釈であると見做されるとき、それは偽物の信仰となり、イエス・キリストの福音の本質に対抗する「福音」となってしまいます。すると人種差別は、すべての人類がイエス・キリストの父である神にかたどって造られたという聖書の真理を否定する宗教、また、そのような政治的宗教観および思考様式になってしまうのです (Kretzschmar, in Kretzschmar et al, 1998:182)。

### 人種差別とアパルトヘイトの遺産

憲法の採択と TRC による公聴会が、国の人種的不一致のすべてに終止符を打ったか否かという問いには、複数の学者が異なる結論を出しています。著名な教育学者で、西ケープ大学で学長を務めた経歴を持つジャクス・ガーウェル (Jakes Gerwel) は、『振り返り、そして前進する (*Looking Back, Reaching Forward*)』に、「国家の和解：聖杯か世俗の契約か (National Reconciliation: Holy Grail or Secular Pact)」というタイトルで論文を発表しました (Gerwel, in Villa-Vicencio et al, 2000:277)。ガーウェルによると、南アフリカの国は新しい政治動向の交渉が始まってから 10 年後は比較的健全な国であったということです。ガーウェルは、私たちが「南アフリカ統一国家」を見るためには、政治と神学を曖昧にすることはしないと主張します。ガーウェルは、南アフリカが互いに相容れない国ではない、と徹底して強調します (Gerwel, in Villa-Vicencio et al, 2000:279)。一方で、ベイヤーズ・ナウデ (Beyers-Naude) は次のように述べています。「本当に多くの不正が、決して回復されることのない苦しみを科す、恐ろしい、物質的、心理的、精神的な被害として、本当に多くの場で、本当に多くの期間にわたって、本当に多くの人びとに行われてきた」 (Beyers-Naude, in Alberts et al, 1991:220)。現在、学校で、大学で、路上で、そして公共施設で起こっている人種差別の問題は、アパルトヘイトに帰することはできないということを、学者も一般市民も主張しています。ヴァン・ダー・ウォーター (Van der Water) は、誰でも公共メディアや協議会、新聞などで意見表明をする人は、歴史意識の欠如か極度の浅はかさによって意見表明をしているか、もしくは、厳しい現在と未来における過去の遺産の絶対的な拒絶の状態によって意見表明をしているか、そのどちらかであると述べます (Van der Water, in Kretzschmar et al, 1998:141)。ヴィラ・ヴィセンシオ (Villa-Vicencio) は、不健全な状況をさらに厳しく分析しています。「過去の出来事はこの先何年も南アフリカに起こり続けるであろう」 (Villa-Vicencio, in Du Toit, 1994:101)。アパルトヘイトの遺産は健在で、否定することはできないのです。アパルトヘイトの遺産として、人種差別の程度は未だに非常に高いのです。この点については前進があるにもかかわらず、黒人と白人の間の人種差別は、明瞭にも不明瞭にも、未だに広まり続けています。人種差別の歴史は個人的に済むだけのものではありません。過去と今までのところ、人種差別は優位なシステムで、単なる社会的選択の問題ではないのです。言うまでもなく、法的システムや政治的システムは、人びとを他の人類から切り離し、学校でも、大学でも、他の公共施設でも、そして日曜日の礼拝でも、分裂させているのです (Koopman, in Kretzschmar, 2013:156)。

---

の色を基にある集団を締め出すのである。」

Boesak, AA. 1984. *Black and Reformed: Apartheid, liberation and the Calvinist tradition* (黒人と改革派：アパルトヘイト、解放、そしてカルバン派の伝統)。

## 人種差別の破壊的な本質

分裂を引き起こす人種差別の本質は、どのようなときでも、破壊的な社会倫理と、「神を神として拝まない」(Niebuhr, 1967:121) という罪の結果です。このような人種差別に内在する信仰の形がその本質としてあるのです。自然利子を保護する目的としての信仰も、本質的な信仰です。この本質的な信仰は、愛と憎しみの境界と、味方と敵の境界を定めます。相対的価値によって引き起こされる利己心は、人びとを自分たち自身のなかでも、また他者からも分裂させます。「神学」は自己防衛手段に向けられています。それは、「神学」が自己防衛のためのあがきの武器となり、それ故にこの神学が献身を誓う相手である神のためにもなるからです。この社会は、私利私欲、国家、文化集団、享楽、人を絶対とするかのような英雄賛美にはじまる相対的価値で閉鎖された社会です。ニーバーは、南アフリカの人種差別が防衛手段とされているような例を提示し、それに伴って、分裂を引き起こす破壊的な社会倫理も提示したと主張しています (Niebuhr, 1963:124)。

## 人種差別に立ち向かう URCSA と DRC の共同の行動

改革教会世界共同体 (World Communion of Reformed Churches : WCRC) は、共同体が意味するところの協議会を招集し、これを、2014年2月4日から2月7日まで、アメリカのグランドラピッズで開催しました。協議会では、教会内および教会間の共同体の活動を妨げる重要な問題の一つとして、差別問題が挙げられました。WCRC の会長と WCRC の加盟教会のメンバーが集まった協議会は、南アフリカの人種差別を取り上げるプログラムで始まりました。南アフリカ合同改革派教会 (Uniting Reformed Church in Southern Africa : URCSA) と、オランダ改革派教会 (Dutch Reformed Church : DRC) は、学問的、神学的なプログラムや他のプログラムを通して、教会のあらゆる形態および社会のすべての構造のなかで、建設的に人種差別に立ち向かう共同の研究プロジェクトに着手しました<sup>15</sup>。その目的は、人びとの人間の尊厳を回復し、癒しと和解をもたらすために教会を援助し、必要な力を付けることにあります。URCSA と DRC の2つの教会は、人種差別が、個人的にも組織的にもさまざまなレベルにおいて、個人の関係においても社会においても致命的なものであると明言しました。人種差別は、教会においても社会においても、神の人びとの交わりの芯を破壊するのです。人種差別は、特定の人や集団がその他と比較して優れているという前提でなされます。このような前提は、私たちの思考や態度、そして他者への行為を決定づけます。人種差別は人びとが互いに仕え合い、皆が人生の充足感を享受することを妨げます。仮にこのまま何もせずに放置すれば、人種差別は社会のなかに永続し、社会を破壊してしまいます。このことは人びとを脅かします。人びとも社会も傷つけます。人種差別は、人びとも社会も破壊するのです<sup>16</sup>。もしも社会に、依然として社会からの信頼性と確実性

<sup>15</sup> Report of the joint meeting with the DRC, in February 2014. Report of URCSA Executive meeting in April 2014.

<sup>16</sup> URCSA と DRC は、次に記す 2010 年の WCC の決定の提言内容を基にしている。

「カーストに基づいた差別である人種差別や他の排他的な慣行は、元来罪深いものである。それは、さまざまなレベルで二つの掟を乱すからである。「神と隣人を自分のように愛しなさい (マタイ 22:37-39)」。排他的な慣行は、実行する側においては自己神格化の表現であり、十戒のうちの第一戒を破ることになる (出エジプト記 20:3)。これは、創造し、贖い、私たちや人種差別をしているとされる人々を含むすべての人に恵みを与える、唯一真の神において、私たちにはほかに神があってはならないことを明言している。これらの排他的な慣行は、互いを区別するために編み出され、社会的に構築された分類が、キリストにあっては存在しないという現実を明らかにする (ガラテヤ 3:28)。カーストに基づいた差別や、他の形態の差別は、憎しみと暴力を生み出す——霊の結ぶ実とは正反対のものである (ガラテヤ 5:22)。そして、私たちに命を与え、その生命をすべての人にとって確実にするために独り子を遣わした神への、私たちの信仰も否定する (ヨハネ 10:10)。人間性を奪うようなこれらの罪深い排他的な慣行は、被造物の内部における豊かで多様な祝福の否定によって決定づけられるが、それぞれ命あるものは、名づけられ、「良し」とされたのであった (創世記 1 章)。良しとされた被造物の多様性は、自由と豊かさのなかで創造し、保護し、愛する、三位一

を有しながら公務に従事している機関があるとすれば、それは信仰による共同体としての教会であると、DRC と URCSA は確信させられています。人間の尊厳を守るために、建設的に人種差別に取り組むことによる解決の一部を教会が担うべき理由はさまざまです。

1. 南アフリカでは、教会が直接的にも間接的にも、人種差別の構築および人種差別主義者の態度と行動に携わってきたということ。人種差別に神学的根拠を提供した教会には、教会自らと社会に対し、その遺産を取り消す行程に乗り出す義務があるということ。
2. 教会はすべての人間に救いをもたらしたイエス・キリストの福音の証しであるということ。キリストにあって、すべての人間の尊厳は復活されるということ。
3. 福音によれば、キリストが断絶された人びとの壁を打破したということ。
4. 教会は和解の宣教に参加しているということ。
5. 教会は正義の宣教に参加しているということ。
6. 教会はすべての場において会衆を集めることによって社会に計画的に建てられているため、草の根のレベルですべての方面の人びとに到達することができるということ。

次にヘイトスピーチについて述べます。

## ヘイトスピーチ

### アパルトヘイトから民主主義への変遷

人種主義の寡頭政治から、開かれた民主主義社会へと変わった 1994 年の南アフリカの政治変革は、ほとんどすべての法的整備に斬新的な変化をもたらしました。1996 年の憲法制定会議において採択された憲法は、新しい法的政治的秩序をもたらしました。南アフリカ共和国は、人種差別的でなく、また性差別的でもなく、法の支配、人権と自由の促進、人間の尊厳、そして平等の推進の価値において、主権的な民主国家となりました（第一条）。英国植民地時代とアパルトヘイト時代の議会主権は、憲法主権に代わりました。ここに起こる法律的な結果は、「憲法」（もはや議会ではありません）が一共和国の最高法規であるということです。憲法は今、最も重要とされ、法廷で適否を判断される他のすべての法律（例：習慣法、慣習法）に対する法的手段なのです（第二条）。憲法には、国民、政治、そして社会経済の権利を明確にする基本的人権について定められています。表現の自由の権利は政治的権利なのです。ヘイトスピーチは言論の自由の枠組みで規定されています。

### ヘイトスピーチの憲法上の枠組み

1994 年以前の南アフリカの歴史は、国民や報道関係者の自由な発言が弾圧されるような痛ましい事件や残酷な事件に満ちていました。1993 年に暫定の南アフリカ共和国憲法が承認される前までは、表現の自由はそれまで遺されていた慣習法——ローマン・ダッチ法——において自由でした（De Waal, 1998）。言論の自由の権利とヘイトスピーチに関する規定は、憲法の第一六条に含まれています。

---

体の神の、命がけの多様な価値の投影である。聖書の証言は私たちに、仕える教会や共同体を祝福するように計画された賜物（ローマ 12 章）としての多様性の祝福を喜ぶことを命じる。いつにあってもどこにあって、私たちが神の豊かさのしるしを拒絶するとき、私たちは私たちが告白する神の本質を否定しているのである。」

## 言論の自由

### 第一六条

- 1 何人も、表現の自由を有する。それは次の権利を含む。
  - a 報道その他のメディアの自由
  - b 情報もしくは思想を受け取り、またはそれを伝える自由
  - c 芸術的創造の自由
  - d 学問の自由および科学研究の自由
  
- 2 第1項の権利は、次のことには及ばない。
  - a 戦争プロパガンダ
  - b 差し迫った暴力の扇動
  - c 人種、民族、性または宗教に基づいて害悪を惹起する扇動となる憎悪の唱導<sup>17</sup>

憲法で規定されている他のどの権利とも同じように、表現の自由の権利も絶対的なものではありません。これは、他の権利や公共社会の適法の必要性をもって制限されています<sup>18</sup>。人権に残酷な被害をもたらした南アフリカの歴史の観点から見ると、安全性、公共秩序、健康、民主主義の価値体系が、すべての基本的権利の行使に制限を課すことの正当化が認識されています (De Vos, 2014:347; Erasmus, in De Waal et al, 1998:325)。それにより、表現の自由も、第三六条で規定されている一般的な制限条項により、制限される可能性があります (Basson, 1994:50)。先ほど引用した第一六条の第二項は、言論の自由の権利の内在的制約とされ、第三六条とは別に効力を持ちます。第一六条第一項の、言論の自由の権利が及ぶ範囲は、第一六条第二項のなかで a、b、c として挙げられている三つの行為には及ばないことが規定されています (Van Basson, 1994:52)。南アフリカ大学の比較法学の教授、クリスティア・ヴァン・ウィク (Christa Van Wyk) は、この内在的制約が、南アフリカに住んでいるすべての国民およびその他の人びとに、ヘイトスピーチが許容されるものではないという明確なメッセージを伝えていると主張しています (Van Wyk, 2002:4)。ヴァン・ウィクによれば、ヘイトスピーチの本質は、品位を失わせ、侮辱する、価値の低いものです。しばしば人種差別と人種的憎悪の表現の同義語と見做されるヘイトスピーチには、社会を不安定にし、分裂を生じさせる影響もあります。暴力と公共の秩序の崩壊をもたらすような差別を助長するのです。ヘイトスピーチは、個人間の敵愾心よりも、民族的、性的、人種的、宗教的な集団の間や、そのような集団と個人の間での敵愾心をもたらします (Van Wyk, 2002)。ある集団を扇動し、刺激し、洗脳する言葉や歌などの表現を含みうるヘイトスピーチは、それが標的とする集団に害を及ぼすことがあります。金銭的、身体的、そして情緒的な害です。このようにヘイトスピーチは、人間の尊厳、自尊心、そして個人や集団の承認の欲求に影響を与えます。憎悪の唱道憲法上の保護から厳しく取り締まるために、南アフリカはヘイトスピーチを解決する効

<sup>17</sup> 国際的な人権に関する多くの資料によって、表現の自由の領域を制限する必要性が認識させられている。第一六条第二項 c の記述は、1966年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第二〇条第二項を想起させる。「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱導は、法律で禁止する」。

<sup>18</sup> この憲法の原則は、「De Reuck v. Director Public Prosecutions (Witwatersrand Local Division) and Others」で決められた。2003(3) SA 389 (W) 425G。

「私は『権利章典』に含まれている権利が完全ではないことを繰り返し言う。権利は、他者の権利を十分に考慮し、尊重することで行使されなければならない。組織社会は、他者の権利が調和的に行使される権利が基礎に存在する場合のみ機能するものである。言うまでもなく、個人によって行使される権利は、他者によって行使される権利と衝突する可能性があり、権利が衝突するところでは、その釣り合いが必須である。」

力を持つ、次の二つの機関を設立しました。

- ・南アフリカ人権委員会 (the South African Human Rights Commission : SAHRC)  
(第一八一条第一項 b)
- ・平等裁判所

憲法第九条第四項には、「不当な差別を防止し、また禁止するために、国法が制定されなければならない」とあります。この第九条が、2000年法律第4号の平等促進・不当差別防止法(Promotion of Equality and Prevention of Unfair Discrimination Act : PEPUDA)の制定を認可しました。そしてこの法律によって、平等裁判所(2003年に開所)が設置されました<sup>19</sup>。ヘイトスピーチの全面禁止は、この法律の第一〇条に定められ(第一二条も併せてお読みください)、いくつかの言論に制限を加えています(De Vos, 2014:545)。この制限の基準とその根拠の一覧によって、PEPUDAに規定されているヘイトスピーチの禁止が、憲法の第一六条第二項cに含まれているヘイトスピーチの規定よりも大胆であることが明確に分かります。PEPUDAの第一〇条は次の通りです。

#### 第一〇条

- 1 いかなる人も、誰に対しても、禁止された根拠<sup>20</sup>に基づく、以下の点を明らかに意図すると合理的に解釈される言葉を、出版、宣伝、主張、また伝達してはならない—
  - a 苦痛を与える
  - b 有害になる、もしくは危害を扇動する
  - c 憎悪を助長する、もしくは煽り立てる

#### ヘイトスピーチの憲法上の取扱い

法の真髄は、声なき声を声とし、また応答される声とする場を提供することにあります。法が持つこの可能性を法律家のように十分に理解することが、私たちに課題とされています<sup>21</sup>。

二つの判決を取り上げます。

#### 南ア・ユダヤ人議員評議会 (South African Jewish Board of Deputies : SAJBD) v. ボンガニ・マスク

ヘイトスピーチの事件で、南アフリカの法廷で判決を下された興味深いケースは、ボンガニ・マスクの出来事です。マスクは南アフリカ人権委員会 (South African Human Rights Commission : SAHRC) に、2009年3月26日にSAJBDによって告訴されたヘイトスピーチの問題について調査されていました。SAHRCの判断は、ボンガニ・マスクがヘイトスピーチに値することをしたとする告訴の内容を

<sup>19</sup> ナーニャ・ボヘラーミュラーは、これらの裁判所のアパルトヘイト以後の法的展望に報いることのできる重要な役割について、大変前向きに、有望であると捉えている。この裁判所が開所されて以来、法廷で扱われる多くの訴訟が、社会経済的な権利の十分で平等な享受を求めている、不利な立場の女性たちからのものであった。

<sup>20</sup> 平等促進法の第一条は次の領域を挙げている。「人種、ジェンダー、セックス、妊娠、婚姻上の地位、民族的・社会的出自、肌の色、性的指向、年齢、障害、宗教、良心、信念、文化、言語、出生」。この法律の前文では、それが、「多様性のなかで統一し、思いやりのある憐れみ深い人間関係によって築かれ、平等、公正、公平、社会進出、正義、人間の尊厳と自由の原則に従う民主主義社会への変化を促進するために努力する」ことを掲げている。

<sup>21</sup> J. Boyd White, *Justice As Translation: An Essay In Cultural and Legal Criticism* (解釈としての正義：文化的法的批判におけるエッセイ) (1990) 267. Quoted by Bohler-Muller, N.2006 (3). *The Promise of Equality Courts* (平等裁判所の約束). *South African Journal on Human Rights* (南アフリカの人権ジャーナル) .

支持するものでした。

### アフリフォーラム他 v. マレマ他<sup>22</sup>

平等裁判所は、マレマが次の歌によってヘイトスピーチに関与したか否かを検討することが求められました。

Awudubula (i) bhulu.....Dubula amabhunu baya raypha

(ボーア人／農場主を撃て.....ボーア人／農場主を撃て、彼らは強姦者／強盗)

関連法規の解釈と適用において、ラumont判事は、国際法と外国法<sup>23</sup>、少数者を保護する法廷の義務、そして「ウブントゥ (Ubuntu)」の法思想に信頼しました。少数者の保護から考えます。

### 少数者の保護

ラumont判事は、少数者の集団が著しく傷つきやすいということを忘れてはならないと明確に述べます。少数者の一員であり、差別的な扱いに傷つきやすく、大変特別な感覚を持っている個人が、自身の保護のために権利章典を見なければならぬということは、まさにその通りです。被害を受けているこのような人びとの援助は、法廷における明確な任務です。少数者は、同じ集団の他のメンバーと共に、その共同体のなかで自身の文化を享受し、自身の信仰を公にし、それを実践し、また、自身の言語を用いる権利を否定されてはならないと言われます。少数者には立法権や行政権が無く、自分の権利を守るためには法廷に向かうことが強いられます。そしてそのようなことに犠牲を払うため、特に損失があるのです。少数者の人たちが少数者であり、このような困難を経験しているという事実が、その集団、風俗習慣、そして適切であると信じられている慣習においては、法に訴えることと制限があることとによって、自身のアイデンティティを守るしかないという結果をししばしば生み出しています。しかしこの人たちは、多数者によって決めつけられることに脆弱で、アイデンティティを失っているのです。「自由戦線と南アフリカ人権委員会 (*Freedom Front v. South African Human Rights Commission*)」の判決<sup>24</sup>に関して、ラumont判事は、問題を公聴している法廷は、問題とされている権利を秤にかけると一方で、ヘイトスピーチの解釈において、それが直接的に少数者に向けられているという事実を考慮に入れなければならないと主張しました。

### ウブントゥの法思想

ウブントゥはアフリカの哲学概念で、神学においては幅広い認識と適用がなされている概念です。一体感、完全な喜び、真の人間となることが許されること、と説明されています (Mazamisa, in Villa-Vicencio et al, 1994:210)。ウブントゥは「対話的な弟子 (dialogical discipleship)」として私たちを社会構造へと招く点で、南アフリカの人びとに不可欠なメタファーです。ウブントゥは対話を促します。したがって、他者を愛し、気づかい、親切になることこそがウブントゥです。寛容になることです。公正で公平になり、憐れみ深くなり、困難にいる他者を助けることがウブントゥです。アフリカ

<sup>22</sup> (20968/2010) [2011] ZAEQC 2; 20111 (6) SA 240 (EqC); [2011] 4All SA 293 (EqC); 2011 (12) BCLR 1289 (EqC) (12 September 2011).

<sup>23</sup> ラumont判事は、Walter Chaplinsky v. State of New Hampshire (315) US 568-574 に言及している。判事によれば、この判例は、言論の自由の権利が絶対のものではなく、直接的な治安妨害を扇動するために損傷や目的を強制する発言は含まれていないことを表している。

<sup>24</sup> 2000(11)BCLR 1283 (SAHRC) at 1296.

の教会になることこそがウブントゥなのです (Botman, in Buchanan et al, 1995:169)。さらにウブントゥは、教会の正当性と信頼性を指し示します。今日私たちが正統的なアフリカの教会の必要を耳にするとき、私たちは実際、「ウブントゥ教会」を呼び求めます。それは、他者に優しく行動する教会、家庭的な教会、真理と誠実さを大事にする教会、善良な道徳を守る教会、つまり、他者のための教会です (Mogoba, in Smit, 1997:391) <sup>25</sup>。

## この判決への反響

1993年法律第200号の南アフリカ共和国暫定憲法 (Constitution of the Republic of South Africa) の跋文には、ウブントゥの概念が示されていました。この思想は、最終的な憲法には再掲されませんでした。これにもかかわらず、ウブントゥに基づいた判決が少なからずあるのです<sup>26</sup>。ラumont判事はそれらの判決に関心を持ち、ウブントゥを自身の判決に適用しました。ラumont判事によるウブントゥの説明は次のようなものです。「ウブントゥは、人間の命に高い価値が置かれることを求める概念です。これは他者の尊厳、憐れみ、思いやり、そして人間性の尊重を重視し、またこれらの価値観と切っても切れない関係にあります。善良さを形成し、関心を共有します。相互受容を前提とした礼儀正しさと礼儀正しい対話を促進します<sup>27</sup>。」結果的にラumont判事は、マレマが確かにヘイトスピーチに携わっていたことが分かりました。ラumont判事は、マレマもアフリカ民族会議 (African National Congress) も、公私を問わず、どのような場でも、彼らが主催する集会では「Dubula Ibhunu (ボーア人を殺せ)」の歌を歌うことを、禁止し制限することを命令しました<sup>28</sup>。ラumont判事のこの判決は、人間の尊厳と平等の達成に基づく非人種差別的な社会と非性差別的な社会を建設するという憲法で示された目的に、ヘイトスピーチが害をもたらさうするため、ヘイトスピーチを規制する義務を国が負うという憲法裁判所の判決を裏づけました<sup>29</sup>。

ヘイトスピーチは月曜日から土曜日までの日常生活の中で頻繁に起こっています。どうすれば教会<sup>30</sup>は、ヘイトスピーチや人種差別、そして不正に有意義な影響を与えることができるのでしょうか。どのように、またどこに、私たちは善良な社会の幻を描き、想像し、夢見るべきなのでしょう。

## 預言的な想像.....神の平和を夢見て

アメリカの長老教会の正教師であり、ミシガン州ホランドにある、ウェスタン神学大学の宣教学教授であるジョージ・ハンスバーガー (George Hunsberger) は、『北アメリカの宣教する教会 (Missional

<sup>25</sup> ウブントゥに関するさらなる記述はこれを見よ。Koyana, DS “Seeking the Common Good in Pluralistic South Africa (多元的な南アフリカで公益を探し求める)” in Coertzen et al. *Law and Religion in Africa* (アフリカの法律と宗教) . 2015: 206-207.

<sup>26</sup> これを見よ。 *S v. Makwanyane and Another* 1995 (3) SA 191 (CC) (paras [131], [225], [250], [307]); *Port Elizabeth Municipality v. Various Occupiers* 2005 (1) SA 517 (CC) at para [37]; *Dikoko v. Mokotla* 2006 (6) SA 235 (CC) at paras [68]-[69], [112] and [115]-[116]; *Masethla v. President of RSA* 2008 (1) SA 566 (CC) at para [238]. これも見よ。 *Union of Refugee Women v. Private Security Industry Regulatory Authority* 2007 (4) SA 395 (CC); *Hoffmann v. South African Airways* 2001 (1) SA 1 (CC) (para [38]); *Barkhuizen v. Napier* 2007 (5) SA 323 (CC) (para [50]); *Bhe and Others v. Magistrate Khayelitsha and Others* 2005 (1) SA 580 (CC) at paras [45] and [163].

<sup>27</sup> Afri-Forum para 110-111.

<sup>28</sup> Afri-Forum para 109-111.

<sup>29</sup> この判決が下された訴訟については、これを見よ。 *The Islamic Unity Convention v. The Independent Broadcasting Authority and Others* 2002(4) SA 294 (CC) para [33].

<sup>30</sup> 本稿のこの段階においては、キリスト教会研究の観点から、「教会」の概念を捉えることが最善である。ウォルガン・フーバー (Wolfgang Huber) による教会の性質の描写が有効である。(1) 日曜礼拝における教会、(2) 教会協議会の地域集会、(3) 統治における地域構造、(4) 統治における一般構造、(5) 協議会、教会協議会のエキュメニカルな表象、(6) 個々の信仰者。

Church in North America)』において、「宣教への召命：神の国の実現へと召され遣わされる (Missional Vocation: Called and Sent to Represent the Reign of God)」という預言的な章を執筆しています。ハンスバーガーの関心は、教会が宣教命令に忠実になることにあります。彼はこのことを、福音の「挑戦的現実性」の体現への教会の召しとしています (Hunsberger, in Guder et al, 1998:79)。宣教命令は「危機」と考えられることがあります。ハンスバーガーは「危機」という漢字が、「危険」を意味する「危」と、「機会」を意味する「機」で構成されていることに注目しています。「危機」は「危険」と「機会」に基づくのです。慎んで記すと、ベルハー信仰告白は危険 (不正) についての記述だけでなく、機会についても提示しています。ベルハー信仰告白の第3部に明確な告白があります。

神は、命を与える言葉と霊によって、罪と死の力に打ち勝ち、そのことによってまた同様に、不和と憎しみ、反感と敵意の力にも打ち勝ちました。神は、命を与える言葉と霊によって、神の民が、社会とこの世における命の新しい可能性を開き、新しい服従に生きることを可能にします。

韓国の著名な神学者で、エキュメニカルな活動家のパク・ソンウォン (Park Seong-Won) は、経済的正義へのあがきと環境への配慮のなかで、「夢と幻」という聖書的なメタファーに注目しています<sup>31</sup>。彼は、ヨハネによる福音書 10 章 10 節の「羊が命を受けるため、しかも豊かに受けるため」という言葉を、イエスが来た目的として検討しています。アクラ信仰告白とベルハー信仰告白の採択は、イエスへの「この夢と幻の再委託」であるということです。スミットも同様に、善良な社会を求めるなかでの幻と夢の大切さが、この信仰告白がただの夢ではないということを明らかにすると強調します (Smit, in Cloete et al, 1984:68)。それと反対に、信仰告白の採択によって、公正で憐れみのある、共生社会への聖書的な夢を覚えることへと招かれるのです。神の民と世界への、神の平和、シャロームを覚えることへと招かれるのです。DRMC は、他のキリスト者を教会と社会への幻、理想、そして夢を実現する旅へと招いているのです。

旧約聖書の預言者たちがその時代の不正に挑戦した時、彼らはただ単にモーセの律法を説いたものではありませんでした。夢に見たものを、詩的で霊的な言葉によって預言したのです。新しい人間性への神の夢を、民に分かるように知らせたのです。詩的な体裁によって、彼らは幻として描かれた優れた社会、イスラエルの民、優れた祭司、優れた士師、優れた商人、優れた農民などを想像しました。私たちがカトリックでも、カルバン派でも、メソジストでも、バプテストでも、ルター派でも、聖公会や長老派でも、正教会や他のどのような教派に属していても、この夢は私たちの信仰の部分なのです。私たちの教会の創始者たちは、マルチン・ルーサー・キング・ジュニア (Martin Luther King Jr.) が言ったことと同じように言っていたかもしれません。「私には夢がある…… (I have a dream...)」と。あえてここに記すと、107 年前に東京で礼拝を始めた朝鮮の学生たちは、若いヨセフのように互いに囁いていました。「聞いてください。わたしはこんな夢を見ました」(創世記 37 章 6 節)、「わたしはまた夢を見ました」(創世記 37 章 9 節) など囁き合っていたのです。ヨエルの次の預言は、彼らによって実現したのかもしれませんが、いかがでしょうか。

その後

<sup>31</sup> Park Seong-Won, 脚注 31 の (5)。



わたしはすべての人にわが霊を注ぐ。  
あなたたちの息子や娘は預言し  
老人は夢を見、若者は幻を見る。(ヨエル書 3 章 1 節)

神の夢を見るために、エキュメニカルな教会は物事の見方を変えなくてははいけません。夢を見ることができるようになる前に、まずは真実を見なければなりません！物事をまったく異なる視点から見るためには、私たちはへりくだって、困難のなかにいる他者を気かけられるようにならなければなりません (de Gruchy, 2000:p.vii)。私たちは神が見るように見なければなりません (出エジプト記 3 章 7 節)。全世界で、真実を見ることができない新しい民が必要とされています。見るということは、カール・バルト (Karl Barth) の人生の重要な部分です。そして私は今一度、ベルハー信仰告白に重要な影響を与えたカール・バルトの神学を示します。バルトは、キリスト者は神が見ているようにしか見ることができず、イエス・キリストにおいて神が行ったことしか目的として生きることはできないと述べています (神の自己啓示)。スミット (2007:368) は、このカール・バルトによる決定的な解釈と、スタンリー・ハワーワス (Stanley Hauerwas) を比較しています。ハワーワスは、公正と共生をどのように幻として描くべきかということに大変な強調を置いています。彼の述べる奥義は、「正しく見ること」また「正しい方向で見ること」です (Smit, 2007:368)。ハワーワスが社会に対してバルトの才能について語るとき、このように振り返っています。「バルトが用いるように、彼が書いたもの、また書き改めたものが、一般的な世界の見方を変えざるをえないという点に限っては、既に教会の言葉は一つの主張になっていると考えられる」。しかし一体どのようにして私たちは正しい方向に見方を変えることを学べるのでしょうか。それは礼拝のなか、そして典礼のなかでできるのです！

### 日常生活と結びついたリタージ

ベルハー信仰告白は、日曜日の礼拝を次のように日常生活に結びつけています。

我々は唯一の信仰を共有し、唯一の召命を持つ。唯一の魂と唯一の心で。我々は唯一の神、唯一の父を知り、唯一の霊に満たされ、唯一のバプテスマでバプテスマを受け、唯一のパンから食べ、唯一の杯から飲み、唯一の名を告白し、唯一の主に従服し、唯一の目的のために働き、唯一の希望を共有する……我々は互いを必要とし、互いを造り上げ、互いに勧め合い、慰め合う。我々は義のために互いに苦難を受ける。共に祈り、この世において共に神に仕える。そしてこの一致を脅かし、妨げるものすべてに対して、共にたたかう……。

共に祈り、唯一のバプテスマを受け、唯一のパンから食べ、唯一の杯から飲み、唯一の名を告白する。この信仰告白は、キリスト教を、「世界を形成するキリスト教」として理解しています (Wolterstorff, 1994:48; 2011:57)。礼拝の全部が (日曜日のリタージ) は、礼拝者が月曜日から土曜日までの従順な生活 (公共の典礼) を送ることができるよう信仰を直接的に強めなければなりません<sup>32</sup>。このように

<sup>32</sup> 典礼と正義と倫理的な生活の結びつきは、詩編 119 編に書かれている。典礼において言葉 (そして命令、法律、規則、戒律) を聴くことは、私たちに聖く生きることを教える。これは私たちの生き方を形成し、理解を与え、新しくし、私たちが義と正義を行うことができるようにする。これまでとは異なる考え方を教え、異なる生き方を教え、憐れみと誠実さと救いを神に感謝することを教える。「礼拝し信仰する倫理的な生き方」は、ローマの信徒への手紙に存在している。使徒パウロは、第 1 章から第 11 章までにおいて、イエス・キリストにおける神のメッセージを記している。これは神の愛と憐れみのメッセージである。これは私たちを、11 章 33 節から 36 節に書かれている神の頌

礼拝は、典礼のための典礼なのです。パンと杯、そして祈りは、この世の旅人が、待望されている優れた公正な社会を造り出すために必要とする糧です。エマオへの途上で弟子たちがそうしたように、私たちが神と互いに交わりの時を持つとき、私たちの目は開かれ……そして見えるようになります（Bria, 1996:45）！私たちは聖なる者とされる必要があります。カール・バルトの神学は、ベルハー信仰告白の神学で大きな役割を果たしました。バルトは「共同礼拝は、共同体の生活の真の中心であり、真に、共同体を造り上げる行為そのものである」と説明しています。（Barth, 1958:695）。教会は、リタージュによって、神学的に教会とされるのです。バルトによって、そこに主が存在するとされる4つの特別な要素が、ベルハー信仰告白には含まれています。それは、バプテスマ、主の晩餐、祈り、そして告白です。日曜日の礼拝とこの世の私たちの行いには、直接的なつながりが必要です。正義を行い、癒し、他者の人間の尊厳を尊重し、聖なる<sup>33</sup>生活を送るために、礼拝者は典礼によって霊的にも知的にも備えをしなければなりません。リタージュ、聖さ、そして正義の関係は、日曜日の礼拝のなかで何よりも大切なことです。神の正義は神の聖さの顕れであり、私たちの正義は神の聖さの投影です（Wolterstorff, 1991:29）。礼拝は、傷を受けた少数者の人びと、虐げられた人びと、そして排除された人びととの連帯を現わすために、私たちをこの世へと派遣するのです。

## 連帯

ベルハー信仰告白は、次のように連帯を夢んでいます。

我々は、神が人びとの間に正義と真の平和をもたらすことを望む唯一の方として、ご自分を啓示されたと信じる。不法と敵意に満ちた世界において、神は特別な方法で乏しい者、貧しい者、そして不当に扱われた者たちの神となり、神はご自分に従うように教会を召される。神は抑圧された者に正義をもたらし、飢えている者にパンを与えられる。神は捕らえられた者を解放し、目の見えない者に視力を与えられる。神は虐げられた者を支え、寄留者を守り、孤児とやもめを助け、邪悪な者の道を遮られる。神にとって清く汚れない信仰とは、苦難にある孤児ややもめを訪ねることである。神は、神の民に、善を行い正義を求めることを教えることを望まれている。

したがって教会はどのような苦しみや困難にいる人びとも寄り添わなければならない。教会はどのような不法に対しても証しし、たたかわなければならない。そうすれば、正義は洪水のように流れ、恵みの業は尽きることのない大河のように流れる。神の所有物である教会は、神の立つところ、すなわち、不法に立ち向かい、不当に扱われた者と共に立たなくては

---

榮に至らせる。第12章から第15節までは、このメッセージから出てくる日常生活の倫理的意義について述べている。信仰が私たちの行いや姿勢、生き方に見られるものでなければならないという、現実的な暗示である。第1章から第11章までは *lex credendi*（信仰の法）、第12章から第15章までは *lex vivendi*（生活の法）である。これら二つは、礼拝、*lex orandi*（祈りの法）によって結びあわされる。第12章1節から2節まで：「こういうわけで、兄弟たち、神の憐れみによってあなたがたに勧めます。自分の体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝です。あなたがたはこの世に倣ってはなりません。むしろ、心を新たにして自分を変えていただき、何が神の御心であるか、何が善いことで、神に喜ばれ、また完全なことであるかをわきまえるようになりなさい。」（聖書 新共同訳）

<sup>33</sup> レビ記において、聖さは、ただ清くなることや神の奉仕を特別に行うことだけを意味するものではない。聖くなるということは、貧しい人たちに気を配ること、虚偽を言ったり盗んだりせず、隣人を搾取せず、人びとのうちに中傷を広めることに生きず、兄弟姉妹を憎まず、共に生きる異質の人を愛し、出身地が同じ一人として共に食卓につくことである。

ならない。教会はキリストに従い、権力と特権を有して私利を図り、他者を抑制し害するすべての者に対して、証ししなければならない。

連帯は祈りが無くて可能でしょうか。私たちは祈ることをしないで見知らぬ人を守れるでしょうか。善良な社会、公正な共生社会は、神の国の正義、平和、憐れみ、友情、そして愛を映し出した社会です。私たちは、ただ期待をしながら日頃の祈りをするときのみ、神の国の夜明けのために共に働くことができるのです。御国が来ますように！バルトが『キリスト教的生 (*The Christian Life*)』で言及しているこの祈りは、人間の正しさのためのあがきです (1981:205)。祈りは再生のための根本的な倫理的行動です。私たちの社会を公正な共生社会に変革することを目的として、恵みの業を行うための「責任」を認めるための第一のステップです。バルトが流れに逆らっていたように、たとえ私たちがそのように泳がなければならないとしても<sup>34</sup>！

## 結語

この論文の目的は、南アフリカにおける公正な共生社会の形成に、不正がどのように悪影響を及ぼすかを探求することでした。憐れみ、解放、癒し、赦しの場としての教会のさまざまな宣教が、人びとに霊的、経済的、社会的、そして情動的な可能性を発揮させることを目指しました。法と神学の関係も論じました。この論文を締めくくるにあたって、この世界の状況が「アパルトヘイトのシステム」であるという現実の故に、ベルハー信仰告白こそがエキュメニカルな教会の夢の支えとなることを述べます。南アフリカの法律が変革<sup>35</sup>の可能性を秘めている一方で不十分な点<sup>36</sup>もあるため、教会との協力が特に求められているということも加えて主張します。最後に、法学と神学の2つの意見を紹介します。一つ目は、著名で学識のある裁判官、モゴング・ワ・モゴング (Mogoeng wa Mogoeng) 判事による重大な表明です (Mogoeng, in Coertzen et al, 2014:262)。

憲法を第一として、私たちの日常生活に適用される法律に、宗教がその要素の一部となることを許されたとき、初めて私たちはより良い人間になれると私は確信しています。私は特に

<sup>34</sup> Jehle, F. 2002. *Ever against the stream: The politics of Karl Barth* (流れに逆らって：カール・バルトの政治思想), 1906-1969.

<sup>35</sup> この憲法は、**変化をもたらす力のある**憲法として、何度も示されてきた。これを見よ。Davis, DM & Klare, K. 2010. 'Transformative constitutionalism and the common law and customary law (変化をもたらす憲政と慣習法および習慣法)', *South African Journal of Human Rights* (南アフリカの人権ジャーナル) 26(3) 403-509; Klare, K. 1998. 'Legal culture and transformative constitutionalism (法律文化と憲政)', *South African Journal of Human Rights* (南アフリカの人権ジャーナル) 14(1) 146-188. これも見よ。De Vos et al, 2015. *South African Constitutional Law in Context* (南アフリカの憲法と背景), 26-30. 変化の核心については、ウブントゥ、人間の尊厳、人権促進、道徳性、信仰の自由と土地権の核心についてと同じように、裁判所と教会とで共通の指針を有している。これを見よ。Mouton, E. 1995. *Reading a New Testament document ethically: Scripture in Christian ethics, through analysing the transformative potential of the Ephesians Epistle* (新約聖書資料を倫理的に読む：聖書のキリスト教倫理——エフェソの信徒への手紙の変革的可能性の分析を通して)；Botman HR. 1993. *Discipleship as Transformation? Towards a theology of transformation* (変革としての弟子の身分？変革の神学に向けて)；De Gruchy, J.W 1995. *Christianity and Democracy* (キリスト教と民主主義)；Bosch, DJ. 1991. *Transforming Missions* (変化をもたらす伝道)。

<sup>36</sup> 不十分な点の議論のためにこれを見よ。Davis DM "Adjudicating the Socio-economic Rights in the South African Constitution: Towards 'Deference Lite'?" (南アフリカ共和国憲法の社会経済権の整備：「Deference Lite」に向けて?)” *South African Journal on Human Rights* (南アフリカの人権ジャーナル) 2006 (2)301-327. 同様の観点はこれを見よ。Dugard, J. "Court of First Instance? Towards a Pro-Poor jurisdiction for the South African Constitutional Court? (初審裁判所？南アフリカ憲法裁判所のための貧しい人のための司法権？)" *South African Journal on Human Rights* (南アフリカの人権ジャーナル) . 2006:261-282.

キリスト者としての信仰に基づく原則によって、これを結論としたいと思います……。私の観点からすると、立法過程において宗教がその要素となれば、社会や価格操作などのすべての面に浸透している悪政、犯罪、そして墮落のレベルのものが、はっきりと効果的に好転すると考えられます。

最後に、世界的に著名な組織神学者、ダーク・スミットによって書かれた、知的な刺激を与え好奇心をそそる多くの著作のなかから、一部を引用して、この論文の結びとします。

市民社会、民主主義社会、善良な社会、公正な社会が、憲法、法律、組織や仕組み以上のものを必要としていることは明らかです。民主的な、善良な、公正な社会は、善良な人びと、信頼できる市民、自ら正義を実践する徳の高い公正な人びとを必要としているのです。公正な社会は、預言をし、異言を語る教会以上のものを必要としています。日々の現実をくつがえし、人びとを気にかけて、人びとに希望を与え、人びとを形成し、人びとを責任感のある道徳的な生き方、公正な生き方へと促し、人びとに正義を実践すること、互いに認め合うこと、共同体、連帯、配慮のうちに生き、他者の長所を認めることを学ばせる、そのような、礼拝をする教会を必要としているのです (Smit, 2007:391)。

## 参考文献

- Barth, K. 1958. *Church Dogmatics. Volume IV. Part 2*. Translated by G.W. Bromley and T.F. Torrance. Edinburgh: T & T Clark.
- Basson, D. 1994. *South Africa's Interim Constitution. Text and Notes*: Kenwyn: Juta & Co.
- Birch, B.C. & Rasmussen, L. 1989. *Bible and Ethics in the Christian Life*. Minneapolis: Augsburg.
- Boesak, AA. 1984. *Black and Reformed: Apartheid, liberation and the Calvinist Tradition*. Stellenbosch: Sun Press.
- Boesak, A.A. 2005. *The Tenderness of Conscience*. Stellenbosch: Sun Press.
- Bohler-Muller, N. "The Promise of Equality Courts." *South African Journal of Human Rights*. 2006: 380 – 404.
- Bosch, DJ. 1991. *Transforming Missions*. Maryknoll, New York: Orbis Books.
- Botman HR. 1993. *Discipleship as Transformation? Towards a theology of transformation*. Unpublished PhD Thesis. University of Stellenbosch.
- Bria, I. 1996. *The Liturgy after the Liturgy. Mission and Witness from the Orthodox Perspective*. Geneva; WCC Publications.
- Bruggeman, J. 2007. "Negotiating the Meaning of Power and the Power of Meaning:." *Theology Today*. Volume 63, 485 – 492.
- Buchanan, D & Hendriks, J. 1995. *Meeting the Future. Christian Leadership in South Africa*. Pretoria: Knowledge Resources.
- Cloete .G.D. & Smit D.J. (eds). 1984. *A Moment of Truth*. Cape Town: Tafelberg Publishers.
- Coertzen P, Green MC & Hansen L (eds) 2015. *Law and Religion in Africa. The quest for the common good in pluralistic societies*. Stellenbosch: Sun Press.
- De Gruchy, J.W. 1991. *Liberating Reformed Theology*., Cape Town: David Philip Publishers.

- De Gruchy, J.W 1995. *Christianity and Democracy*. Cape Town: David Philip Publishers.
- De Vos, P. & Freedman, W. (Eds). 2014. *South African Constitutional Law in Context*. Cape Town: ABC Press.
- De Waal, J, Currie, I & Erasmus G. (Eds) 1998. *The Bill of Rights Handbook*. Kenwyn: Juta & Co.
- Dibeela, P & Lenka-Bula, P (Eds). 2014. *Prophet from the South. Essays in honour of Allan Aubrey Boesak*. Stellenbosch: Sun Press.
- Du Plessis, S. 2015. "Economic Inequality in South Africa" Paper delivered at the Winter Week Conference on: "Faithful Discipleship: Changing the World," 4 – 8 June 2015 at the Faculty of Theology, Stellenbosch.
- Guder, D.L. 1998. *Missional Church. A Vision for the Sending of the Church in North America*. Grand Rapids: William B. Eerdmans.
- Gutiérrez, G. 1990. *The Truth shall make you free*. Maryknoll, New York: Orbis Books.
- Hauerwas, S. 1981. *A Community of Character: Towards a Constructive Christian Social Ethic*. Nore Dame: University Press.
- Jehle, F. 2002. *Ever against the stream: The politics of Karl Barth, 1906 – 1969*. Grand Rapids: Wm B Eerdmans.
- Koffeman, L.J. 2014. *In Order to Serve. An Ecumenical Introduction to Church Polity*. Zurich: Lit Verlag.
- Koopman, N 2002b. Christian ethics in post-apartheid South Africa – a Reformed perspective. *NGTT*, 43, Sept/Des, 443-454.
- Koopman, N 2003b. Trinitarian anthropology, ubuntu and human rights. In HR Botman, & K Spörre, (eds.). *Building a human rights culture. South African and Swedish perspectives*. Falun: Stralins.
- Koopman, N 2005a. Bonhoeffer's anthropology and the anthropology of ubuntu. *Nederlandse Theologische Tijdschrift*, Julie, 195-206.
- Kretzschmar, L, Bentley, W (eds). 2010. *What is a Good Life. An Introduction to Christian Ethics in the 21st Century*: Kempton Park: AcadSA.
- Kretzschmar, L & Hulley, L. (eds). 2013. *Life Morality. Christian Ethics in South Africa Today*. Pretoria: Van Schaik.
- Lebacqz, K. 1987. *Justice in and unjust World. Foundations for a Christian Approach to Justice*: Minneapolis: Augsburg.
- Niebuhr, H.R. 1960. *Moral Man and Immoral Society. A Study in Ethics Politics*: New York: Scribners.
- Niebuhr, H.R. 1941. *The Meaning of Revelation*. New York: MacMillan.
- Rasmussen, L. 1997. *Moral Fragments and Moral Community: A Proposal for Church and Society*. Minneapolis: Fortress Press.
- Report of the Central Committee to the Six Assembly of the World Council of Churches: *Nairobi to Vancouver*. 1983. Geneva: WCC Press.
- Smit, DJ. 2007. *Essays in Public Theology. Collected Essays 1*. Stellenbosch: Sun Press.
- Terreblanche, S.J. 2005. *A History of Inequality in South Africa, 1652 – 2002*. Pieter Maritz burg: KMM Review Publishing.
- Thompson, J.M. 1997. *Justice and Peace: A Christian Primer*. Maryknoll: New York.
- URCSA 2008. *Acts of Synod. Fifth General Synod*. Held at Hamanskraal: 29 – September – 05 October 2009.
- URCSA 2012 Church Order, Regulations and General Stipulations.

Van Wyk, C. 2002. The Constitutional Treatment of Hate Speech in South Africa. Paper delivered at the XVI th Congress of the International Academy of Comparative Law. In Brisbane Australia, 14 – 20 July 2012.

Villa-Vicencio, C. & De Gruchy, J.W. 1994. *Doing Ethics in Theology*. Cape Town: David Philip Publishers.

Villa-Vicencio, C & Verwoerd, H. 2000. *Looking Back, Reaching Forward. Reflections on the Truth and Reconciliation Commission of South Africa*. Cape Town: University of Cape Town Press.

Wolterstorff, N. 2011 *Hearing the Call: Liturgy, Justice, Church, World*. Mark Gornick.

Wolterstorff, N. 1994. *Until Justice and Peace Embrace*. 2nd Edition. Grand Rapids: Wm. B. Eerdmans.

Wolterstorff, N. 1991. “Justice as Condition for Authentic Liturgy” *Theology Today*. Vol. XLVIII, No. 1.

## 新聞

How South Africa become so unequal. **The Sunday Independent**, October 2015.

● 翻訳 = 小山 櫻子

## ◆全体会（3）：宣教の共通課題◆

### グループ1からの報告

- マイノリティ問題に取り組むための教派・教団を横断するネットワーク窓口を設けることができることが望ましい。

### グループ2からの報告

- 主題講演・浜さんの講演の中に出てきた「アホノミクス」という言葉について、安倍政権の持っている問題性を非常に力強く訴え、そのことを広く伝えるために用いられた言葉であることを理解しているが、この「アホノミクス」の中にある「アホ」という言葉に立ち止まってしまう人がいる。わたしたちはヘイトスピーチに対する強く大きな声でのカウンターアクションを期待している者であるが、小さな声に耳を傾けることもまたこのような国際会議において重要なことではないかと考える。
- 今回の国際会議の中で、わたしたちはたくさんの問いかけを受けている。教会は、そして信仰者は、このヘイトスピーチの問題とどのように向き合っていくのか。自分の問題としてではなく、建前や義務として向き合ってきたのかもしれないということを改めて問われている。
- 教会は自分の立場を守ることを第一にし、差別の問題に積極的に取り組んできたとは言えないのではないか。
- 今回の国際会議で、聖書研究が行われたことは大変有意義であった。聖書研究を通して、わたしたちは自らの姿を教えられ、また共に生きていく力を与えられた。
- 差別に立ち向かうための宣教の業を具体的にどのように進めていくのか。20年ぶりに行われた国際会議で、この会議の成果をどのように生かしていくのか。「マイノリティ宣教センター」はその具体的な現れであると考え。このことは在日大韓基督教会だけの課題ではなく、むしろすべての教会の課題である。課題に共に取り組むために、継続した諸教会の協力関係がより求められる。
- マイノリティ宣教センターの重要な働きとして、青年への宣教が考えられる。今回参加したユースが得た学びと出会いはかけがえないものであり、人権感覚を磨くために教育は何よりも重要なものである。将来の宣教を担う青年への宣教が急務であろう。

### グループ3からの報告

- キリスト者としてわたしたちは、ヘイトスピーチがいかなるものであるかを確認し、どのようにこの世において働きかけていくのかを具体的に示す必要がある。
- ヘイトスピーチは福音宣教に反するものであることを、教会が強く主張しなくてはならない。また、ヘイトスピーチが暴力に他ならないことを日本社会に強く訴える必要がある。
- 朝鮮学校への弾圧、高校無償化問題の早期解決を日本政府に強く求めることが必要である。

- 「マイノリティ」という言葉自体が、より具体的に示される必要を感じている。アイヌや琉球の人びと、性的少数者、またさまざまな形の抑圧を受けている人びとなどを含みつつ、より具体的に「マイノリティ」という言葉を示していかなければならない。ただ、そのように定義したとしても、常にそこからこぼれていく人びとがいることにもわたしたちは留意する必要がある。
- わたしたち教会・キリスト者が、これまでどのようにマイノリティと寄り添ってきたかを自分たちの反省として跡づけていくことも必要である。

#### グループ 4 からの報告

- 外国人住民基本法の制定を強く求めること。それと共に、政府とは独立した国内人権機関の設置が早急に必要である。
- 公正な歴史認識のためには、学校教育（とくに教科書）が大切である。現政府のように、己の歴史観が絶対とするようなあり方には厳しい批判をしなければならない。
- 平和を考える場合、近隣諸国のみという発想ではなく、また対話相手を国のみにするのではなく、国よりも小さな相手を留意する視点を持つべきである。
- 日本政府に対する要求項目に、マイノリティに対する教育制度の充実を加える必要がある。
- 現実には、マジョリティが己の差別性に気づけない実態がある。問題にすべきはマジョリティの差別性である。
- 外キ協との連帯、ユースの育成は今後の展開において重要な点である。
- ここに参加している各人が自分の教会に戻ったときに、この会議で得たことを分かち合えるだろうか。わたしたちは教会の中でのマジョリティとマイノリティの問題を考えるべきである。
- 青年を対象にした国際プログラムが必要なことを今回実感した。今回のユース参加者の活動を各教会で生かすために、記録映像などを活用したい。

#### グループ 5&6 からの報告

- グループの中に日本在住の韓国人参加者がおられ、日本での体験やニーズを聴くことができた。
- ヘイトスピーチを禁止する法律、健全な民主主義が育まれるような体制を整える必要性を強く感じている。
- 被害者のストーリーを聴き、共有する場を社会の中に作っていくために、教会がそのための場を提供する必要がある。
- 日本の諸教会に対して、モラルの基準をしっかりと定めて、ヘイトスピーチに立ち向かっていく姿勢を教会として堅持し平和的な手段をもって、差別の問題に取り組む姿勢を整えていくことを望む。
- 在日大韓基督教会を含む日本の諸教会が市民社会のあらゆるところで共働できる場所をひらいていくこと、より幅の広い組織間関係をひろげていくことが大切である。
- ユースからの提案として、日本と韓国の間でいくつかの交換プログラムがあるが、他の国のユースとも共有できる体制を作り上げていくために教会のさらなる支援体制が必要である。
- 「マイノリティのための祈りの日」などを教会として制定し、共に覚える日があってもよい。
- 韓国の諸教会に対して、差別・ヘイトスピーチに関する教育を教会としてしっかりと取り組んで



いく必要がある。韓国の中にもマイノリティの人びとがおり、すでに始まっている教育をより進展させていくことを目指す。

#### グループ7からの報告

- わたしたちは、グローバルな視点で問題を分析する時間を多く取った。「帝国」という概念が世の中の悪や問題を理解する上で非常に有用な分析ツールであること、その視点から民主主義がどのようにおかしくなっているのかについて話し合った。
- 解放あるいは正義を求める上で、どのような枠組で働くことができるのかについても話し合った。議論の中で、「共生／包摂」(inclusion)という言葉が解放・正義に結びつくものであることを確認した。「共生・包摂」(inclusion)という言葉は、周縁に追いやられた人びとのところに、力の中心にいる人びとが足を運び、そこにある実態を自分の目で見えて、変化の必要性を感じ取っていくために、またそのことに気づかせるために非常に有用な言葉である。
- 正義に向かって歩んでいくためには、あらゆる人たちのストーリーを聴くことが重要であり、人びとのストーリーに耳を傾けていくことの大切について議論された。
- 抑圧の中にもヒエラルキーがあるということ。別々の問題と思われているそれぞれの抑圧・差別問題が、実は相互に深く結びついたものであることへの気づき。ただ、お互いに差別の問題を話していく中で、「誰の苦しみが一番大きいのか」という、苦しみの競い合いのような状況に陥る危険性があり、団結することを困難にすることがある。
- 差別する者／される者という単純な分け方をすることがあるが、わたしたちにはそれぞれアイデンティティの多様性があり、その複雑さに対応する難しさがある。
- 最も力を持つ者／最も力を持たない者の間にいる大半の人たちに、いかに効果的に語りかけていくかが教会に与えられている一つの大きなチャレンジである。
- このような会議を持つこと、新しい人と出会い、顔を見合わせながら、神学者／学生／教育者／活動家として、いろいろなことを互いに学び合ってそこから力を得ていくことの大切さを確認した。

#### グループ8からの報告

- 多くのことを学んだが、特に「アクション」を起こし、「パッション」を持って働く、というメッセージを強く受け取った。ただ「知る」ことだけでは十分ではなく、「怒り」「パッション」「勇気」を持って働かなければならない。ここで話されたことを、自分たちと関係のないことではなく、「わたしたち」の問題としなければならない。
- そして、働き続けることが大切である。実際にこれらの問題を解決するためには何世代もかかるのかもしれないが、悲劇は人びとを結びつける力を持っている。2011年の東北大震災そして原発の爆発という惨事が起きたとき、世界は一つとなって被災地を支えようとした。差別やヘイトスピーチ・ヘイトクライムの悲劇をしっかりと伝えることができれば、きっと人びとは一つとなって共にたたかうことができると考える。
- 弱い立場にある人びとの苦しみの声、嘆きの声をしっかりと聞き、信頼関係を築き、共に思いを分かち合いながら一つになっていく意志を持って歩んでいかなければならない。教会は、キリス

トの声を伝える使命を担っている。

- 「マイノリティ」の定義を「周縁化され差別を受けている人びと」というように、よりクリアにすべきである。そこで力関係がいかに働いているかを可視化することが必要である。人種差別と共に、それと同じような力関係の下で起きているジェンダー差別など、他の差別問題に対しても多角的にアプローチすべきと考える。

#### 参加者からの意見・コメント

- あらゆる差別は 1492 年にコロンブスがいわゆる「アメリカ大陸」を「発見」した時点にそのルーツを辿ることができる。あらゆる差別は人と人を分離する構造を持ち、あらゆるところ（民族間、経済間、性別間）でひとつの世界観を築き上げ、その世界観がこれまでわたしたちを支配し続けてきた。それは二元論的な考え方であり、すべての差別の根底にそのような考え方がある。独占や権力を伏し拝むのではなく、〈いのち〉を大切にする共生の世界観へと変化していかなければならない。
- 弱い立場にある、周縁化された人びとの苦しみをなくしていくための活動を優先していく必要がある。わたしたちの最終的な到達地点は和解であり、和解は神の真実の中に根ざしているものである。差別を受ける弱者だけではなく、力を持ち差別をする側も、この構造の中で一種の「犠牲者」となっていることを認めた上で、その両者の間での和解に取り組んでいくことが大切である。神の国に向かっていくということは、世の中で悪を行う人も含めた和解を実現することである。
- 国連では「すべての差別を撤廃する」という言葉を用いている。宣言文案に記されているさまざまなアクションが、すべての差別を撤廃するために効果的であるかどうかは、どのような指標で測られるのか。たとえば、宣言文案の中に、最も排他されている者が共生社会に加えられていくことが実現したときに、このアクションプランが効果的に働いたと見なしうる、などの文言を加えてはどうか。アクションプランを書いているわたしたちと、アクションプランを読む人たちとの間で具体的なヴィジョンを共有することで、そのアクションを確実なものとしていくことができるかと考える。アクションのインパクトが何であってほしいのか、どのような状態であることが成功と言えるのかを明確に示し、最終目標をはっきりさせるべきである。
- 青年のことについていくつか言及されていた。ユース参加者の参与・働きは非常に感動的なものであり、青年たちに大きな期待が寄せられていることは理解できる。わたしたちの共同行動として、具体的なプログラムの中に青年プログラムが書き込まれていくことはあった方がよいと考えるが、しかしその際に、「わたしたちの将来のための青年」や「宣教課題を担っていく青年の育成」というニュアンスにならないようにしたい。つまり、青年を対象化しないで、青年自身が語り、考え、感じ、出会う中で、青年が届ける言葉を聴いていく教会になっていくことが大切なことであると考えます。
- 次の日曜日（11月22日）に日本各地でヘイトスピーチが行われる予定であることが分かっている。東京で3箇所、神戸で1箇所予定されている。ショッキングなニュースであるが、ここでただ黙っているわけにはいかない。日本では多くの人びとがヘイトスピーチに対するカウンター活動を行っている。かれらの多くは肩書きのない無名の市民たちであり、twitterなどのSNSを駆使して情報を共有し、カウンター活動を展開している。カウンター活動の成果により、2013年に比べて主要駅・主要都市でのヘイトスピーチが徐々にできなくなり、またヘイトスピーチに

反対する声がヘイトスピーチの声をかき消すようになってきた。カウンター活動に参加している人びとには差別の対象となる当事者だけではなく、マジョリティの日本人も多くいる。かれらは差別されている在日コリアンのためだけではなく、自分の子どもたちや地元のために、そして日本の中の不正義を許さないために活動を続けている。人びとは差別を禁止する法律ができるのを心から望んでいる。

- わたしはこの三年間、ヘイトスピーチに反対してカウンター活動を続けてきたが、残念なことにそこに教会の仲間は誰もいなかった。ヘイトスピーチに対して、わたしたち教会はその問題に気づくのが遅かった。この会議で声明文を決議する際に、教会は悔い改めをもってこれから働いていく、という視点を共有したい。また、個人的な意見だが、レイシストは正しく裁かれるべきだと考える。彼ら・彼女らが引きおこしたヘイトスピーチによって、わたしの周りにも何人も夜が眠れなくなり、夜外出できなくなった人がいる。そのような現実の中で、簡単に和解をすることはできない。一方的にヘイトスピーチの対象とされてきた中で、和解するための前提は、彼ら・彼女らが裁かれ、悔い改めることであると考えている。

#### 議長からのコメント

- 3つの言葉をもって締めくくりたい。一つは「喜び」である。ユース参加者から学ばされたことは、こういった問題に対しても心の中に喜びをもって立ち向かっていくことができるということである。正義と共生の社会に向けて歩いていく過程でわたしたちは絶えず喜びをもって歩んでいきたい。
- 二つ目は、「マイノリティからのヴィジョン／幻」である。神の御手の中ですべての人が迎え入れられる社会を築き上げていきたい。
- 最後は「あなたがたのパッションと参与」である。ここにいる皆さんはキリストに従う使徒としてここに集っている。この会議で見られたエネルギーとパッションをうまくつかみ取る言葉をぜひ声明文を起草している方々に見つけていただきたいと思います。

## ◆ユースプログラム報告◆

\* マイノリティ国際会議が開会される前、11月15日夜から、日本・海外教会の青年たち30人が集まった。

### ●11月15日（日）歓迎会

参加者へのオリエンテーションと簡単な自己紹介の後、役者の舞香さんによる、アイヌ出身女性である知里幸恵の生涯を題材にした一人芝居を観劇した。芝居は日本語で行われたが、英語話者に向けて、スクリーンに英語字幕を投影した。演劇のための音響や照明も設置され、本格的な演劇であった。

一人芝居のもとになっている「神々の謡」は、もともと2時間を超える公演作品であるが、舞香さんは今回のマイノリティ会議のために30分ほどに短縮して演じられた。演劇を通して、知里幸恵がアイヌ土着の自然信仰とキリスト教信仰の間でいかに葛藤をしていたかについて、またアイヌ出身であることとクリスチャンであることによる社会からの二重の差別に苦しみながら生きたこと、そして、その葛藤や苦しみを抱えながら『アイヌ神謡集』を完成させ亡くなったその生涯を学ぶことができた。

公演の後には質疑応答の時間も持たれた。舞香さんが着ていた衣装のアイヌ紋様について、知里幸恵の生涯を演じるようになったきっかけ、演じている中で感じてきた思いなど、いくつもの質問が参加者から出され、より深い学びをすることができた。

### ●11月16日（月）朝の祈り

プログラム中の朝・夕の祈りは、参加者によって行われた。この日の朝の祈りは企画委員が準備・担当した。日本福音ルーテル教会の高垣嘉織のリードのもと、賛美歌を歌い、主の祈りを捧げた。

### ●11月16日（月）現場研修①：東京朝鮮第5初中級学校

最初の訪問先である東京朝鮮第5初中級学校に到着した後、校長先生より第5学校の歴史や現在の状況についてお話を伺った。第5初中級学校は1946年に創立され、1961年に墨田区八広の地に移転し現在に至っている。児童・生徒数は95名ほどで、先生たちが児童・生徒の通学のためにバスを出している。東京都から補助金支給が停止される中、区からの補助金もわずかであるため、学校の経営はほぼ寄付と授業料によって成り立っている。

3時間目の授業の様子を見ることができた。一人の参加者が授業見学の感想を次のように語った。「社会科の授業で、パリでの同時テロ事件について、イスラム教徒の中でテロ事件を起こすような人たちは、本当にわずかな人たちであると教えていたことが印象的だった。差別される痛みを知っているから、そんなふうに教えられるのかもしれない。」

昼食後に参加者は子どもたちと一緒にバスケットボールをしたり、サッカーをしたりして楽しんだ。

### ●11月16日（月）現場研修②：関東大震災朝鮮人虐殺現場

東京朝鮮第5初中級学校から、関東大震災朝鮮人虐殺が起こった中心的な現場である旧四ツ木橋付近の荒川河川敷に移動し、一般社団法人「ほうせんかの会」の西崎雅夫さんよりお話を伺った。西崎さんから、この河川敷で誰がどのように殺されたのか、当時の資料と証言を用いながらお話を聞くことができた。「何のために追悼の活動を続けているのか」という参加者からの質問に対する西崎さんの

力強い応えをわたしたちは聴いた。「また虐殺が起こる可能性があるからです。二度と起こさないように伝える責任があると思っています。」

●11月16日（月）現場研修③：木下川地域における皮革産業と部落差別

木下川（きねがわ）地域における皮革産業と部落差別について学ぶため「産業・教育資料室きねがわ」を訪問した。職員である岩田明夫さんからお話を伺った後、豚革の生産工程を紹介するビデオを見ることができた。

その後、2つのグループに分かれて、木下川地域のフィールドワークと資料室の見学を行った。木下川地域のフィールドワークでは、部落解放同盟墨田支部の北川京子さんに案内していただき、革製造の工場に立ち寄り、出来上がった革に直接触れることができた。北川さんから、根強く残る差別のゆえに、すべての工場がフィールドワークの受け入れに協力的であるわけではないことが語られた。

資料室では引き続き岩田さんから、木下川地域における皮革産業の歴史と変遷、地域における差別問題について、展示されているたくさんの資料を用いて解説していただいた。被差別部落から外に移住していく人びとは多いが、部落内には店などがないために被差別部落に外から移住してくる人びとはほとんどいない。そのような非対称の中に差別が表れていることを聴いた。

●11月16日（月）全体会①：五行詩づくり

ファシリテーターの花崎攝さん（武蔵野美術大学非常勤講師）、開発彩子さん（東京造形大学非常勤講師）のリードで、現場研修の中で最も印象的だったことを五行詩に表現するワークショップを行った。立派な詩を書こうとするのではなく、①テーマ、②そのテーマを表現するような形容詞、③動詞や動き、④記憶やメタファー、⑤自分の思いを、簡潔に自分の言葉で書くことが大切にされた。できあがった五行詩をグループごとに発表し合い、自らが詩に込めた思いを分かち合う時間を持った。

●11月16日（月）夕の祈り

夕の祈りは、韓国から参加した参加者が担当した。韓国参加者のリードのもと、賛美歌に振り付けをつけ、参加者全員で歌いながら踊りながら賛美を捧げた。その後、韓国参加者による祈りが捧げられた。

●11月17日（火）朝の祈り

朝の祈りは、カナダから参加した参加者が担当した。カナダ長老教会から参加した Jacklin のギター伴奏のもと、賛美歌「御名をかかげて」“Lord, I Lift Your Name on High”を参加者全員で歌い、その後祈りが捧げられた。

●11月17日（火）全体会②：各国発題

日本、ドイツ、韓国、アメリカの教会からの参加者からプレゼンテーションがなされた。在日大韓基督教会の参加者から動画も交えながら、日本における民族的差別とヘイトスピーチの現状についての発表がなされた。ドイツ教会の参加者から“Problem of discrimination and human rights – Refugees in Germany”と題し、シリアやバルカン諸国、アフガニスタンから逃れてくる難民をめぐるドイツの現状についての発表がなされた。韓国基督教長老会の参加者から、韓国国内において深刻な3つの差別（移住労働者に対する差別、性的少数者に対する差別、脱北者に対する差別）を紹介し

ながら発表がなされた。とりわけ、「違い」を「多様性」と捉えて発展の原動力とする成熟した社会にならなければならないこと、イエス・キリストにつながる青年は「私たちはいかなる区分もなくイエスの中で一つ」であるがゆえに連帯していかなければならないことが強調された。アメリカ・合同メソジスト教会の参加者から、フィリピン・ミンダナオ島南部に暮らすルマド族が政府系の民兵組織によって攻撃・殺害され、多くに人びとが避難している現状について発表がなされた。合同メソジスト教会が#StopLumadsKillings というキャンペーンを行っていることも合わせて紹介された。

翌日のワークショップの導入として、ファシリテーターである FUNI さん（在日コリアン三世）より、自分の思いをどのようにラップにしていけるのか、実際にデモンストレーションが行われ、会場から出された 3 つのキーワードを含んだラップが披露された。

#### ●11月17日（火）全体会③：五行詩切り貼り&ラップづくり

FUNI さんから提案された 4 つのキーワード（愛、居場所、マイノリティ、差別）に沿って、新たにグループを組み直し、それぞれの五行詩を切り貼りしながらグループでひとつの詩を作成した。各グループにラップの際に使用する曲が渡され、その曲に合うラップの言葉を確定する作業を行った。

#### ●11月17日（火）全体会④：立食パーティ&発表会

立食パーティ形式で食事を取りながら、各グループでつくったラップを、リハーサルなしのぶっつけ本番で披露し合った。参加者が自分の経験、学んだこと、反差別への思いなどをラップの言葉に込め、声を発した姿とそのパフォーマンスは、それぞれに圧巻のものだった。

#### ●11月17日（火）夕の祈り

プログラムの最後に、在日大韓基督教会（KCCJ）から参加した参加者による祈りが捧げられた。まず、参加者全員で賛美歌「主我を愛す」を歌った後、KCCJ 参加者全員による祈りが捧げられ、プログラムをしめくくった。

### 今回のプログラムデザインについて

ユースプログラム企画委員会は 5 月から定期的に開催し、以下の論点を共有して今回のプログラムが結実した。まず、フィールドワークを通じて参加者全員が共通の体験を持つこと。これは参加者同士に言語の壁が存在する中で、むしろ言語的には壁があっても、同じときを過ごし、同じものを見て、参加者が何かを五感で感じる。そのようなインプットがプログラムを充実させる上で必要だと判断した。本会議のテーマはヘイトスピーチがメインに据えられていたため、東京近郊で差別問題に取り組む現場や人びとと直接出会ってほしいとの企画委員会の願いから、次の 3 カ所を選んだ。関東大震災時の朝鮮人虐殺の現場から日本社会の排外主義は歴史を持つことを知る、現在も朝鮮学校に対して高校無償化排除という制度的な差別が続いていることを知る、皮革産業を担う被差別部落で日本社会でも歴史的に特定の職業に対して差別があることを知る。これら 3 カ所のフィールドワークを通して、海外の参加者にも国内の参加者にも、新たな知識と出会いを得てもらいたいと企画委員会は願い、フィールドワークがプログラムの核として盛り込まれた。

次に、ワークショップを行うことを重視した。フィールドワークがインプットなら、ワークショッ

ブはアウトプットであり、両方をプログラムの核に据えた。フィールドワークで「なぜ、わたし／あなたはそう感じたのか？」という参加者同士の自己開示や目の前の他者の背景・経験を理解しようと努めることで、深い相互理解が得られるだろうと期待した。しかも、現在や近い将来に若手リーダーとなる人びとが集まるであろうこのプログラムで、他では体験できないようなユニークで創造的な手法が必要だと企画委員会は判断した。そしてプログラム最終夜の発表会と本会議での報告時にラップを披露し、大好評を得た。これは参加者に「今回のプログラムで、こんな面白いことを学んだ」とさまざまな機会に報告してもらいたい、そして他の機会にその手法を活用してもらいたい、という企画委員会の願いがあった。企画委員会の予想以上にラップは盛り上がった。

最後に、壮絶な差別的逆境に対してキリスト者として生きることの指針を与えてくれるものとして、知里幸恵の生涯を演じる舞香さんの劇を鑑賞した。初日の歓迎会にふさわしい豪華な演出で、プログラムを始めるにあたり参加者に大きな問いを与えた。

他にも、各国参加者によるプレゼンテーションや朝夕の祈りなど、参加者に担当を依頼し、それぞれの参加者が主体的に関われる時間を確保するように努めた。日程の都合上、すべての国と地域の参加者に依頼することが叶わず、残念であった。

以上の通り、企画委員会では、「共通の体験」と「参加者同士の分かち合い」を核に「ユースプログラムの独自性」を打ち出そうと努めた。多くの方の協力により、期待以上のプログラムを作ることが出来たことをこの場を借りて、改めて心から感謝申し上げたい。

●片岡平和・小池善（ユースプログラム企画委員）

#### ユース参加者感想から

エキューメンカルなプログラムに参加したのは今回で三度目でした。一度目は日帰りの交流会、二度目は一泊修養会（どちらも NCC 青年委員会のプログラム）、そして三度目が今回の宣教会議と、徐々に手繰り寄せられるように引き込まれてきたように思います。また今回は通訳としての働きを与えられ、プログラムを通して特に海外からの参加者に心配りをするように心がけました。ひとつひとつのプログラムについては別に説明があると思いますので、主要なテーマについて自分の感想を述べます。

##### ○アイヌの歴史

独り芝居というのをじっくりと観たのは、知里幸恵さんをテーマにしたこの舞台が初めてでした。またアイヌ文化について、またその歴史についてじっくりと考えたのも初めてだったように思います。クリスチャンのアイヌとして東京で暮らした知里さんが、罪とは何か、私は存在してはいけない人間なのか、と苦悩し、周囲の全てを呪う場面は、むき出しの生の感情をまざまざと見せつけられたようで背筋がぞっとしました。

罪という概念は宗教的なようにも思えますが、「私は存在していいのか」という悩みはクリスチャンでなくとも、通じ合える気持ちであるように思いました。私たちは誰しも何かに肯定されなければ生きてはいけないのだ、と思うときに、一見「弱さ」にも見えるこの私たちの特徴が、私たちが生きていく中で大きなヒントになるように思えました。

その一方で「そもそもなぜ私たちは『自分の存在』に関して改めて肯定しなければいけないのだろう」とも思いました。この抗い、ともいえる自己肯定には「生きたい」という根源的な気持ちと、そ

れを否定する何か、が前提となっているように思います。差別の問題を考えるときに、差別者は「意地悪な人」、被差別者は「かわいそうな人」として描かれることも多いですが、差別とは、必ずしも意地悪な感情や憎しみから生まれるものではなく、一種の『常識』として私たちの社会に組み込まれていくものなのではないでしょうか。知里幸恵さんを通して描かれた「弱さも、苦しみも、すべて神の計画の中にある」という想いに至った人間の姿は、あるいはその不正義までも肯定することに至らないだろうか、という感想を持ちました。同時に、私たちクリスチャンにとって「罪」という概念は、短絡的に誰かを根本から否定する危険性をはらんでいるのだということは、覚えているべきだと思います。

#### ○部落差別の問題

私たちが訪れたのは八広駅、私の住まいの隣駅です。実際に仕事場を見学すると、なめされた革の美しさと、空气中に溢れる強烈な臭いに驚きました。私は去年東京に越してきましたが、自分の住んでいるすぐ近くに皮革工場地帯がある、ということを全く知りませんでした。

嗅覚というのは本当に正直です。肉・血・皮・脂の「生きた匂い」とでも言うべき感覚は今までに感じたものがないものでした。この地域が形成した経緯を学ぶ中で、1964年東京オリンピック開催が決まった後に皮なめし工場がこの地域に集められた、ということを知ったとき、私は自問せずには居られませんでした。

これが自分の家の横だったら、どうだろうか。

「こういうのは一般の工場みたいに一カ所に集めた方が効率的だし、住環境にも良い」とは思わないだろうか。

この地域が自分の隣町にあったら、どうだろうか。

「あの地域は通りたくないから少し回り道をしよう」とは思わないだろうか。

自分が生まれたのがこの地域だったら、一体どうしただろうか、と。

僕はきっと自分の近所に皮なめし工場が出来る、という話が持ち上がっても表立った反対運動はしないでしょう。しかし心の中では「もっとみんなハッピーになれる案があればいいのになあ」と思うことだろうと思います。その時、僕の中に差別意識はなくても、実際には僕は差別をする側の人間に立っているのだと思います。なぜなら僕は、差別自体に反対はしても「我々は別の地域に住むべき人間だ」という根本的なアイデアには疑問を呈していないからです。あるいは僕は彼らを引き離すことではなく、自分自身がその人たちから離れることで問題を解決しようとするかもしれません。しかしそれで本当に問題が解決されるのか、と考えると「いや、そうじゃないよな」と思われます。

差別意識、というのは匂いや立ち振る舞い、考えや文化の違いなどから、こういう風に「なんとなく」始まるのだろうということを感じました。そこにさまざまな理由が後付けされて、神話化し、常識となる。その感覚が暴力的なレベルまで成長するとは限りませんが、「彼らと私たちは違う人間だ」ということが「自分の結論」まで固まることは、よくあります。たとえば最近のテレビなどでは「日本人はすごい」「日本人とはかくあるべき」ということを目にするのが極めて多くなりました。その一方でインターネットでは、その「日本人とはかくあるべき」に当てはまらない人を「日本人じゃない」と断定する声が聞かれます。それは一部の人の極端な意見かもしれませんが、言わないだけでどこかそう思っている人は恐らく少なからずいるのではないのでしょうか。

「エタ」「ヒニン」と呼ばれ、文字通り人ではない、と断定された部落の歴史を振り返るときに、間違いが始まったのはどこだろうか、と考えさせられます。私たちは被差別部落の生活環境を国が改



善した「同和対策審議会答申」の後を生きている世代ですが、事業の効率化、道徳意識、家族愛などの「良いとされているもの」から零れ落ちる人やモノがあふれる現代の社会を考えると、あるいは私たちは根本的などころでは何も学んではおらず、新たな間違いをすでに犯しているのではないか、という危機感を覚えます。

#### ○「在日」という概念

通訳として、一番説明に苦心したのは在日朝鮮人についてでした。朝鮮学校は学校として認められていないけれど、一部の韓国系インターナショナルスクールは認められている。在日朝鮮人は税金を払っているし永住権はあるけれど選挙権はない。朝鮮学校には韓国籍をもつ学生が多いが、行われている教育には北朝鮮の影響も見受けられる、など前提となる知識も併せて通訳しないと、参加者が簡単には理解できないことが多いからです。

そのため、事前に自分の中に情報を詰め込みプログラムに臨みましたが、朝鮮学校を見学させてもらった際には、なんだか順番を間違えたかな、という気持ちになりました。子供たちは普通に勉強していましたし、壁には私たちの為に用意された生徒一人一人の自己紹介文が貼り出され、みなさんが私達を暖かく迎えてくれていることがよくわかりました。そこにはどこか懐かしい気持ちになる「普通の学校」があるだけでした。今回のユースプログラムにはたくさんの在日韓国人の参加者、また韓国からの参加者もいて、それぞれに違った想いで朝鮮学校を訪れたと思いますが、その他の地域（ドイツ、カナダなど）からの参加者からは「よく違いが分からない」という声も聞かれました。

日本が戦時中に韓国にしたこと、在日朝鮮人とされた人びとの闘争の歴史、現在の制度的差別、またヘイトスピーチの問題。それらは一つ一つ学ばなければならない事柄ですが、朝鮮学校の子供たちとの出会いは、私たちはこの地で共に生きているんだ、ということをおっけないほど簡単に示してくれました。「彼らはここで生活しているし、これからもここで生きていく。共に生きるべきか否かの答えは既に出ているじゃないか」という、考えてみればごく当たり前のことがすんなりと自分の中に入ってきたとき、まさにここからスタートしないとなにも話は進まないんじゃないか、と思いました。実際に出会って、触れてみることで、相手の姿を文字や情報の中に探さずにありのままの姿で出会ってみる。それは、今回のプログラムのなかで一番の収穫だったように思います。

#### ○最後に

私は19歳で日本を出てカナダに住み、その9年後に日本に一旦定住しよう、と帰国しましたが、それから1年が経ちました。30歳を目前にユースプログラムに参加、というのもどこか変なのかなあとも思いましたが、参加して本当によかったと思える時となりました。特にプログラムの最後の「ビートにのせてラップで感想を言う」というワークショップは、誰よりもノリノリで参加したと思っています。

大変に苦心して準備されたであろうユースプログラムの企画委員の方々、本当にありがとうございました。

●原口建（日本バプテスト連盟 市川八幡教会）

## ◆参加者◆

## 1. 国内講師・証言者

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
浜 矩子	同志社大学大学院ビジネス研究科	主題講演(1)
丹羽 雅雄	弁護士	主題講演(2)
Leny TOLENTINO	カトリック横浜教区難民移住移動者委員会 カラカサン-移住女性のためのエンパワメントセンター	ワークショップ 1
太田 満		ワークショップ 2
又吉 京子	沖縄キリスト教センター ぎのわんセミナーハウス	ワークショップ 3
宋恵淑	在日本朝鮮人人権協会	ワークショップ 4
東谷 誠	日本基督教団 部落解放センター	ワークショップ 5
舞香		ユースプログラム 講師
花崎 攝		ユースプログラム ファシリテーター
開発 彩子		ユースプログラム ファシリテーター

## 2. 海外教会・団体参加者

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
Edward DAVIS	United Church of Christ Common Global Ministries Board	
Sharon DAVIS	United Church of Christ Common Global Ministries Board	
Elizabeth LEUNG	United Church of Christ Common Global Ministries Board	朝の祈り(19日)
Deenabandhu MANCHALA	The United Church of Christ Common Global Ministries Board	全体会 2 宣言文起草委員
Victor Wan-Chi HSU	Presbyterian Church in Taiwan	
Supina NAKAISULAN	Presbyterian Church in Taiwan	朝の祈り(21日)
Divan SUQLUMAN	Presbyterian Church in Taiwan	
Geevarghese Mor Coorilos	The Syrian Orthodox Church	開会礼拝説教
Michiko BOWN-KAI	The United Church of Canada Youth	
Won HUR	The United Church of Canada	
Patricia Kathryn TALBOT	The United Church of Canada	
Robina WINBUSH	Presbyterian Church (U.S.A.)	全体会 2
Jacqueline BANNERMAN	The Presbyterian Church in Canada Youth	
Mary KYEI	The Presbyterian Church in Canada Youth	
Yeram RYU	The Presbyterian Church in Canada Youth	
Ronald WALLACE	The Presbyterian Church in Canada	宣言文起草委員
Glynis WILLIAMS	The Presbyterian Church in Canada	朝の祈り(20日)

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
Cora-Marlen Jeß	Evangelical Mission in Solidarity, Germany Asia Rural Institute, Japan Youth	
Sabine KLUGER	Evangelical Mission in Solidarity, Germany	
Gabriele MAYER	Evangelical Mission in Solidarity, Germany	全体会 2
Manuela OTT	Dalit Solidarity in Germany	宣言文起草委員
Leonie Maria WIEGAND	Evangelical Mission in Solidarity, Germany Asia Rural Institute, Japan Youth	
Joy Eva BOHOL	United Methodist Church Youth	
Claudia GENUNG	United Methodist Church	
Hye-In LEE	United Methodist Church Youth	
Christopher Mackie FERGUSON	World Communion of Reformed Churches	全体進行 (21 日)
Yuko TONAI-MOORE	Uniting Church of Australia	
David Peter CARELSE	Uniting Reformed Church in Southern Africa	全体会 2
Staccato POWELL	African Methodist Episcopal Zion Church	夕礼拝説教 (20 日)
Jooseop KEUM	World Council of Churches	全体進行 (20 日)
KIM Dong Sung	World Council of Churches	全体進行 (20 日)
KANG Chun Hee	General Board of Missions Korean Methodist Church	
NAM Soohyun	General Board of Missions Korean Methodist Church	
HAM Ji Hye	Korean Methodist Church Youth	
LEE Hongjung	Presbyterian Church of Korea	
BYUN Changbae	Presbyterian Church of Korea	
KIM Hyekyung	Presbyterian Church of Korea	
KIM Sohyeong	Presbyterian Church of Korea Youth	
BAE Tae Jin	Presbyterian Church in the Republic of Korea	
AN Mujung	Presbyterian Church in the Republic of Korea	
CHOI Ae Ji	Presbyterian Church in the Republic of Korea Youth	
KIM Jinho	Korea Evangelical Holiness Church	
YEU Sungsam	Korea Evangelical Holiness Church	
HONG Jungpyo	Korea Evangelical Holiness Church Youth	
KIM Youngju	National Council of Churches in Korea	
CHUNG Jujin	National Council of Churches in Korea	

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
YU Huseon	National Council of Churches in Korea Youth	
SHIN Misuk	Korea Church Women United	
HAN Miok	Korea Church Women United	
YOON Jasun	Korea Church Women United	
LIM Choonshik	PCUSA Asia	
LIM Yenhee	PCUSA Asia	
YOO Sikyung	Anglican Church of Korea	
KIM Kyrie	Anglican Church of Korea	
CHUNG Byungjoon	Seoul Presbyterian Theological University	
YU Suk-Sung	Seoul Theological University	閉会礼拝説教

### 3. 国内教会・団体参加者

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
石橋 秀雄	日本基督教団	
長崎 哲夫	日本基督教団	実行委員
高橋 潤	日本基督教団	
小畑 太作	日本基督教団	
安井 修二	日本基督教団	
小笠原 純	日本基督教団	
廣中 佳実	日本基督教団 ユース	
中村 優里	日本基督教団 ユース	
阿波加 寛	日本基督教団 北海教区 ユース	
望月 みく	日本基督教団/学生キリスト教友愛会 ユース	
金宣希	日本基督教団/学生キリスト教友愛会 ユース	
佐藤 祥	日本基督教団/学生キリスト教友愛会 ユース	
鎌仲 聖羅	日本基督教団/学生キリスト教友愛会 ユース	
野田 沢	学生キリスト教友愛会	ユースプログラム 企画委員
古賀 清敬	日本キリスト教会	
大石 周平	日本キリスト教会	
齋藤 カナ	日本キリスト教会 ユース	
千葉 正彦	日本キリスト教会 ユース	
吉高 叶	日本バプテスト連盟	実行委員

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
魯孝錬	日本バプテスト連盟	声明文起草委員
杉山 佳南子	日本バプテスト連盟 ユース	
永山 辰原	日本バプテスト連盟/西南学院大学神学部 ユース	
大矢 直人	日本バプテスト同盟	実行委員
松浦 悟郎	日本カトリック難民移住移動者委員会	
鈴木 まり	日本カトリック難民移住移動者委員会	実行委員
Clarita SANCHEZ	日本カトリック難民移住移動者委員会	
小橋 孝一	日本キリスト教協議会	
網中 彰子	日本キリスト教協議会	
菊地 純子	日本キリスト教協議会 ドイツ委員会	実行委員
李明生	日本キリスト教協議会 在日外国人の人権委員会	実行委員 宣言文起草委員会
矢萩 新一	日本聖公会	実行委員
西原 廉太	日本聖公会	
呉 光現	日本聖公会	
山田 拓路	日本聖公会 ユース	
新田 紗世	日本聖公会 ユース	ユースプログラム 企画委員
下条 あすか	日本聖公会 ユース	
高垣 嘉織	日本福音ルーテル教会 ユース	ユースプログラム 企画委員
金秀男	在日本韓国 YMCA	
金鐘賢	在日大韓基督教会	
趙永哲	在日大韓基督教会	
金健	在日大韓基督教会	
鄭然元	在日大韓基督教会	
鄭守煥	在日大韓基督教会	
韓聖炫	在日大韓基督教会	
金仁果	在日大韓基督教会	
金承熙	在日大韓基督教会	
金貞子	在日大韓基督教会	
朴栄子	在日大韓基督教会	
朱文洪	在日大韓基督教会	
金性済	在日大韓基督教会	実行委員長 聖書研究 1・2
金柄鎬	在日大韓基督教会	実行委員

名 前	教派・団体	プログラムでの担当
李信三	在日大韓基督教会 ユース	ユースプログラム 企画委員
朱美恵	在日大韓基督教会 ユース	
金素羅	在日大韓基督教会 ユース	
郭正勲	在日大韓基督教会 ユース	ユースプログラム 講師
中野 真希	在日大韓基督教会 ユース	
片岡 平和	早稲田奉仕園 ユース	ユースプログラム 企画委員
小池 善	早稲田奉仕園 ユース	ユースプログラム 企画委員
新川 隼平	早稲田奉仕園 ユース	
志田 健	早稲田奉仕園 ユース	ユースプログラム 企画委員
大川 祈	学生 YMCA ユース	
飛田 雄一	NCCJ-URM 委員会	
比企 敦子	NCCJ 教育部	
宮本 義弘	日本基督教団 在日韓国朝鮮人連帯特設委員会	
小林 明	日本基督教団 部落解放センター	
三浦 忠雄	日本基督教団 北海教区アイヌ民族情報センター	
佐藤 直子	<難キ連> 難民・移住労働者問題キリスト教連絡会	
韓守賢	北海道外キ連	
中家 盾	関東外キ連	
小山 俊雄	神奈川外キ連	
原田 光雄	関西外キ連	
中村 豊	関西代表者会議	
本竜 晋	広島外キ連	
川本 良明	九州・山口外キ連	
秋葉 正二	外キ協	

#### 4. 通訳者

名 前	所 属	プログラムでの担当
Jeffry MENSENDIEK	Common Global Ministries Board (CGMB)	通訳
Martha MENSENDIEK		通訳
Robert WITMER	日本基督教団 北海教区	通訳
牧野 佳奈子		通訳

名 前	所 属	プログラムでの担当
今井 麻希子		通訳
シバラム カドカ		通訳
足立 ネルマ		通訳
土井 桂子	広島外キ連	通訳
原口 建	日本バプテスト連盟 ユース	ユースプログラム 通訳
細田 じょい	日本基督教団/学生キリスト教友愛会 ユース	ユースプログラム 通訳
高田 蛍	日本聖公会 ユース	ユースプログラム 通訳
林美恩	日本基督教団岡本教会・香港メソジスト教会 United Methodist Church	ユースプログラム 通訳

#### 5. 事務局スタッフ

名 前	所 属	プログラムでの担当
大久保 正禎	日本キリスト教協議会 在日外国人の人権委員会	宣言文起草委員
真鍋 泉	日本キリスト教協議会 在日外国人の人権委員会	宣言文起草委員
佐藤 容子	日本基督教団 藤沢教会	礼拝委員
高田 輝樹	日本基督教団	実行委員
藤守 義光	日本キリスト教会 ウェスレー財団	実行委員
井形 英絵	日本バプテスト連盟	礼拝委員会 実行委員
森 小百合	日本 YMCA 同盟	スタッフ
李元重	在日大韓基督教会	スタッフ
申容燮	在日大韓基督教会	スタッフ
呉焯涓	在日大韓基督教会	スタッフ
李信宇	在日大韓基督教会	スタッフ
曹恩注	在日大韓基督教会	スタッフ
金成元	在日大韓基督教会	全体進行(19日) 実行委員
金迅野	在日大韓基督教会	ワークショップ 6 実行委員
許伯基	在日大韓基督教会	実行委員
David McIntosh	アジア学院	通訳 実行委員
佐藤 信行	在日韓国人問題研究所(RAIK)	実行委員
有住航	事務局	実行委員

### 第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議 共同声明

「はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイによる福音書 25:40)

私たちは2015年11月18日から21日にかけて、第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議を、東京・在日韓国YMCAを会場に開催しました。「共に生き共に生かしあう日本社会に向けて—日本と世界の連帯でめざす日本社会の正義と共生」という主題のもとに、在日コリアン・移住者・アイヌ・沖縄・被差別部落・LGBTなどのマイノリティ、そしてWCC(世界教会協議会)をはじめ南アフリカ、アメリカ、カナダ、ドイツ、オーストラリア、インド、ダリット、フィリピン移住者、台湾、台湾先住民、韓国、世界の諸教会の代表者ら133名が参加しました。本会議では、ヘイト・スピーチの日本における現状と課題、そして世界的なゼノフォビア、ヘイト・クライムの課題を共有し、公正かつ包括的な多民族・多文化共生社会の実現に向けて論議しました。

日本社会ではこれまでも、朝鮮学校に通う女子生徒の制服が切り裂かれるなど、在日コリアンをはじめとするマイノリティに対する差別と暴力が繰り返されてきました。しかしさらに今日では、差別・排外主義的な主張を標榜する団体により人種的憎悪や民族差別を煽動するヘイト・スピーチが公然と繰り返され、「ウジ虫」「ゴキブリ」「卑しい連中」「死ね」「殺せ」といった言葉によって恐怖と苦痛を与え続けています。子どもにすら向けられるこのような言動は、向けられる人びとの生命や精神・身体に対する直接の加害行為と非人間化を煽動しているにもかかわらず、日本国家と社会には、人種差別を禁止し被害者を救済する法制度が存在せず、差別とそれに基づく暴力が放置されています。ヘイト・スピーチが放置されるのならば、それは近い将来より激しい暴力を伴う犯罪行為へと発展することを、世界の各地で起こった過去の事例は示しています。

ヘイト・スピーチを生み出す根底には、日本の侵略と植民地支配、戦争・戦後責任という、過去の人間の尊厳を蹂躪した加害の歴史認識を抹消しようとする歴史修正主義があることは明らかです。ヘイト・スピーチを根絶し、人間の尊厳と平等が実現する社会を構築するためには、日本国家と社会が歴史的事実を問い直すこと、人種差別禁止法をはじめとする人権法制度を確立することが不可欠です。

にもかかわらず、アジア・太平洋戦争における被害者からの訴えに対して日本では、歴史的事実を歪曲・改ざんして戦争加害の事実を認めず、それを正当化する歴史修正主義が横行しています。さらには安倍首相をはじめとする多数の国会議員がこれに加わり、歴史修正主義が国家の中枢を占めています。私たちは、国家の主導する歴史修正主義が差別・排外主義を助長してヘイト・スピーチ、ヘイト・クライムを生み出す原因となっており、ひいては軍事強化・戦争推進につながっていることを確認しました。

いま世界では、国と民族を越えて貧富の格差が急速に拡大しています。将来への不安や経済的・社会的な矛盾が不寛容を生み、マイノリティである移民に対する嫌悪や恐怖として噴出させる出来事が頻発しています。このゼノフォビアの問題が、各国における難民に対する人道的な緊急受け入れの取



り組みも困難にさせています。移民を条件付きで選別・序列化する現状では、移民は排除と同化の対象でしかありません。しかし、私たちは移民との具体的な出会いを通して、移民が「命の尊厳」を持つ隣人であることに気づかされるのです。そのプロセスの中でこそ、内なる敵意の連鎖を断ち切ることができるのです。

私たちは今回の会議において、キリスト教会は、武力・戦争への道に対して明確に否を唱える平和の道と、平和と福祉を全ての人と分かち合う共生社会の構築の道を模索しなければならないこと、そのためにマイノリティの叫びの中にイエス・キリストの呼び求める声を聞かなければならないことを確認しました。教会は、キリストの呼びかけに応答し、世界的なネットワークの中で共生の天幕を広げてゆくこと、そのためにこの問題を、神学と宣教と教会形成の重要課題として共有することが必要であることを確認しました。

不寛容さが増大するこの世界では今、弱者の切り捨てによる社会の分断が進み、憎悪と対立が増大し、多くの人びとの命と尊厳が損なわれています。私たちキリスト者はこのことに強い危機感を抱いています。

情報と富のグローバリゼーションが急速に進む今日、あらゆる社会は憎悪による暴力をもって蹂躪される危険に晒されています。レイシズムとゼノフォビアの嵐がグローバリゼーションと共に広がるこの世界において、憎悪に抗い、神の似像に示される全人性を回復するために共生の天幕を広げる宣教の道を、現代のキリスト教会は模索しなければなりません。神は、寄留者（外国人／移民）の存在を通して、私たちの内なる敵意の連鎖を断ち切り、和解へと至る道を示されたことを、私たちは聖書を通して知ることができます。寄留者を受け入れること、また自らを寄留者として位置づけることは、恐れと怒りが平和的な共生への希望と変えられ、この世界に神の祝福が実現するために不可欠な事柄です。イエス・キリストが示された、隣人愛こそが人間の敵意と憎悪に勝利する真の力であることを、キリスト教会は今日の社会において証言しなくてはならないのです。ヘイト・スピーチの暴力によるマイノリティの被害を黙視していた罪を私たち日本の教会は告白し、現代を生きるキリスト者に託された福音宣教の使命として、この課題に取り組み、この地上に平和と共生の社会の実現を求めていくことを決意します。

第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議に参加した私たちは、日本政府に対して、日本社会に対して、日本の諸教会に対して、そして世界の諸教会に対して、以下のことを提案します。

1. 私たちは、今こそ日本政府が、世界およびアジアの一員として、以下のことに取り組むことを求めます。

①人種差別撤廃のために、2014年の国連自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会の勧告に従い、「人種差別撤廃基本法」「外国人住民基本法」もしくはこれらと同等の効力を持ってヘイトスピーチなどの差別行為を違法化する国内法の整備を早急に実現すること。

②近隣諸国との平和的対話を継続するために、戦争・戦後責任を明確に自覚した公正な歴史認識を徹底し、学校教育に反映させること。

③マイノリティへの偏見や差別をなくすために、朝鮮学校の高校無償化をはじめ、マイノリティに対する教育の権利を保障し、多文化教育を制度化すること。

2. 私たちは日本の市民に、以下のことを呼びかけます。

①ヘイト・スピーチを許さない多民族・多文化共生社会のビジョンの実現のために、排除されたマイノリティの声に耳を傾け、それに応えること、マイノリティの社会的・政治的・経済的・文化的参画を図ること。

3. 私たちは、教会に託された福音宣教の業を担うために、日本の諸教会に以下のことを呼びかけます。

①日本社会における不正義を示すものとして、周辺化され排除された人びとが経験する痛みを聞き、認識し、共有すること。

②マイノリティのニーズや訴えを受けとめることを各教派の宣教方策として取りあげ、教派を超えてこれらの課題を定期的に協議し、共に行動する機会を持つこと。

③国内でのマイノリティ・ネットワークの構築に協力し、在日大韓基督教会が呼びかけている「マイノリティ宣教センター」の設置を目指して、諸教派による協議を続けていくこと。

④日本国内の諸宗教や市民団体との間で、マイノリティへの差別に取り組むための連帯と協働を進めること。

4. 私たちは共生の天幕を世界にひろげるために、世界の諸教会に対して以下のことを呼びかけます。

①世界的なネットワークを活用して、諸教会がマイノリティへの差別を乗り越えた経験や共生コミュニティを形成した物語、およびその効果的手法を共有すること。

②マイノリティに関する諸課題に取り組むための青年プログラムを積極的に支援すること。

③世界のエキュメニカル団体に呼びかけ、世界各地における人種差別をはじめとするさまざまな差別の再発に抗い、周辺化された人びとの命と尊厳を守るための、新たな取り組みを進めること。

④3月21日国連人種差別撤廃デーにあわせ、世界のマイノリティを憶えて祈ること。

2015年11月21日

第3回「マイノリティ問題と宣教」国際会議 参加者一同

在日大韓基督教会／日本キリスト教協議会／日本基督教団／日本キリスト教会／日本バプテスト連盟／日本バプテスト同盟／日本カトリック難民移住移動者委員会／ウェスレー財団／日本聖公会／世界教会協議会／改革教会世界共同体／カナダ合同教会／台湾基督長老教会／シリア正教会／アメリカ長老教会／カナダ長老教会／EMS／EMW／合同メソジスト教会／オーストラリア合同教会／南アフリカ合同改革派教会／アフリカ・メソジスト・エписコパル・シオン教会／基督教大韓監理会／大韓イエス教長老教会／韓国基督教長老会／基督教大韓聖潔教会／韓国教会協議会／韓国教会女性連合会／大韓聖公会

●<日本語版>のための参考資料●

**マイノリティ** 直訳的には「少数者」であるが、人権問題においては特に、社会的に弱い立場に置かれている少数者を指して用いられる。国連人権小委員会特別報告官カポトルティ氏の定義(1977年)によれば、◆一国においてその他の住民より数的に劣勢な集団で、◆非支配的な立場にあり、◆その構成員は国民の残りの人たち(たとえばマジョリティ)とは異なった民族的、宗教的または言語的特徴を有し、かつ◆自己の文化、伝統、宗教または言語を保持することに対して、連帯意識を黙示的であるにせよ示しているもの、とされる。したがって、数の上では少数であっても、例えば在日米軍の場合は支配的立場にあることから、マイノリティとは分類されない。

**ゼノフォビア／レイシズム** ゼノフォビア (Xenophobia) とは、外国人嫌悪の意。アウトサイダーとみられている人びと・集団に対して恐怖もしくは嫌悪する、主として偏見に基づく排外感情を指す。レイシズム (Racism) は人種主義と訳されるが、多くの場合「人種差別主義」の文脈で用いられる。今日においては、広く個人の出自に関する差別的言動を指して用いられる。国際連合は 1965 年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)」、略称「人種差別撤廃条約 (ICERD)」を採択、1969 年より発効された。同条約では『人種差別』とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」(第 1 条 1 項) と定義している。日本は国連採択後 30 年を経て 1995 年に本条約に加入したが、その後 20 年間、対応する国内法の整備は行われていない。

**ヘイト・スピーチ／ヘイト・クライム** 「ヘイト・クライム」「ヘイト・スピーチ」ともに 1980 年頃にアメリカで作られた新しい用語。1980 年代前半、アフリカ系住民や性的少数者に対する差別主義的動機による殺人事件がニューヨークを中心に頻発、85 年に「ヘイト・クライム」の調査を国に義務づける法案が作成されたことが始まりと言われている。

ヘイト・クライムもヘイト・スピーチも、人種・民族・性などのマイノリティに対する差別に基づく攻撃を指す。「ヘイト」とは、「マイノリティに対する」否定的な感情であり、いわゆる一般的な憎悪感情全体を指すものではない(したがって、政治家や在日米軍に対する否定的言説はヘイト・スピーチとは分類されない)。ヘイト・クライムは暴力行為を有するもの、ヘイト・スピーチは言動による暴力を指して用いられる。ヘイト・スピーチは身体への直接的暴力は伴わないものの、「人種的烙印の一形態としての攻撃」「言葉による平手打ち」とも言われる。「ヘイト・スピーチ」という用語は日本では 2013 年から一気に広まった。日本語では「憎悪表現」と直訳されることも多いが、「マイノリティ (社会的少数者)」に対する否定的な攻撃を指すのであって、一般的な憎悪感情全体を指すものではないため、むしろ、国際人権規約(自由権規約)第 20 条、人種差別撤廃条約第 4 条で用いられている「差別煽動」(incitement to discrimination) という意識のほうが適切である。

